

自治研ちば

JICHIKEN CHIBA

vol.23

2017年6月

特集 憲法施行70年

自治研センター講演会

中東・世界の動きと日本



天然記念物 諏訪神社の大樟（陸沢町）

一般社団法人 千葉県地方自治研究センター

〒260-0013 千葉市中央区中央4丁目13番10号

千葉県教育会館新館6階 自治労千葉県本部内

TEL.043-225-0020

自治研ちば

vol.23 2017.6

• 巻頭言	理事長 法政大学法学部教授 宮崎 伸光	2
• 自治研センター講演会 中東・世界の動きと日本 …	参議院議員・中東調査会客員研究員 大野 元裕	3
• 特集 憲法施行70年 国会における憲法論議から振り返る	法政大学非常勤講師（元千葉県総務部政策法務担当参事） 神崎 一郎	19
• 特集 憲法施行70年 憲法を取り巻く情勢と私たちの課題	弁護士 植竹 和弘	25
• 特集 憲法施行70年 シリーズ「千葉から日本社会を考える」 ついに憲法改正問題は正念場の局面へ ——本腰で取り組みを	島根県立大学名誉教授 井上 定彦	28
• 連載⑰：数字で掴む自治体の姿…	理事長 法政大学法学部教授 宮崎 伸光	31
• 寄稿 再生可能エネルギーと地方自治体の役割	民進党千葉県第13区総支部長 宮川 伸	43
• シリーズ千葉の地域紹介 睦沢町 豊かな自然、住んで良かった・住んでみたい町を目指して	睦沢町総務課&うめ丸	48
• 新聞の切り抜き記事から	研究員 井原 慶一	50
• 今期の入手資料	編集部	52
• 一般社団法人 千葉県地方自治研究センターの概要（会員募集）		53
• 編集後記	事務局長 佐藤 晴邦	54

千葉県地方自治研究センター理事長・法政大学法学部教授 宮崎 伸光



日本国憲法が施行されたのは1947（昭和22）年5月3日、同日に施行された地方自治法と共に今年70周年を迎えた。

日本国憲法には、世襲君主制と民主制のように、本来「水と油」のような対立ないし緊張関係に位置するいくつかの価値観が不思議に両立している。それでもこれだけ長く人々に受け入れられてきた。そのナゾを解く鍵は何であろうか。

それを憲法自体の内容に求めても、それだけでは見つけられないような気がする。誰もが否定をしない平和主義についても、具体的な話になれば深刻な対立が露出する。

憲法は為政者の行為を縛る約束である。それが約束である以上、約束は守らなければいけないという規範がその前提として存在する。規範は人々の行動に指針を与えるが、反対に人々の行動による経験も規範を導く。

私たちの行動様式の中には、一見二律背反の事象についてもなんとか折り合いをつけようとする、あるいは真っ向から対立する主張についても「双方の顔を立てる」ことを善しとする「気風」があるのではないかと私は、それこそが日本国憲法が保持されてきた要諦のような気がする。

私は、そうした現行憲法を一切改正してはいけぬとは思わない。しかし、「今」は絶対に憲法改正のときではなく、断固現行憲法を守りたいと強く思う。

その「今」とはどういうときか。

私が思う「今」は、単に為政者ないしそれを取

り巻く集団が立憲主義を蹂躪する行為に着手し、強権を発動して既成事実を積み重ねているときというわけではない。

「今」は、憲法を守ろうとせず、現に守ることができない者が改憲を声高に主張している。立憲主義の基盤となる規範の破壊とそうした行為の同時進行は明らかに矛盾に満ちている。この破壊された基盤を修復しない限り、いくらどのように改められても「守られない憲法」しか成立し得ない。もちろん「守らなくともよい憲法」はもはや憲法の名に値しない。「憲法」という名称の文章ができて憲法は消滅する。「今」とはそうした「憲法の終焉」に向かっているときにほかならない。

現行憲法の施行日に格別の意味はない。しかし、その6か月前の公布日、すなわち11月3日は明治天皇の誕生日である。旧憲法の改正手続きが守られたことと併せて、内容を抜本的に転換させた両憲法間にも連続性を認めることができる。立憲主義そのものも継承されているのである。

日本国憲法の「第八章 地方自治」は、「第二章 戦争の放棄」と共に新たに起こされた章である。あまり耳目を引かないが、実は、地方自治特別法を規定する第95条には、米国における経験の影響が極めて強い。しかし、それやこれやを含めて、「われら」は日本国憲法として表現された「崇高な理想と目的を達成することを誓って」きた。いや、そのはずであった。しかし、何事につけ「継承」は「創設」に劣らず難しい。

中東・世界の動きと日本



参議院議員・中東調査会客員研究員 **大野 元裕**

再録編集文責：本誌編集部

当研究センターは地方自治を中心に、医療、福祉、地方分権、防災など時々の課題で講演会を開催してきましたが、今回は激動の世界に目を向け、中東問題をテーマにして参議院議員の大野元裕氏を講師に招いて講演会を開催しました。

皆様こんにちは。大野元裕でございます。参議院議員でもありますけれども、実はいろんなところで中東を視察させていただいておまして、議員になってからも引き続き中東調査会で研究員をさせていただいております。

■中東に13年間滞在し、多くの人々と交流

さて、きょうは中東の話をさせていただきますが、私は長い間、中東にいました。13年ほど向こうにいまして、途中で2回、戦争にも巻き込まれた経験を持っています。そんな中で、様々な人と交流し、友達もできました。

イラクのサッダーム・フセインを、覚えていますか？ サッダーム・フセイン政権時代のイラクとか、まだ内戦前のシリアのアサド大統領の時代には、独裁政権ですから、拷問による取り調べもよくありました。実は私の友人で、バアス党という独裁政党で拷問を行っていた男がいました。もちろん、あとから分かったことですが、彼に聞いたことがあります。

「拷問って、どうやったのか？ どうすると効くのか？」と聞きましたら、彼は言っていました。「人間の生まれたままの自然な欲求をやらせないこと」。自然の摂理を妨げるといことが、実は

一番効くと言うのです。例えば、眠らせないとか、休ませないとか、体の自由を奪うとかが、それがすごく効くのだと聞いたことがあります。

さて、中東へ行かれたことのある方、おられますか？ ありがとうございます。どちらですか？

(参加者) イラクです

○大野 イラクですか。それは仕事ですか？

(参加者) いや、遊びです。

○大野 遊びでイラクに行ったんですか？ 私と同じように変わっていますね。実は最近、地方公務員の皆様にも、技術協力等でいろんなところに長く行っていただくこともありますので、もしかするとこの中に、将来イラクに行かれるという方もおられるかもしれません。きょうは、この中東についてお話をさせていただこうと思っております。

普通の日本人からしますと、中東って「物すごく遠いところにある」、「よくわからない」というのがほとんどの方のイメージではないでしょうか。中東というのは大体、普通の日本人で二つぐらいのイメージがあると思います。

一つは、「ロマンティックな中東」です。砂漠があって、月が出ていて、その上を何か白いオバQみたいな格好をしたおじさんがラクダの上に乗ってとうとうと行く。あるいはベリーダンスを踊っているとか、目だけ出ている衣装とか、そういうロマンティックな中東、オリエンタルな中東です。

もう一つは逆で、ここに写真が出ていますけれども、オサマ・ビンラディンです。怖い中東。何かテロがいっぱいあって、いつも殺し合っている



…そんなイメージ。大体、この両極端のイメージが多分、多いのではないかと思います。

ところが、私たちが実際に中東と接するとき、もしかするとそれぞれの自治体でも、将来テロとか、あるいは人質事件が、起きるかもしれません。そのときに、「何だ、あれは。わけわからん」では、やはり済まされたいと思います。

とても重要なことですが、ちなみに「中東」ってどこか御存じですか？「中東」は外務省の定義ですと、イラン、イラク、シリア、ヨルダン、サウジアラビア、イスラエル、レバノン、エジプト、リビア、バーレーン、アルジェリア、チュニジア、モロッコ、このあたりまでをいいます。

実は「中東人」というのはいません。中東って、何で「中ぐらいの東」か、わかりますか？これは、ヨーロッパから見て「中ぐらいに東」、あるいは「中近東」というのは「中ぐらいに近い東」、これが中東です。ヨーロッパから見ると一番遠いところを「極東」といいます。「極東」には、「アジア人」がいるかもしれませんが、「極東人」はいません。それと同じで、「アラブ人」はいますが、「中東人」はいません。でも、「十把一からげ」で

西洋の歴史観、西洋の地理観で言えば、中東というのは上記のエリアということになります。

■ヨーロッパとアジアを結び石油が産出する重要な地域

ですから、中東を定義する言葉というのはほとんどありません。その国によって、大体このあたりとなっています。先ほど私は「外務省の定義」と言いましたが、見る人によって場所が違います。モーリタニアを含める人もいれば、アフガニスタンを含める人もいれば、いろんな人がいますから、大体このあたりとなります。でも、大体このあたりの中東で、何かわけわからないことがよく起きるのも事実です。

地政学的にヨーロッパとアジアとアフリカを結ぶ、とても大事なところなんです。それから地下から、また変なものが出てきます。昔は地下から埋蔵金とか温泉が出てくると金持ちになりましたが、最近は日本も学校の敷地からごみが出てくると金持ちになる、こういう時代になりましたけれども。中東は石油が出てきます。まさに資源のない日本にとっては、好き嫌いに関係なく、つき合わざるを得ないのが中東です。

この中東には、ある程度共通なことがあります。それを一言でくくってしまえばイスラーム教です。イスラーム教の預言者はムハンマドです。預言者とは、神からの言葉を預かったメッセンジャーですが、イエス・キリストとかムハンマドといった人たちです。その預言者のムハンマドが帝国をつくりました。これが、中東です。イスラームもしくはイスラーム的な文化に、やはり物すごく大きな影響を及ぼしているというのが、このイスラーム教です。

イスラーム教には、スンニ派とシーア派があるのを聞いたことがあると思います。私の専門は、このシーア派の哲学です。その話をし始めますと、すぐにみんな寝てしまいますから、きょうは難しい話はやめておきます。ただ、イスラーム教や中東もそうですが、海外を知ろうと思う時、外国や異文化に接する時に、私たちは謙虚である必要が

あると思います。

「イスラーム教は夫人を4人持てるんだって。いいね」と言います。私は、あまりいいとは思いませんが…。あるいは、「豚肉食べてはいけないんだって。トンカツ食べられないんだ」「酒飲んではいけないんだって。かわいそうだね」例えばこんな話を、私たちはするかもしれません。

その時に、なぜ豚を食べちゃいけないのかわかりますか？ 今もそうですが、昔は冷蔵庫がありませんでした。「中東は暑い。豚肉というのは腐りやすい。だからそんなものを食べると、すぐに病気になる。だからだめなんだ」と、物の本にはそう書いてあります。確かに昔は食べていました。イラクのバグダットの、チグリス川の真ん中に島があり「オンム・ハナジール」といって、豚の母島です。昔、豚が住んでいて食べていたのです。

説明としては、そのようにみんな言います。しかし、実は違います。正解は、ただ一つです。何かと申すと、神様がだめと言うからだめなのです。要するに、説明はいりません。これが信仰です。それを私たちは理解してあげる。つまり、その宗教が何を信じているか、どんな宗教だろうが外から見たら、わけがわかりません。でも、「そういう感覚でいるんだ」というので、私たちと文化が接する。その上で説明を考えるということが、とても大事だと思っています。

そうしますと、先ほどの中東世界のいろんな側面があります。例えば、ロマンティックな中東、あるいは、テロリストが跋扈する中東があり。最近では、わけのわからないISとか、アル＝カーイダとか、ザルカーウィとか、日本人が殺されたりするのを見ていますと、まず暑いんじゃないか、怖いんじゃないか、貧しいんじゃないか、というマイナスのイメージが、ものすごく出て来るのではないですか。

しかし、これは全部、正しいけれど正しくないのです。何を言っているかと言いますと、例えば、イラクの南のほうに行きますと、世界最高気温を記録した場所があります。バスラという町で、港町です。昔、「シンドバットの冒険」という物語をテレビで放送していたのを覚えていますか？

あの時に港町があって、そこに大きな鳥が来て、シンドバットがさらわれたのがバスラです。あそこで57.2度という世界最高気温を記録しました。

ただ、ILO・国際労働機構が、「50度を超えたら、外で働いてはいけない」と言いましたら、なぜか中東のすべての国の温度計は、49.9度でとまることになりました。多分、永遠に57度は抜かれないと思います。真夏になって、イラクやクウェートのあたりで何が起きるかと言いますと、車で窓を開けて走ると、ドライヤーを顔に当てるとチリチリと震えがするような感覚というのでしょうか、あのような感じです。

一方で、イラクの一番北では、真冬になりますと2メートルの雪が積もります。スキー場はありませんが、サダム・フセインの息子がヘリコプターで上に行って滑り降りていました。つまり、北のほうは寒いのです。

怖いということについてです。ただ、私の隣には、テロリストは住んでいませんでした。私は、アパートというか、マンションのような所に住んでいました。逮捕された人がいました。イスラーム過激派という人には会いましたが、「私はテロリストだ」という人に、なかなか直接に会うことはできませんでした。これは、日本で申すと、まさに“フジヤマ・ゲイシャ”の世界です。確かに富士山はきれいです。芸者もいますが、皆さんの家の隣に芸者は住んでいますか？ あるいは、熊を撃つマタギもいます。皆さんの家の隣にマタギはいますか？ まさにこの世界なのです。

テロリストはいます。でも、隣のおじさんは何をしているかと言いますと、朝の7時半になると背広を着て、会社に車で行きます。日曜になると子供の手をとって、公園に遊びに行きます。特殊性を見ることは大事ですが、普通の人は私たちと全然変わりません。そのような両方の側面を持っているということを理解しないと、異文化というものは見られないのです。

■裕福な国と貧しい国民

それから貧しいということについてです。イエ

メンとかイラクもそうでしたけれど、エジプト等に行くと、靴を履いていない子供たちがたくさんいます。買えません。そして戦争で親を失って、路頭に迷う子供たちがたくさんいます。でもその一方で、例えばカタールとかアブダビ、アラブ首長国連邦、クウェート…このような国に行きますと、1人当たりのGDPが10万ドル以上です。居住者に外国人が1,000万人以上入っています。外国人が半分以上います。外国人を除くとその1.5倍くらいもらっていますから、1人当たり平均で年収1,500万円くらいになります。

そこで、驚いてはいけません。カタール人の一世帯には、平均で8人から10人います。女性は働きません。男性が1人だけ働きます。カタール人の場合、普通の平均年収が1億円くらいで、ものすごい金持ちです。それが普通です。

きょうはイラクを取り上げましたので、イラクの話が続けます。実はサダム・フセインの夫人が、日本に来たことがあります。90年の8月2日に、イラクはクウェートに侵攻して戦争をしています。その2カ月前に、夫人が来ています。サジダという夫人が、息子のウダイとクサイを伴って来ました。プライベートな訪問です。どのように来たかといいますと、当時一番大きな飛行機の「ボーイング747」を自家用ジェットとして来ました。

その夫人が買い物をされました。どこで買い物されたのか、私はよく知りません。三越とか和光とか、有名な所に行ったんでしょうね。彼らはどういう買い物をするのか？ 私も何度かそのようなケースに出くわしたことがあります。例えば、宿泊するために、帝国ホテルのワンフロアを借り切ります。その上のフロアに何が来るかといいますと、三越と高島屋が借り切ってしまうのです。そして商品を全部持ち込みます。私も通訳をしていた時にびっくりしましたけれども、「その部屋全部と、こっちの部屋全部」と言って買うのです。本当にすごいです。

サダム・フセインの夫人が買い物をした後に、外務省に電話がありました。「ちょっと買い物をしすぎちゃって、飛行機に載らないので、船を仕立ててくれないか？」と話しているのです。確か

に日本の高級な車を、200台とか買いました。これを配るのです。そうすることによって、自分に服従を誓わせないと、殺されるという世界です。いずれにしても、上の階層の人たちはそれくらい金持ちだというのが、中東です。

私たちは、相対化して文化を見ると同時に、実は極端な所だけを見るのではなくて、両方の面をしっかりと見ていかないと、自分たちが理解をしていない文化に対しては、見えない所が出てきてしまいます。

そんな中東ですが、「そうは言っても遠くにある所だし、適当に殺し合っていてくれればいいではないか」と思われる方もいらっしゃるかもしれませんが。しかし、好むと好まざるにかかわらず、たくさんの石油が中東にあるというのは事実です。しかも、中東の石油の半分以上は掘り出しが始められていません。なぜかといいますと、政治的なリスクが大きいためです。より値段が高くても、例えばヨーロッパの北海油田から出てくるものを先に仕入れたほうがリスクは小さいのです。そこで手つかずのものが残っているというのが実状です。

■中東石油が世界経済に影響を及ぼす

それから、この中東の石油の価格は、基本的に世界のエネルギー価格を決めてしまいます。あるいは、経済もそうです。どういうことかといいますと、石油というのは世界の市場・マーケットの中で、単品で取引されているもののうち、最も多額の取引がなされています。つまり、石油価格が上がりますと、日本ではガス価格がそうですが、「ペグ」といって、ガスの価格の中に石油の価格の上下が組み込まれています。ほとんどのエネルギーが、石油価格が上がった瞬間にみんな上がります。

マーケットもそうです。石油は1日に8,000億バレルしか流通していません。ところがマーケットでは、その10倍の取引がされています。投資の市場で一番大きな物品ですから、石油価格が上がるとほかの商品、特に原材料が必ず上がります。

それから、これが上がるとマーケットが引きずられる。こういう状況で、石油の価格というのは今でも変動します。

きょうはあまり石油の話をしませんが、イメージだけで申し上げますと、世界中の石油はこれだけあります。この石油が「これだけあります」と言われても、どのくらいかイメージがわからないじゃないですか。そこで、富士山をちょっと切らせてもらいます。富士山を切って升にします。石油の埋蔵量というのは、今の価格で、経済的に掘れる量です。1杯、2杯と数えていったときにどのくらいあるか、おわかりになりますか？

実は、2杯くらいなんです。2杯しかありません。これが、なぜか偏在しています。どんなところにあるかといいますと、石油は動物や木の死骸というか有機物ですから、下に粘土みたいな底があって、上に空間というか軽石みたいなところ——こういうのがあるところに、溜まります。

なぜ日本にはないのか？ これは一般論ですけど、地震のあるところにはありません。なぜかといいますと、溜まっている下がボキッと折れてしまって、下にどんどん油が漏れてしまいます。石油の出るほとんどのところは、地震のないところだと思っていただいて結構です。そこで溜まったものをチュウチュウ吸い上げています。これが石油ですが、先ほど申し上げたように、それが富士山2杯分くらいはあるということになります。

特に日本は、すごくアンバランスです。いろんな国が、いろんなところから石油を輸入しています。日本だけは、8割を中東から輸入しています。これほど中東に依存している国は、アジア・太平洋全体でも、あまりありません。中国ですら半分以下です。ほかの国は、もっと少ないです。つまり、中東に石油が偏在しているだけではなくて、日本は中東に偏った形で依存してしまっているのが現実です。

今の日本のエネルギーの1次資源は、85%が化石燃料、つまり石油、石炭やガスです。仮に、“3.11”がなかったとしたら9割だったわけです。民進党でも今、例の「原発をとめる、とめない」という議論があります。原発というのはベース電力です

から、これをエネルギーの1次資源に対して化石燃料が占める割合が9割あるいは8割5分という現実の中でどう扱っていくかということが、多分とても大事なことです。残りの1割の再生可能エネルギーは、確かに大事ですけども、エネルギー資源全体から見ると、残念ながらニッチ（隙間）な部分です。そうすると、石油にどう対処するかというのが、日本の将来を決める上でもとても大事になってきます。

この石油ですが、中東に依存していること以外に、もう一つ問題があります。先ほど「石油の価格が上がると、ガスやエネルギー価格をはじめマーケットが動く」と言いました。実は私、経済産業省で委員をしていますが、とても不思議なことがありました。石油というのは需要と供給では動かないのです。

エネルギーに関する経済産業省の委員会でしたが、私は研究者時代に6年以上メンバーをしていました。そのときにいろんな議論がありました。すばらしい経済学者の先生が参加しているのですが、3年目に気がつきました。何に気がついたか。誰も「ことし何ドル」かを当てた人はいないんですよ。これも理屈は簡単です。需要と供給でコントロールされないということは、経済では測れないということです。

1973年に何が起こったか覚えていませんか？ オイルショックです。トイレトペーパーがなくなったという時代です。1973年、このとき石油がなくなったわけではありません。第4次中東戦争というのが起こって、「アラブに友好的ではない国には石油を売らないぞ」ということがあったのです。そのときに、瞬間的に10倍以上に値段がポーンとはね上がり、最終的には3倍ぐらいで落ち着きました。普通、需要と供給で考えたら、実際には供給が減っていないのですから、価格が10倍になるわけがありません。

1979年に第2次石油ショックが起きました。このときはイラン革命です。これも政治です。1980年代の初頭から、イランイラク戦争が始まりました。“タンカー戦争”と言って、ホルムズ海峡を通る船にエグゾセミサイルを撃ち込みました。

1991年、湾岸戦争です。2011年の“9.11テロ”以降は、実はずーっと中東の情勢が不安定になるたびに価格が上がっていきます。下がるのはまた別です。ただ、上がるときは大体、中東がおかしくなっています。これがこれまでの経験則です。しかし、少し不思議なのは、中東が不安定になっても、石油が途絶えなければ、本当は価格にそんなに影響がないはずなのに、突然何倍にもなります。あるいは何分の一にもなります。これがこの石油の非常に大きな特徴です。

この石油が世界の市場、エネルギー価格や原材料価格に大きな影響を及ぼしてしまうということがとても大事なポイントだと思っています。

その中東ですが、安定してくれていればいいのです。でも、安定していません。図表1をご覧ください。中東は、アラブ首長国連邦とか、カタールとか、クエートといった国を除いてあとはみんな灰色やドット柄がついています。灰色は2011年の“アラブの春”で民主化運動によるデモが起きた国です。そしてドット柄は、その結果、国がひっくり返ったところ。それからちょっと黒いところは今、ISが勢力を持っている地域です。イラクもシリアも内戦状態で、ひっくり返っています。

つまり、そのように考えますと、ほとんどの国や地域がグチャグチャなのです。それがずーっと続いています。かつて中東の国々にいたのは、イラクのサッダーム・フセイン、シリアのバッシヤール・アサド、イエメンのサーレハ、エジプトのホ

スニー・ムバーラク、リビアにはカダフィがいました。このような独裁者がいたほうが、国はまだ安定していました。その方がよかったのではないかという議論も一部にあります。そこで何が起きているのか？ 少し見てみたいと思います。

ただ、個別にみますと、状況は全然違います。少しだけ共通したところがありますので、その点にふれてみたいと考えています。その前に、これからの皆さんのお仕事にも関係があるかもしれませんので、ぜひきょうは、少し宗教の話をしていただきたいと思っています。

■イスラーム教とは何か

イスラームの話をしたしたいと思います。イスラームというのは、一神教の一つです。ユダヤ教とか、キリスト教とか、イスラーム教は、神が1人で、その人がすべてをつくっている救済宗教です。最後は裁きにあって、天国に行くのか地獄に行くのかというのが大体、ユダヤ教だろうが、キリスト教だろうが、イスラーム教だろうが、一連の同じ構図を持っています。

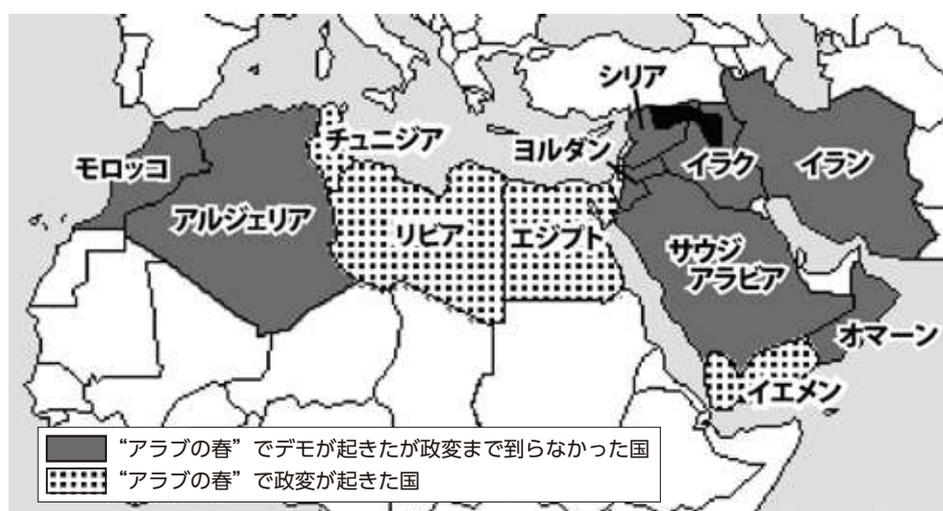
同じような場所で生まれています。ユダヤ教はユダヤの民。舞台だったのは、リビアやソマリアを含むこのあたりで、『出エジプト記』が表しています。キリスト教は、ナザレのイエスですから、エルサレムのあたりで生まれています。イスラーム教は、サウジアラビアのメッカ・メディナあたり

で生まれています。大体、同じようなストーリーを共通に持っています。

古い順にユダヤ教、キリスト教、イスラーム教となります。それぞれの前の宗教の悪いところをうまくフォローアップしながら新しい宗教にバージョンアップしています。それが今のイスラーム教だと考えてほしいと思います。

イスラーム教で特徴的な

図表1 「アラブの春」をめぐる中東の国々の状況



のが、政教非分離です。政教非分離ですから、もともとの原則として、政治と宗教が一緒です。どうということかといいますと、イスラーム教はおもしろいんです。先ほど「酒飲んではいけない」とありました。実際にコーランを読んでみますと、今の言葉で「ワインを飲んではいけない」と書いてあります。

そのあとに預言者・ムハンマドが「お前達アラブ人には宗教が必要だ。なぜ必要か？ 酔っぱらうわ、女は買うわ、賭けはするわ。とんでもないから、お前達は世界最悪の民族だから、宗教が必要だ」と言っているのです。すごく論理的でしょ？ そのときに、酔っぱらうことがいけないということと、ワインがだめだということのを合わせると、「あ、酒を飲んじゃいけないのか」ということになって、ワインだけではなくて、ビールもウイスキーも発泡酒もだめだとなります。

ところが、イスラーム教の教えは、社会全体を覆っています。例えば貯蓄とか、分配とか、商売のルールとか、そのようなものにも及んでいます。私はそのような思想を専門としています。ここで皆さんと取引したとして、例えばですけども、宮崎先生と私が契約書を交わして、そこで土地の売買を決めたとします。そのときにサインしますよね。これがインドネシアの宗派ですと、サインをした段階で（イスラーム教の法律がこれを定めているのですけれども）契約が成立します。ところが、サウジアラビアの宗派ですと、サインして、私がドアを開けて出ていく前に、「ちょっと待った、今の変えたい」といえば、OKなんです。こういうことを宗教が決めています。私たちの感覚と違うでしょ？

あるいは、貯蓄もそうなんです。例えば大金持ちが毎年5,000万円ずつ貯金をします。使ったのは1,000万でした。どんなに湯水のように使っても、やっぱり1,000万しか使えなかったとします。この残った4,000万円について、イスラーム教が規定しています。「10分の1払え」となります。なぜかといいますと、経済はお金が回るのが大事であって、お金がお金を生むから貧富の差が生まれます。ですから、貯蓄は禁止です。「リバー

とありますが、不労所得の貯蓄は禁止です。

その代わりに、この1年間決算してみても、動かなかった4,000万円分の400万円分は出しなさい。これを匿名で貧しい人に渡します。ですから逆に言いますと、なるべく使ったほうがいいんです。5,000万円もらってきたら、5,000万円使ってしまう。そうしますと、経済は回っていきます。「お金持ちがずーっとお金持ちである」、「お金に恵まれた機会がない人は、ずっと機会がない」というのをなるべく避けることを宗教が規定しています。私たちの宗教の感覚と全然違います。

それから、先ほどの酒の話で、ワインがだめだと話しましたが、「絶対にだめ」はありません。「絶対にいい」もありません。イスラーム教はおもしろいのです。普通の宗教は、あるいは法律は、「やらなければいけないこと」と「やってはいけないこと」を規定しています。「親殺しはいけない」、あるいは「いやいや、毎日礼拝しなさい」このように、普通のルールや宗教はどちらか決めています。

イスラーム教はおもしろいのです。「やってはいけないこと」「やらないほうがいいこと」「どっちでもいいこと」「やったほうがいいこと」「やらなければいけないこと」を定めています。例えば、たばこは「やらないほうがいい」に入っています。「やってはいけない」ではないのです。

例えばいまあげた五つのルールがあるのですけれども、その中で人間だけ違います。どうということかといいますと、犬は肉を食べますが、これを調理して、食べられないものを違う形で食べられるように変えることはできません。あるいは、石は石の形のままで、自分で自分のことを変えられません。ところが、人間だけは自由な意思があって「神様なんかいないよ」と言うことすらできます。自由であり、いろいろなことに対応ができます。

もう少し例え話で説明します。先ほど「豚肉食べてはいけない」「酒飲んではいけない」と言いました。私が砂漠を歩いていたら食べ物がなくなり、飲むものもなくなったとします。ところが、パッと見たら目の前においしいトンカツ定食と赤ワインの冷えたものがありました。すると、普段はこれを食べてはいけないし、飲んではいけない

んですが、最大限自分が神様に対する義務を果たすために「食べてはいけない」「飲んではいけない」ものが「食べなければいけない」「飲まなければいけない」ものになるのです。この自由意思を人間だけが持っています。犬はだめなんですね。「食べられないもの」が「食べられるもの」に変わりません。普段はトンカツを食べられないけれども、突然そのときだけは食べなければいけないものになるのが、実は神様が教えている自由意思です。

■イスラーム原理主義はなぜ生まれたか

なぜこのような話をしたかといいますと、「ジハード」と「イジュティハード」とレジュメに書いてあります。「ジハード」って聞いたことありますか？ 何ですか？

(参加者) ジハード…聖戦

○大野 そうです。聖なる戦いと書いて「聖戦」と読みます。しかし、実は、日本では「聖戦」と言われていますけれども、正しくは「聖戦」ではありません。

「ジハード」という言葉は、動詞のアラビア語「ジャハダ」という言葉から出てきています。「ジャハダ」は、努力するという意味です。「イジュティハード」も「ジャハダ」から出てきています。

「ジハード」は、身体で努力することを意味しています。「聖戦」も、戦いも身体で努力します。「イジュティハード」は、頭で努力することを意味しています。この「ジハード」と「イジュティハード」の両方があるときに、正しいイスラーム教徒としての道を歩めるというのが教えなのです。

この「イジュティハード」の一例が、先ほどお話しした「食べちゃいけないものがあつた」ときです。どんなに神様がそれを教えても、神様の最大の教えは「皆さんの力で、神さまの与えてくれた能力で、この世の中を最大限良くしなさい」ということなのです。そのためには、「砂漠の真ん中で冷えたワインとトンカツ定食がある場合は、食べなくてははいけない」これは「イジュティハード」なのです。

「ジハード」と「イジュティハード」の両方なければいけないと言っているのですが、ただ問題は、そこから原理主義っていうのが出てきました。原理主義というのは何かというと、こういう発想がありました。

イスラーム教というのは、彼等の中でとてもいい宗教でした。かつてはイスラーム教側から見れば、ヨーロッパやアメリカは影も形もありませんでした。ずーっと自分達より下でした。そうですよね、昔は世界最大の帝国を築いていたのです。ヨーロッパは田舎で、十字軍のころに戦争をすると、イスラーム教側ではきちんとしたお医者さんがいるのに、ヨーロッパ側では祈禱師が祈りながら仕切っていたわけです。その程度のヨーロッパだったにもかかわらず、いつの間にか、突然それが逆転してしまった。何故だろう？ ここから始まります。

原理主義の人たちは、「ちょっと待った、原理に戻ろう。昔の最初のころは、自分たちは栄えていたじゃないか。神様の祝福を受けていたじゃないか。だから、原理に戻ろう」というのが原理主義です。これが実は、20世紀初頭にアルマナール学派といって、エジプトで始まってきます。

原理主義という正しい教えに戻ったら、「イギリスよりもエジプトが上になったか？」「フランスよりもカタールは上になったか？」「アメリカよりもサウジアラビアが上になったか？」…ならなかったのです。原理主義でみんな一生懸命に勉強し、一生懸命に敬虔になってみましたが、そうはなりません。そうしますと、「原理主義ではダメではないか？」と考える人が出てきます。

この原理主義が一生懸命に積み上げた理論的な支柱の上に出てきたのが、過激主義、暴力です。つまり、「もしも原理主義に戻れば、我々が神様の祝福を得られるのだったら、我々よりヨーロッパやアメリカのほうが立派なことをしているのではないのか。そんなはずはない」「あるいは我々が原理に戻って一生懸命に敬虔にやれば、アメリカやイギリスははるかに下に行ったはずだ。しかしそうじゃない。彼らはただ強いだけだ。とすれば我々は正しい原理も身につけるんだけど、そ

れだけではだめで、もう力でやるしかない」「しかし、アメリカやイギリスは強いから、ヨーロッパは強いから、やれるとすればゲリラ、テロだ」と、真正面からでは負けますから、「それが、我々のやるべきことだ」というのが過激主義なんです。

ただ、すごく厄介なのは、一度、原理主義で理論武装をしていることです。わけわからない“暴走族”のような話ではなくて、長年、立派な学者たちが原理主義を積んできているのです。

これは、成功したこの宗教の抱えるもろさなのです。先ほど、宗教が経済や政治まで規定している、政教一致だと言いました。なぜかといいますと、預言者ムハンマドが生きている時代に、世界最大の帝国を持ちました。預言者ムハンマドは、神様の言葉を借りて国のマネジメントをしなければなりません。行政組織や経済のルールをつくらなければなりません。これが実は、イスラーム教の仕組みです。

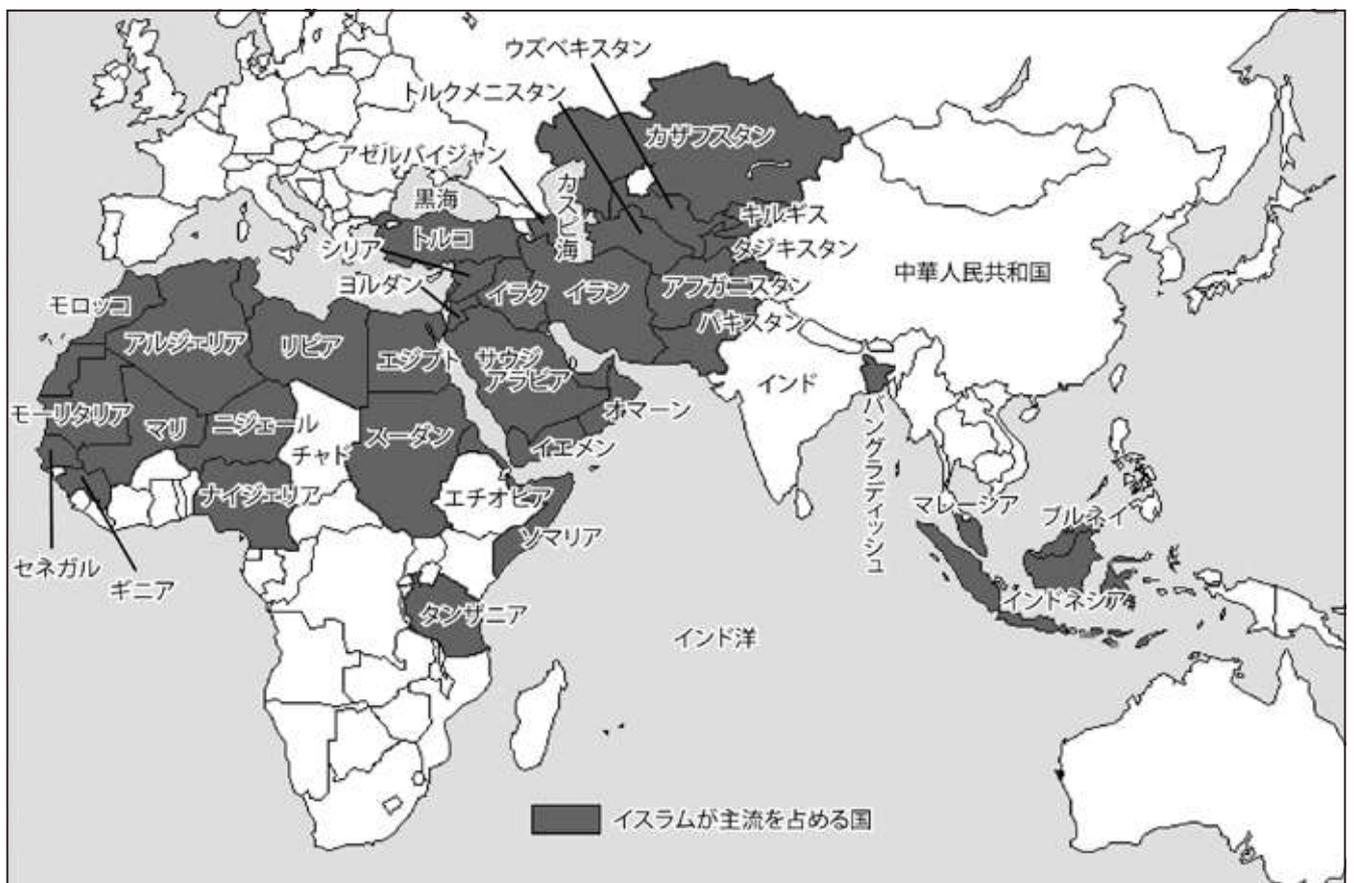
キリスト教は違います。残念ながら、最初は失敗した宗教です。キリスト教が始まるのはイエ

ス・キリストがはりつけになって、そのあと散り散りになった弟子たちが戻って来て、「あのようによにイエス・キリストが教えたではないか。愛はこうではないか」と議論を重ねてきたものです。ですから、そのキリスト自体は、実は帝国もなければ、別に経済もコントロールする必要はありませんでした。それよりも、現世界よりも愛だとか正しさとか、そのようなことを言えばよかったです。これは私たちの通常の宗教観ですよ。

しかし、イスラームは違います。大成功したマネジメントをやらなければなりません。そうしますと、そのときに大成功したイスラーム教の社会の歴史的記憶が残っていますから、先ほどの「ジハード」と「イジュティハード」を重んじる原理主義が出てこなければなりません。これがイスラーム教の非常に特徴的なところなんです。

図表2は、イスラーム教が大多数の主流派を占める国の地図です。つまり、これだけのところで、濃淡はありますが、イスラームの思想がある程度拡散しました。

図表2 イスラーム教が大多数の主流派を占める国



■イスラーム教は実は宗教の強制はなし

もう一つ重要なこととお話します。イスラーム教のイメージとは違うと思いますが、「宗教に強制なし」というのが原則です。パレスチナを見ていただくとわかりますが、何でパレスチナにイスラエルができて、キリスト教徒とユダヤ教徒とイスラーム教徒が共存してきたかといいますと、実はイスラーム教は「共存」が原則です。

イスラーム教のコーランではなくて、スンナという預言者の言葉でこう言っています。「お前たちはイスラーム教徒になれ。何かいいことがあるぞ。その証拠に、天国に行ったら、天国の3分の1はイスラーム教徒」と言っています。天国に入れる3分の1がイスラーム教徒ということは、3分の2は異教徒です。この点が、ほかの一神教と若干違うところです。

これには、実は弱点があります。阿部謹也先生（歴史学者、元一橋大学学長）の『中世教会の罪と罰』の中に書いてありますが、キリスト教は中東からヨーロッパに行ったときに、ヨーロッパをほぼ席卷します。ほとんどの場合、そこでみんなキリスト教徒にしてしまいます。そうではない人間は“魔女”になってしまいます。そのかわり、彼らが持っている“地域の神様”も取り込んであげます。例えば、サンタクロース。「セント」という名前を取り込んであげるわけです。パレスチナにサンタクロースがいるわけありません。地域の神様を聖人として、それを取り込む。つまり、「教義で妥協するかわりに、みんな入りなさい」というのがキリスト教や、それまでの一般的な宗教の形です。

イスラーム教は違います。「嫌なら入らなくていいよ。そのかわり教義は変えない」と。結果として、何が起こったかといいますと、キリスト教は変わっていきます。変わっていくというのは、悪い話ではありません。時代に応じて変わっていくということは、どんどん新しいものになります。もちろんイスラーム教も、ある程度変わっていますけれども、ただ、かたくななまでに原理を守っているうちに、キリスト教やユダヤ教というもっ

と古かった宗教のほうが、何となく新しくなっていました。イスラーム教は、ずっと前のままです。しかも、過去に大成功したという歴史的事実がありますから、最初のころが正しいわけですが、そのことが逆に足かせとなっています。

いい宗教に見えるけれども、マイナスポイントがあります。中東が不安定化していくということです。そんな中で、先ほど申し上げた「原理主義」みたいなものがありました。徐々に徐々にそれが、不安定化するたびに深刻化していくという状況があります。

■アラブの春はなぜ起こったのか

「アラブの春」というのが、どのようなきっかけで始まったか御存じでしょうか？ それはチュニジアの町で、違法に道で物を売っている若者がいました。それを警官が、「お前ダメだろ！」とやっていじめたのです。そうしましたら、若者が抗議をして、油をかぶって焼身自殺しました。それがネットで広がって、暴動に発展したのです。

政府を倒すほど、そんなにみんなが共鳴したわけです。チュニジアから発生して、なぜアルジェリアやイエメンまで、政権を倒すほどの大きな話になったのか？ 単に物を売っている若者が警官にいじめられて、焼身自殺したからでしょうか？ 違うんです。これには、実はみんなが共通で抱えている問題意識がありました。

とっても深刻な話なのですが、中東世界で出世するためには何が必要か？ コネです。ほとんどコネ。教育ではありません。特に湾岸のようなお金持ちの国では、教育レベルは高いです。日本人なんかよりはるかにいい大学に行っているというか、レベルや学歴が高いです。それでも彼らが出世するためには、コネが必要です。王様と関係があると、角地に土地をもらえとか、サウジアラビアですと農業の補助金がもらえるというようなことがあります。つまり、努力すれば上に上がれるという話ではありません。

私は、実はイスラーム過激派の人とよくお付き合いすることがありました。お酒を飲みませんの

で、彼らと夜にお茶を飲みながら話をします。彼らがものすごく喜ぶのは、松下幸之助の話、あるいは本田でも何でもいいのですけれど、「日本の中卒の人が一生懸命に努力して成功した」という話を、ものすごく喜びます。なぜかといいますと、あり得ないからです。

一番ひどいのは、学校の先生と軍人です。たくさん人を雇えるので、政府が一気に引き受けるのです。お金をばらまくことによって、基本的にほとんどの国では軍人、教員、役所の職員が多いですが、コネで全部採用してしまいます。部族単位で、自分たちが支持する人を採用してしまいます。それから外れた人は、どんなに頑張っても出世しません。

先ほどのチュニジアで物を売っていた子は一生懸命に勉強して、大学を卒業して、就職できないのです。当時、2割以上の失業率がありました。部族からはずれているため、一生懸命勉強してきても、職に就けずガムか何かを仕入れてきて、道で売るわけです。

さて、そこに来た警官は、何の教育もない「○部族」の人です。いじめるのです。「おまえ、きょう幾ら稼いだ？ 半分よこせ」殴る、ける。そういうことが毎日続いていました。相手が警官ですから殴りかかることもできずに、その子は逆上して最後は抗議の焼身自殺をしました。これが、実はアラブ世界で共通した背景です。

つまり、一部の特権階級と、決して恵まれることがない、何をしても絶対に浮かばれない人たち。このアラブ社会が長年かかえてきた構図をひっくり返したのが、先ほどのチュニジアの事件なのです。そこでデモンストレーションが起こって、政権を倒し、それが中東に広がりました。ほかの国でも若い人がみんな同じことを考えていたのです。

これが“アラブの春”です。しかし、次はエジプトだと「ホスニー・ムバーラクという独裁者が悪いに決まっている。あいつを倒せ！」となり、倒してみましたが、よくなりませんでした。民主的な社会を期待して、独裁政権を取り換えました。が、これまで培ってきた下部の構造が何も変わっていないということです。

そうしますと、どういうことが起きるかという、社会が不安定化していきます。それからナショナリズムとか、宗派とか、域内のライバル関係とかが入ってくるのですが、これだけではテロリストはできません。

■テロリストはどのように生まれるのか

テロリストがどのように生まれるかという話です。私は、テロリストのつくり方を目の前で見てきました。イラクで戦争が起きたとします。戦争が起きると、お父さんが殺されます。あるいはお母さんも、お兄さんも殺されます。孤児になると、どうなるか。中東世界は、比較的部族というか親族意識が強いので、そのようなケースでは通常その子を引き取ってくれます。普通は、そのおじさん・おばさんのところに行きます。ところが経済制裁等が強まってくると、どんどん貧しくなっていくます。

私が戦争後に再び戻った1996年のイラクでの出来事です。市場に行きますと、おばあさんが1人で座っていました。もちろんみんな、いろいろなものを売っています。私がおばあさんに関心を抱いたのは、おばあさんが座っている目の前に、1個だけ小さなものを置いて売っているのです。何だろうと思って見たら、水道のタップというのですか、ひねるところを外して、1個置いて売っているのです。

「何をしていますのですか？」と、おばあさんに聞きました。そうしたら、「売っているのです」「何でこんなものを売っているのですか？ 売れるのですか？」と聞きましたら、「いや、売れないのだけれど、ここに座っていると2日に1回ぐらい、だれかが御飯を食べさせてくれる」というわけです。

よくよく話を聞いていましたら、その家は比較的裕福な家だったようです。イラクも貧富の差はありましたけれど、上の階層は豊かでしたからね。週に1回ぐらいは夜にパーティーをするような家だったそうです。そのおばあさんは、ダンスパーティーをしていたそうです。自分の息子は、屈強

な大統領警護隊の師団のお偉いさんだそうです。ただ戦争が始まって、アメリカとの戦争で多分殺されています。夫は、どこかに行ってしまったのか帰ってきてきません。多分殺されたのでしょうか。そうやって1人きりになってしまいました。

大きなお屋敷があって、ドレス、絵、家具等がありました。食べるために、絵を売ったそうです。戦時下で絵はいりませんからね。次にドレスを売ったそうです、パーティーやりませんからね。ベッドも売ったそうです、最低限、床に寝ころがれますからね。電気を止められたそうです。テレビは見ないからいいです。でも最後の最後にすべて売るのがなくなって、止められたのは水道のタップ。そして、最後に不用になったものが水道のタップ。

でも、家だけは売らないのですって。お父さんが帰ってくるかもしれないから。恐らく死んでいるのだからけれど…。がらんだ荒れ果てた家が残っているわけです。その最後の、その大きな家の水道のタップを持って、おばあさんは座っているのです。恐らくいい家の娘でしょうから、働くということを思いつかないのでしょうか。これが戦争なのです。

このおばあさんは、甥が戦争で亡くなり、その娘を途中までは引き取っています。最後のタップの蛇口のひねり口を売る前に、そういう子を外に出してしまいます。「ごめんね。きのうまではお前のことを養っていたけれど、うちはもうそういうわけにいかない。一緒に首をつるわけにはいかないから、お前は外に行っておいで」と。

そう言われて、その子たちは何をするかというと、市場に立って、ビニール袋を売っています。私たちが野菜などを買うと、そのビニール袋を持ってきて、「これ5円で買って」と言ってビニール袋を渡すとか、あるいは靴磨きをすとかして彼らは過ごしています。学校で給食が出ている間は学校に行きますけれども、給食が出ないともう行けません。それよりは外で働くことになります。孤児の場合には、そうせざるを得ません。

そこにテロリストのおじさんが来ます。優しいのです、テロリストのおじさんは。「お前、靴は

いていないじゃないか。寒そうだな、おいで、服やるよ」「お金あげるから、これで御飯を、おいしいものを食べておいで」。優しいおじさんですよ、テロリストって。そうやって次の日も、「何だ、またここにいるのか。これで何か温かいものでも食べておいで」…そうしているうちに、子供たちはなついていきます。

そしてあるとき、おじさんは言います。「お前、何でこんなところにいるんだ？ そうか、お父さん殺されたのか。きっと殺したのはアメリカ軍だよ。おじさんはね、お前たちのためにアメリカ軍をこらしめている。いやいや、お前たちは何もする必要はないんだよ。一度来てごらん、何もする必要はないから」と。それで、ついて行きます。「ここで見張っているだけでいいから」…ボン！爆弾が破裂します。「ああ、よくやったね。お前にはきのうの小遣いの倍あげるよ」。徐々に彼らはテロの世界に入っていきます。

あるとき、その子たちのうちの1人はベルトを巻かれて、「これを引っ張ればいいからね。お前の親父が待っているから。お前はまだ子供だから、人がたくさんいるところに行って、これを引いてもわからないだろう」というように言われるわけです。

私は、そういった人たちに会ったときに聞きました。「ああ、そう。そんなことでテロリストをつくっているのか」と話をしたら、彼らに実は怒られました。「ちょっと待て、そんなに簡単にテロリストはできるわけではない。そんなに簡単にテロリストは死ぬわけではない」といいます。テロリストになって、自爆ベルトを巻かれて行く子供たちの3分の2は怖くて帰ってくるそうです。これが人間だと言っていました。

■フランチャイズ化したアル=カーイダ

ちなみにアル=カーイダというのを聞いたことがあると思います。「Tanzim al-Qaidat al-jihad」というのがアル=カーイダの正式名称です。Tanzim（タンジーム）というのは組織です。al-Qaidat（アル=カーイダ）というのは基地です。

Jihad（ジハード）というのは聖戦です。

聖戦の基地・組織なのですが、実はこの名前にすごく大事なポイントがあります。Tanzim＝組織する、al-Qaidat＝基地を――要するに聖戦の基地を、いろいろなところに組織しているのです。そこにセルとって、細胞をうえつけています。ときにはスリーピングセルとって、大きくするけれども、活動する前に一切表には出てこないといったセルもあります。もっと前線で活動しているところもあります。これが、いわゆるジハードとしてつくり上げた、アル＝カーイダの国際的な組織です。

興味深いのは、特にアル＝カーイダがそうなのですが、フランチャイズなのです。つまり、それをセブンイレブンでもいいし、ローソンでもいいのですが、そうやってフランチャイズ化していくのです。

例えばザルカーウィという人がイラクにいました。この人の組織がフランチャイズ化して、イラクのアル＝カーイダにいます。それからアイマン・ザワーヒリー――実は今のアル＝カーイダのトップですが、この人はエジプトでサダトという大統領を殺したジハード団を率い、アル＝カーイダにフランチャイズ化して参加したのです。ちなみに

ザルカーウィは日本人の香田証生さんを殺害しました。これらはアル＝カーイダに変わります。実はみんなフランチャイズ化してくるのです。

最初にこれを可能にしたのは、ビンラディンで活動資金をばらまきました。しかし、そうそうお金が続くわけではありません。それでフランチャイズ化したアル＝カーイダという名前を活用しリクルートをしていきます。

テロという言葉の語源はテラーからきています。恐怖。つまり怖がらせるということで、既に実はテロができています。そうすると、その現地で「アル＝カーイダ」とか「IS」と言うと怖いでしょう。「大野元裕」と言っても、だれも怖がりませんが、「アル＝カーイダ」なら怖がってくれます。おどしでも本気だと思ってくれます。

■IS（イスラーム国）の現状

それから次にISについてです。ISILとかISと言いますが、ISが斬新なのは、エリアを持っていることです。一番広いときに、シリアやイラクの相当部分を支配下におきました。今はもっと縮小しています。そこで、まるで国家のような指揮・命令系統を持ちました。あそこまで上と下がきちん



と整合性のとれた対応を行ったのは、国際的テロ組織の中では、私の知る限りこの組織だけです。ただし、ほかの地域でもISは活動していますが、そのような対応はできていません。

ISは中央本部からインターネットでいろいろな発信を行っています。その中に2年前の5月ごろだか6月ごろ、ノアの方舟のときの洪水というのがありました。再び大洪水が起きるから、もしもISに関連していて、正しいことをやっていれば、みんなは救われるということを書くのです。そこまでは、ただのプロパガンダです。

彼らがすごいのは、同時に周辺地域にあるダムをねらって取りに行くのです。砂漠ですから、みんな川沿いに住んでいます。ということは、ダムを爆破したら洪水が起きます。彼らは言行一致と言っては変ですけども、中央でつくっているプロパガンダを、現実の恐怖に変えることを現場で行っているのです。それを広いエリアで行っています。

このような手法を持っている組織は、これまでの国際テロ組織にはありません。彼らがつくったこのイメージが大事なのです。シリアやイラクでこれを行いました。アフガニスタンやイエメンなど、ほかの国でも同じようにできると思っていますが、内実は全然違います。それが今のISの現状です。

今、何が起きているかといいますと、アレッポは失ってしまいました。モースルもほぼ失っています。徐々にこの組織がなくなっているのです。今は、普通にテロ化しています。前線があって戦争しているのではなくて、より散発的で、だれをも無差別に殺害するような、テロ組織化傾向をISは再び強めています。これが今のISの現状です。かといってISをつぶすほど強い組織はありません。これが悲惨なところではあります。

何故それができないのかといいますと、各国の思惑が重荷になり、錯綜しています。みんなが協力すればつぶすことができるのに、それぞれ利益が違います。例えばスンニ派とシーア派の争いのケースです。本当は深刻なザルカーウィをつぶそう、本当は深刻なISをつぶそう、本当はシリアの

アサド政権をつぶしたほうがいいのではないかとみんなが総論として考えていても、「でも、それは自分たちにとってどんな利益になるか」ということを、みんなが考えています。

実は、スンニ派とシーア派の例だけではありません。きょうは単純化するために、スンニ派とシーア派の例でお話します。1990年8月2日の湾岸戦争以降、イラクのスンニ派はつぶれました。それにもなって、イランのシーア派の影響力が急速に台頭しました。そうしますと、近隣のより小さな国々のスンニ派の湾岸諸国——サウジアラビア、オマーン、カタール、アラブ諸国連邦、バーレーン、これらは不安になるわけです。「ちょっと待て、イラン、勘弁してほしい。イラクはつぶれちゃったじゃないか…」。

イラクにおいては、スンニ派からシーア派の政権に変わりました。シリアには、アラウィーというシーア派に近い政党がありますが、このアラウィーが政権を執っていました。ですが、シーア派の下に抑圧された多数のスンニ派がいたのですが、そのスンニ派が逆に政権を倒そうとして内戦になったわけです。それに対して、サウジやトルコが、「スンニ派、頑張れ」と支援します。イランやレバノンは、「アサド政権、頑張れ」と、シーア派を支援します。ここで真二つに割れてしまいます。

そこにISが入ってきて、三つ巴です。内戦を終結させるシナリオを誰も描けていませんから、だれかが強くなるように、こちらが弱くなるとこちらに武器を入れて、あちらが弱くなるとあちらに武器を入れて、とにかく争いを続かせたほうがいいのかという対応が続いています。

内戦が続き、違う勢力も入ってきています。そうしますと今度はシリアの政権がおかしくなりますので、イランとレバノンがシリアにテコ入れをして、アメリカが少し引く間に今はアサド政権側が強くなっているという状況です。要するに一つだけ覚えてほしいのは、もう既に社会がおかしくなっており、その中でテロリストが台頭しています。みんなが手を組めばつぶせるのですが、「誰も責任とらないので、とりあえず争いを続けさせ

ておきましょう」というのが今の状況です。これがあんまり長くなると難民が出てきます。さあ難民をどうしよう。あるいは自爆テロを行う人がこの中だけじゃなくて、何かほかの国でも自爆テロが起きます。実は今、そういう状況になっているということでもあります。

そのような中で、トランプ大統領が誕生し、どうなるのか？ 正直、私たちもまだわかりません。特に少し怖いのは、イスラエルとイランの関係です。トランプ大統領が相当イスラエル寄りになっています。私は昨年12月にアメリカに行って、トランプ大統領の政権の移行チームに会ってきました。

そこで話したときもそうなんですが、ワシントンのトランプさんは何も考えていないと思います。しかし、娘婿のクシュナーはイスラエル寄りというか、ユダヤ人です。ケリーさんというオバマ政権の国防長官が、中央郡というイラク中部で掃討作戦をしているときに、イランから来た兵器でたくさん部下を殺されています。ポンペオさんというCIAの長官は、実は議員の時に対イラン強硬制裁を主導した人です。ティラーソン国務長官、首になったマイケル・フリン大統領補佐官、両方ともにかつて情報関係にいましたから、イランは敵です。実は今回のトランプ政権だけでいいですと、イランが嫌いな人たちがそろっています。ですから、実際には北朝鮮が先だと思いますが、仮にイランが動き出したら、止める人が政権内にはいません。その点は物すごく凶式がはっきりしていて、中東の中でもイランのところが、動き出したら一番きついかんと思っています。

■日本は中東とどう関わるのか

最後に、日本に関わる話をします。中東と日本、伝統的には中東の人たちは日本人が大好きです。美しい誤解を含めて大好きです。「日本は立派でヨーロッパやアメリカに正々堂々と対峙している。これだけすばらしい国は見習わなければいけない」というようなイメージを持っています。「アメリカ本土を攻撃したのは、日本軍とアル＝カーイダだけじゃないか」と彼らはよく言います。い

や、本当に言うんですよ。そういう誤解があります。

あるいは、私がかつて制裁下のイラクにいたときに、イラクの政府の人たちが判で押したように同じことを言っております。イラクは、日本と物すごく商売をしていました。どのぐらいかというところ、三菱商事という大きな商社がありますが、1980年代の前半ぐらいまで、三菱商事の一番大きな取引相手はアメリカでした。2番目はイラクだったのです。そのぐらいの取引をやっていました。ですから、自動車はすべて日本車ですし、マンションをつくったのは、みんな日本企業です。

そのときにイラクで話をしますと、サバイバルレート＝生存率といいます、「日本の車の生存率はすごい」と言うのです。制裁がかかっているから、部品が来ませんから、基本的にメンテナンスができません。ところが、救急車、パトカー、消防車など、基本的に日本車のほうが、ドイツ車より生き残っています。「いや、日本はすばらしい」という話を、彼らはしてくれます。そのような物すごく美しい誤解として、日本はすばらしいという状況なのです。

私が学生の頃、エジプトにいたとき、「おまえ日本人か？」と聞かれ、日本人だと言うと、「そうか日本人は大好きだ。」といいます。

しかも日本と中東は、エネルギーで相互に足りないものを補う関係があります。あるいは、よく言われますが、戦争でも日本は中東で手を汚していません。ちなみに第二次世界大戦中に、オマーンには潜水艦が1回行っていますが、基本的には汚れていません。そのような状況が徐々に徐々に変わりつつあります。最近では日本人であるからテロリストが標的にするケースもあらわれはじめています。これも現実の問題なのです。

■日本への「美しい誤解」を活用し、国造りを応援する

日本に対して美しい誤解であっても持っているわけですが、それは日本にとってはいいことですから、それを持っている間に、日本が世界の安定

にどんな貢献をできるかが重要な点です。もちろん1人ではできません。あるいは、どこかの軍事的に大きな国と違って、日本が軍で抑えるのは、やろうとしても無理です。そうではなくて、その間に私たちが何をすべきかということ、今考えていく必要があると思います。

よく「日本も難民を受け入るべきだ」という意見があります。トランプ大統領になって難民を減らしたって、それでも5万人ぐらいアメリカに入国しています。日本は去年28人しか受け入れていませんから、全然レベルが違います。残念ながら、アメリカのほうが、その点では立派です。日本が難民受け入れを倍にしたとしても56人ですが、それすら難しいだろうと思います。

何が私たちにできるのかといいますと、国づくりとか、安定化だとか、こういうことはとても大事だと思います。先ほども申し上げましたが、普通の人がテロリストになることはほとんどありません。社会が不安定化して、お父さんがいなくてつらい思いをして、洗脳されてしまう。テロリストのつくり方を成立させないような、そういう世界というものが、私はとても大事ではないかと思っています。そのためには、もちろん経済や政

治もそうですけれども、それ以上に早期の封じ込めというのを日本はできていると思っています。

今、EUがこのような動きができません。EUの前の外務大臣、彼女とベルギーで会ったときのことですが、難民の話が大きくなる前から彼女たちは気づいていました。なんとかしないとイケないと思っていました。でもEUは動けないのです。EUは原則、全会一致だからです。つまり現実の問題が大きくなるまでは、彼らは動けません。ですから、イギリスもEUのことが物すごく不満なのです。EUは、あれだけ巨大な金食い虫の官僚組織があるのにもかかわらず動けません。

私たちができるのはこちらです。逆に危機が大きくなりますと、さまざまな制約もあって、日本はなかなか動くことはできません。そうなる前に、安定化の支援や危機の封じ込め、地域社会における収入源の創出——このような分野は、日本がとても得意なところではあります。しかも入っていても、日本は美しい誤解も含めて比較的によく理解されていますから。

そのようなことを最後に御提言させていただき、私の話とさせていただきます。

(この講演録は、事務局の責任で講演内容をまとめたものです)

講師紹介

おおの もとひろ
大野 元裕

民進党参議院議員（埼玉県選出）
中東調査会客員研究員

1963年埼玉県川口市生まれ

1987年慶応義塾大学法学部政治学科卒業、1989年国際大学国際関係学修士課程修了（中東地域研究専攻）後、外務省日本大使館専門調査員・書記官として、イラク、アラブ首長国連邦、カタール、ヨルダン、シリアに赴任する。

また、内閣府調査室西アジア研究委員、中東調査会研究員、東京大学教養学部・青山学院大学大学院の非常勤講師等を歴任。2010年参議院議員（埼玉選挙区）に初当選、現在二期目。

国会における 憲法論議から振り返る

法政大学非常勤講師（元千葉県総務部政策法務担当参事） 神崎 一郎

■はじめに

日本国憲法は、2017年5月3日に施行70年を迎えた。70年の節目の年ということで、4月下旬から5月上旬にかけてテレビや新聞報道などで大きく特集が組まれたところは記憶に新しい。特に最近では、2016年7月の参議院議員通常選挙の結果、憲法改正に積極的な会派が衆参両院でともに3分の2の議席を占め、憲法改正への機運が従来になく盛り上がっていると評価されることがある¹。そのような評価に対しては賛否両論あろうが、一方で、自治体職員にとっては、永田町で行われている憲法論議は遠い世界の出来事であって身近に感じづらいという声も聞く。しかし、憲法改正には、最終的には国民投票で過半数を得る必要がある（憲法96条）、投票権を有する日本国民は、発議された憲法改正案について熟慮し、議論し、投票日には賛否の票を投じなければならない。

本稿は、現在に至るまでの、主に国会における憲法論議を客観的に振り返ることによって²、現在における憲法を取り巻く情勢と課題について読者が考える上での一助となることを期すこととしたい。

1. 前史

日本国憲法は、1946年11月3日に公布され、1947年5月3日に施行された。当時、多くの国民は、戦争の惨禍から立ち上がって日本を再建する

ための指針を打ち立てたものとしてこの憲法を歓迎したが、一方で、その制定過程に連合軍司令部（GHQ）が関与したことに鑑み、他日、国民の自由な意思による再検討を期する考えも存在していたとされる³。

1952年4月に我が国が独立を回復する前後から、朝鮮戦争を巡る国際情勢などを踏まえ、日本国憲法の再検討と改正の要否が議論されるようになった。この議論の場として内閣に設置されたのが憲法調査会である（1956年6月）。内閣憲法調査会は、国会議員と学識経験者から構成される機関であったが、当時の日本社会党や多くの憲法学者は、「改憲のための露払い機関」であるとして、参加をボイコットしたため、同党などに割り当てられた委員を欠員にしたままの変則的な形で発足せざるを得なかった（設置から1年以上経った1957年7月、社会党不参加のまま発足）。内閣憲法調査会は、7年にわたる調査審議の成果として、1964年7月に、内閣及び国会に対して報告書を提出してその使命を終えた。

しかし、報告書が提出された1964年という時期は、60年安保の結果、改憲推進派の岸信介首相が退陣し推進役を失うとともに、後継の池田勇人内

1 例えば、「[憲法考] 施行70年(1)改正論議 じれる首相」（読売新聞 2017年4月25日）。しかし、「憲法改正に積極的な会派」と言っても、会派によって主張は様々であり、そのような単純な見方が適切かどうかは極めて疑問であろう。

2 筆者がアクセスしうる情報の関係上、衆議院における動きが中心になることをご容赦いただきたい。

3 内閣憲法調査会『憲法調査会報告書』（1964）1-2頁。このような考えが、いわゆる「押し付け憲法論」（GHQによって押し付けられた憲法だから改正する必要があるという論調）の源流となっている。

閣は所得倍増政策を打ち出すなど経済成長優先路線を取り、我が国が高度経済成長に向かっていった時期に該当し、「憲法改正よりも経済成長」の雰囲気の中、報告書も現実の政治テーマとなることがないまま、長い「改憲冬の時代」に入っていく⁴。

2. 衆参両院への憲法調査会の設置

しかし、1990年代に入り、湾岸戦争の勃発、冷戦構造の崩壊などの国際情勢の激変は、再び我が国の憲法論議に刺激を与えることとなった。そのような中、1997年、日本国憲法は施行50周年を迎えたが、それを期に、国会に憲法論議の場を設けるべく、中山太郎衆院議員の主導により、超党派（共産・社民を除く）の議員による「憲法調査委員会設置推進議員連盟」が結成され、活動を開始した。しかし、国会に憲法論議の場を設けることが具体的な憲法改正に直結するのではないかとの危惧からの紆余曲折もあって、結局、「議案提出権を持たない調査会」（すなわち、「憲法改正案」を提出したり審議したりすることはない）として、衆参両院それぞれに憲法調査会が設置され、活動を開始したのは、2000年1月のことであった。その際、衆議院議院運営委員会理事会で三項目の重要な申合せがなされている。その申合せとは、①「憲法調査会は、議案提出権がないことを確認すること」、②「調査機関は、概ね5年程度を目途とすること」、③「会長が会長代理を指名し、野党第一党の幹事の中から選定すること」、というものである。①については憲法改正に直結することを危惧する意見に配慮したもの、②については「できるだけ早く調査を済ませ、憲法改正案の作成・審議に入るべき」という意見と「慎重に議論を進めるべき」という意見の妥協として設定されたもの、③については憲法論議は与野党に分かれた立法政策と異なり、超党派による大所高所からの議論であるべ

きとの思想が現れたものと言われている⁵。

衆参両院の憲法調査会は、内閣憲法調査会と異なり、国会議員だけからなる機関である（衆議院50人・参議院45人）。衆議院憲法調査会においては、設置当初から一貫して会長を務めた中山太郎議員（自民）の指導の下、いくつかの点において、従来の国会の慣例にとらわれない運営がなされた。例えば、国会の常任委員会等においては、担当大臣や政府参考人等に対する質疑という形で法案の審査が進められていくが、憲法調査会においては、委員間の自由討議というスタイルが多用された。さらに、原則として所属議員数の比率に応じて会派ごとに発言の回数や持ち時間等が割り当てられる通常の国会の慣例と異なり、この自由討議においては、誰でもいつでも発言ができ、一回の発言は5分以内、批判に対しては反論で応える（その結果、反論の機会が多い共産・社民の委員は、所属議員数が少ないにもかかわらず発言回数が相対的に増えることとなり、少数意見の尊重が徹底されることとなった）、といった憲法調査会独自のルールが確立されていった。このようなルールは、「憲法は国民のものであり、政局からは一線画して少数意見にこそ耳を傾けて論議する」という中山会長の信念に基づいたものであり、「中山ルール」とも呼ばれ、国会における憲法論議を特徴付けていくことになった。

衆議院憲法調査会は、5年余りの調査を経て、2005年4月15日に報告書を議決し、衆議院議長に提出した（参議院憲法調査会の報告書議決は、4月20日）。

この衆議院憲法調査会報告書においては、いくつかの項目で憲法を改正すべきではないかとの意見が唱えられている。同時に、日本国憲法制定以来、その改正手続法が未整備であることは⁶、指摘された事項に対して主権者国民が判断する機会を奪うことになっており、憲法改正のための手続

4 憲法調査研究会「憲法調査会設置の経緯から見えてくる戦後の憲法論議の流れ—内閣憲法調査会と衆参憲法調査会」時の法令1810号（2008）58-61頁。

5 同上62頁。

6 当時、改正手続を規定する憲法96条の具体的な手続を定める法制度は整備されていなかった。

法を早急に整備すべきとする意見が「多く述べられた」とされている⁷。

3. 憲法改正国民投票法の制定

報告書に記載された、この提言を受ける形で、衆議院憲法調査会の後継機関の在り方について議論が進められた。最終的に、衆議院では、2005年9月に、日本国憲法改正国民投票制度に係る議案の審査等及び日本国憲法の広範かつ総合的な調査を行う特別委員会として「日本国憲法に関する調査特別委員会」が設置され、同委員会を舞台にして、憲法改正国民投票法の立案・審議が進められることとなった。

同委員会の委員長は、引き続き中山太郎議員が務め、憲法調査会以来の伝統である「憲法論議は与野党の壁を越えて、公正円満に行われるべきである」との基本的な考えを維持し、憲法論議・憲法改正の土俵となるべき手続法の整備も、できるだけ幅広い会派の合意に基づいて行われるべきであるとして、超党派による法案の共同提出を目指して議論が開始された。政治的な事情もあり、当初目指した主要政党による共同提案とはならなかったが、2006年5月には、若干の重要な論点のほかはほぼ共通する、与党案（自公案）と民主党案がそれぞれ国会に提出された。両案の提出後も、委員会審議を通じて修正協議による一本化の努力が続けられ、同年12月には、委員会において、与党案・民主党案それぞれの提出者によってそれぞれの案に対する「修正案要綱」が提示された。両者の修正案要綱の差異は、もはや一般的国民投票制度の是非など、数点に絞られており、両案の一本化が現実的なものとして見えてきていた。しか

しながら、翌年の7月に参議院選挙を控えていたこともあり、最終的に両案の一本化は実現せず、与党案の提出者は、それまでの議論で積み上げてきた修正事項を「併合修正案」（与党案と民主党案を一本化して新たな法案の形にした修正案）の形式にまとめ、これを可決して参議院に送付した（2007年4月13日）。その際、当時の政治状況から野党議員が抗議する中での採決になってしまい、後々、このことが尾を引いていくことになってしまう。

法案は、参議院での1か月に及ぶ審議を経て、5月14日に成立、同月18日に公布された⁸。

4. 4年3か月の空白と憲法審査会の始動

成立した「憲法改正国民投票法」（以下「国民投票法」）は、憲法96条に定める憲法改正手続を具体化するものであるが、①「国会による憲法改正の発議に係る手続の整備」と②「国民の承認に係る国民投票の手続の整備」の二つの部分から構成されている。このうち、①「国会による憲法改正の発議に係る手続の整備」の部分に基づき、それを担う機関として、衆参両院に、「憲法審査会」が設置された⁹。憲法審査会は、議案提出権を持たなかった憲法調査会と異なり、「日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正原案¹⁰、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等を審査する」機関である。しかし、法案の衆議院採決の際の混乱、そして2007年7月の参議院選挙の結果生じた「ねじれ国会」の政治状況の下で、衆参の憲法審査会は長期にわたって始動せず（この間に、国民投票法の施行日である2010

7 ここに「多く述べられた」とは、衆議院憲法調査会報告書の取りまとめにおいて取られた方針のうちの一つであり、当該論点について、積極・消極等の意見を述べた委員の数が一定数以上（おおむね20人以上。委員の定数が50人であることを考えると、3分の3を確実に超える数字）であった場合に、報告書において「…について多く述べられた」という記述がなされた（憲法調査研究会「憲法論議のエッセンスを伝える―永田町」と国民の橋渡しとして」時の法令1808号（2008）58頁）。

8 同法案が成立に至るまでの経緯及び詳細な内容については、橘幸信・高森雅樹「憲法改正国民投票法の制定 国民投票の実施手続及び国会による憲法改正の発議手続を整備」時の法令1799号（2007）6-36頁を参照されたい。

9 現行法は、内閣が憲法改正原案を国会に提出することを予定していない（同上13-14頁）。

10 国会が国民投票に向けて発議するのが「憲法修正案」であるから、その前段階である国会審議のステージにおいて審議の対象となるのは「憲法改正原案」となる（国会法68条の2）。

年5月を過ぎてしまった。このことが、後述する「三つの宿題」につながっていく)、民主党への政権交代を経て(2009年9月)、ようやく始動したのは、憲法審査会の法律上の設置日である2007年8月7日から4年3か月後の2011年10月のことであつた。

始動した衆議院憲法審査会の会長には大畠章宏議員(民主党)が就任し、憲法調査会時代の議論のレビューに着手した。大畠会長の指導の下、まず、中山太郎・前衆議院憲法調査会長を参考人として招致して、かつての憲法調査会・憲法調査特別委員会時代の憲法論議に対する姿勢などについて説明を受けたことは(2011年11月17日)、「憲法は国民のものであり、政局からは一線を画して少数意見にこそ耳を傾けて論議する」という路線を継承することを明確にしたことを意味し、特筆すべきことであつた。それに続いて、憲法調査会の議論を踏まえて憲法の各条章の検証を行っていく。その上で、2012年12月の再度の政権交代を経て(自民党の保利耕輔議員が会長に就任)、いわゆる「三つの宿題」の解決に取りかかった。

5. 三つの宿題

「三つの宿題」とは、国民投票法制定時に積み残された問題のことである。国民投票法の附則には、三つの検討課題が定められていた。すなわち、①選挙権年齢等の18歳への引下げ(附則3条): 憲法改正国民投票年齢(以下「投票権年齢」)を18歳に設定する以上¹¹、同じ参政権グループである選挙権年齢や大人となる年齢である成年年齢も18歳にすべきではないか、②公務員の政治的行為の制限に係る法整備(附則11条): 「国民投票運動はより自由に」という理念で制度設計されている

が¹²、公務員については、公務員法制上の政治的行為の制限規定との関係をどのように調整するか、③国民投票の対象拡大についての検討(附則12条): 国民投票法制定時に与野党の間で、憲法改正以外の一般的な国民投票の導入について議論が戦わされたが、その是非をどのように考えるかの三点である。

実は、これらのうち①及び②は、本来は、国民投票法の本体が施行される2010年5月までに法整備が行われるべきものであつたが、憲法審査会休眠のあおりを受けて、その期限を徒過したまま未整備の状態にあつた。特に、選挙権年齢等の18歳への引下げは、2010年5月までに法整備がなされることを当然の前提にした上で、法整備後には一定の周知期間が必要になることを念頭に、その間の経過措置として、「前項の法制上の措置が講ぜられ、18歳選挙権等が実現されるまでの間は、投票権年齢も20歳以上とする」旨の規定が置かれていた。すなわち、期限を徒過したことによって、投票権年齢が18歳なのか20歳なのか不明な状態に陥ってしまったのである¹³。

国民投票法制定時の「憲法改正論議の土俵となるべき手続法の整備はできるだけ幅広い会派の合意に基づいて行われるべき」という精神の下、与党と各野党の間で、又は各政党が一同に会する場で協議が行われ、「三つの宿題」の解決の方途が探られた。最終的に、自民党、公明党、民主党、日本維新の会、みんなの党、結いの党及び生活の党の7会派により、2014年4月8日、改正案が衆議院に共同提出された。

宿題解決の内容としては、まず、①「投票権年齢」は、改正法施行後4年を経過するまでの間(2018年6月20日まで)は「20歳」、その後(同月21日から)は「18歳」とする(改正法附則2項)¹⁴。次に、②

11 「日本国民で年齢満18歳以上の者は、国民投票の投票権を有する」(国民投票法3条)。

12 憲法改正の国民投票においては、選挙の場合と異なり、特定の運動員が想定されるわけではない。賛成・反対の立場から、様々な団体・個人がそれぞれの意見表明を行い、かつ、他人に対して賛否の勧誘行為を行うことが想定される(これを国民投票法は「国民投票運動」と定義している。101条)。この国民投票運動については、萎縮的な作用を与えることなく、できるだけ自由闊達に行われるような仕組みを作ることが何よりも重要であり、「国民投票運動はより自由に」という理念の下、規制は必要最小限度のものとするよう様々な工夫がなされている(橘・高森前掲注8・23-24頁)。

13 「選挙権年齢の引下げの際の経過措置」と「投票権年齢」がリンクしているため、選挙権年齢の引下げが行われなかった場合の投票権年齢が不明確になってしまった。

「公務員の政治的行為の制限」については、公務員が行う国民投票運動は、賛成・反対の投票等の勧誘行為及び憲法改正に関する意見表明としてされるもの、すなわち「純粋な国民投票運動」に限って行うことができることとされた（他の法令により禁止されている他の政治的行為を伴う場合は不可）。また、裁判官、検察官、公安委員会の委員及び警察官といった、いわゆる「特定公務員」については、在職中、国民投票運動をすることができないこととされた¹⁵。さらに、③「一般的国民投票制度」については、改めて、その意義及び必要性についての検討条項が置かれたところである（改正法附則5項）。

国民投票法改正案は、2014年5月8日の衆議院憲法審査会で可決、翌9日の衆議院本会議で可決し、参議院に送付された。参議院では、6月11日に憲法審査会で可決、13日に参議院本会議で可決・成立し、6月20日に公布され、即日施行された。

6. 衆議院憲法審査会における最近の議論

「三つの宿題」の解決により、憲法改正のための手続の整備は完了し、法的には、いつでも国会が憲法改正を発議し、国民投票を実施できることとなった。いよいよ、衆議院憲法審査会は、具体的な憲法論議に入っていくことになる。

保利耕輔会長の下、まず、「今後の審査会で議論すべきこと」をテーマに自由討議を行うとともに（2014年11月6日）、「改正国民投票法の施行を受けて、これからの憲法審査会に望むこと」をテーマに盛岡で地方公聴会を開催した（2014年11月17日）。

2014年11月21日の衆議院解散、その後の総選挙を経て、新たに保岡興治議員（自民党）が会長に就任し、改めて、「今後の憲法審査会で議論すべきこと」をテーマに自由討議が行われた（2015年5月7日）。その上で、「憲法保障をめぐる諸問題（「立憲主義、改正の限界及び制定経緯」並びに「違憲立法審査の在り方」）」をテーマに参考人質疑が行われたが（同年6月4日）、当時、国会で最大の政治テーマとなっていた平和安全法制関連法案のあおりを受け、憲法審査会の議論は、意図せざる政局に巻き込まれることになってしまい、高知地方公聴会は開催されたものの（同月15日。テーマは、「改正国民投票法の施行を受けて、これからの憲法審査会に望むこと」）、その後の議論がストップしてしまうこととなった。

憲法審査会の議論がようやく再開されたのは、2016年9月に森英介議員（自民党）が会長に就任し、日本国憲法が公布70年を迎えた同年11月、「憲法制定経緯と憲法公布70年を振り返って」をテーマに自由討議が行われたときのことであった（同月17日）。

その後、衆議院憲法審査会においては、以下のような議論が行われている（2017年5月2日現在）¹⁶。

2016年11月24日 「立憲主義、憲法改正の限界、違憲立法審査の在り方について」（自由討議）

2017年3月16日 「参政権の保障をめぐる諸問題（「一票の格差、投票率の低下その他選挙制度の在り方」及び「緊急事態における国会議員の任期の特例、解散権の在り方等」）

14 その上で、選挙権年齢等の引下げの検討条項が付されたが（改正法附則3項）、改正法においては「選挙権年齢」と「投票権年齢」の間にリンクは設けられず、仮に選挙権年齢の引下げが行われなくても、制定法のような疑義は発生しないよう制度設計された。実際には、この検討条項を受けて、2015年に公選法が改正され、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことは、読者諸氏もご存じのとおりである。

15 なお、組織により比較的大規模な形で行われることの多い勧誘運動、署名運動及び示威運動において、公務員が企画、主宰及び指導という主導的役割を果たすことに対する規制の在り方については、今後の検討課題とされているが、この点についての検討期限は規定されていない（改正法附則4項）。

16 憲法審査会における議論の現状をどのように分析するかについては、衆議院憲法審査会幹事会のメンバーによっても評価が分かれるようである。武正公一会長代理（民進党）は、「先々までテーマを設けるのではなく、取り上げる項目を一回ごとに話し合う」と述べているのに対し（毎日新聞2017年4月29日）、上川陽子幹事（自民党）は、「押し付け憲法」論から卒業する、国民主権・基本的人権の尊重・平和主義の三大原理を堅持するという2点は各党の共通認識」としつつ、「例えば、大規模災害など緊急事態における国会議員の任期延長は議論の必要があると野党も発言した」と共通認識の醸成によって議論を深化させるという方向性を述べている（毎日新聞2017年4月28日）。

(自由討議)

3月23日 「参政権の保障をめぐる諸問題
(緊急事態における国会議員の
任期の特例、解散権の在り方
等)」(参考人質疑)

4月20日 「国と地方の在り方(地方自治
等)」(参考人質疑)

■おわりに

以上、国会における憲法論議の流れを駆け足で振り返った。そこから見出すことができる数点を読者に提供しておきたいと思う。

まず、2014年から17年にかけての議論により、「押し付け憲法論」からの卒業や日本国憲法の三原理の堅持については、ほぼ、共通認識が醸成されているのではないかと考えられる点を指摘することができる¹⁷。ここで、留意しておくべきは、「個別発議の原則」である。すなわち、国会審議のステージにおける憲法改正原案の発議に当たっては「内容において関連する事項ごとに区分して行う」とされており(国会法68条の3。この結果、国会が議決した個別の憲法改正案ごとに国民の意思が問われる(個別に投票が行われる)こととなる)、憲法の全部改正のようなことは、原則として想定されていない。

次に、最近では、従来のように、ただ改正の必要性を訴えたり、ただ改正の反対を訴えたりする論調からは脱却し、憲法改正論議を行うに当たって

は、その問題が、①憲法改正が必須な事項なのか、②憲法改正が必須ではないが、望ましい事項なのか、③法律改正等で対応可能な事項なのか、という三つの分類のどこに位置するのかを念頭に置きながら、優先順位をつけていくことを常に意識する必要がある旨の発言も行われるようになってきている点を指摘しておきたい¹⁸。

読者が最も知りたいであろう、「今後、どのように憲法論議が進んでいくのか」については、「神のみぞ知る」としか答えようがない。しかし、この点を考えるに当たってヒントとなるのは、憲法調査会時代以来、国会における憲法論議の底流を形作ってきた「憲法は国民のものであり、政局からは一線を画して少数意見にこそ耳を傾けて議論する」という、いわゆる「中山ルール」が憲法審査会にも継承されていることであろう¹⁹。この点について、森英介・衆議院憲法審査会長の次のような発言を引用して、本稿を閉じることとしたい。「(衆参両院で改憲勢力が占めたとされる)3分の2は一つの指標に過ぎない。国会の議論が相当な熟度に達しないと、国民投票で過半数の賛成を得るのは難しい。数で押し切ろうとしても、絶対に国民の理解は得られない。野党第一党の民進党の理解も得ながら議論を積み重ねて、ゴールに到達すべきだ。…現行憲法に改めるべき点があれば、何より大事なのは国民の合意形成だ。無期限ではないが、タイムスケジュールを想定するのは不見識だ。自然の流れに任せたい。充実した議論を国民注視の中で行い、理解を深めていきたい。…「憲法論議に与野党なし」の精神を堅持し、政治的な思惑に左右されないよう自戒しながら、本質的な憲法論議を地道に積み重ねてほしい」²⁰。

17 脚注16の上川発言のほか、北側一雄幹事(公明党副代表)なども同趣旨の発言をしている(公明新聞2017年5月1日)。

18 同上(北側発言)。

19 ただ、最近では、衆院厚労委員会における法案の採決強行により2017年4月13日に予定していた審査会開会が見送られ、また、4月27日に予定していた審査会は復興相の更迭を受けて先送りされるなど、政局に左右される場面が指摘されている(毎日新聞2017年4月28日など)。

20 毎日新聞2016年10月29日。なお、2017年5月3日の読売新聞が「9条1項及び2項を残したまま、新たに自衛隊の存在を明記するよう議論を求める」こと、「改正憲法を2020年に施行することを目指す」こと等に言及した安倍総理のインタビュー記事を掲載するとともに、安倍総理が同日に開催された憲法改正を求める集会に寄せたビデオメッセージでも同趣旨のことを述べた旨を各紙、報道した(同月14日)。この発言が国会における憲法論議にどのような影響を与えるかも、今後の憲法論議の行く末を占う上でのポイントとなる。

神崎 一郎 プロフィール

法政大学大学院政治学研究科非常勤講師
(2007年より2010年まで千葉県総務部政策法
務担当参事)

憲法を取り巻く情勢と 私たちの課題

弁護士 植竹 和弘

■憲法の礎

日本国憲法が施行されて70年である。日本の行った侵略戦争でアジア諸国民2,000万人、国内でも310万人もの犠牲の上に制定されたのが日本国憲法である。憲法の3原則といわれる国民主権、平和主義、基本的人権の尊重は、こうしたアジア及び国内の戦争犠牲者によって与えられたものであり、戦争の放棄・軍備不保持を規定した憲法第9条の永久平和主義は、日本が再び戦争を行うことはないという、アジア諸国のみならず世界に向けた誓いであることをまず肝に銘じなければならない。

■GHQに押しつけられた？

日本国憲法が「押しつけられた」という説の起源は、1954年に開かれた自民党憲法調査会での松本烝治国務大臣の証言である。確かにGHQ憲法案は僅か10日で起草され日本政府に提示されたものであるが、その内容には明治の自由民権運動家である植木枝盛の「東洋大日本国国憲案」や、鈴木保蔵を中心とした憲法研究会の「憲法草案要綱」など、わが国の憲法研究者の憲法草案が影響している。国会の審議においても熱心な議論が行われ、「主権が国民に存する」ことの明記、9条1項冒頭の「日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」の追加、25条の生存権規定の追加、15条の成年者の普通選挙権保障の追加、66

条の文民条項の追加など、様々な追加や修正が加えられている。最近では、戦争放棄条項は当時の幣原首相がマッカーサーに進言したという資料も発見されている。押しつけ憲法論は、日本国憲法を快く思っていないが、かといって保障の内容には文句が付けられない改憲派の屁理屈であろう。

■戦前回帰の歴史

憲法を改訂しようとの動きは、サンフランシスコ平和条約締結によって日本が独立した1952年後から始まっている。しかし、いわゆる55年体制の下で衆参両院で改憲発議に必要な3分の2を確保できず、また、戦争の悲惨さを身を持って体験し、戦争放棄を定めた第9条のありがたさを実感している多数の戦争犠牲者が存在する中、明文改憲が具体化する事はなかった。ただし、日本国憲法の価値を否定し、戦前に回帰しようとの政策は様々になされてきた。

自衛隊の創設、日米安保条約、アメリカ軍の沖縄駐留は憲法9条の理念とは相容れない事であるし、神聖天皇制と深く結びついた「建国記念の日」の制定は、戦前と戦後を一体化する目論みであった。天皇が時の支配者であることを示す一世一元を定めた「元号法」、天皇讃美の歌に他ならない君が代を国歌とした「国旗国歌法」は、日本国憲法の国民主権との整合性は認められないだろう。首相・閣僚・国会議員の靖国神社参拝や、年頭に行われる首相閣僚の伊勢神宮参拝は第20条の

政教分離原則に違反し、日本軍国主義の精神的支柱であった国家神道の復活に結びつくのではない。昭和から平成への天皇代替わりの際に行われた即位礼・大嘗祭を中心とする数々の神道儀式、そして恐らくは裕仁天皇から浩宮皇太子への天皇代替わりの際にも行われるであろうこれらの神道儀式は、政教分離原則に反するであろう。

このように、戦前回帰の流れが戦後も着々と進められてきて今日に至っている。日本国憲法の理念との不一致が、保守反動勢力によって図られてきたのである。しかも、政治家や知識人といわれる一部の人からは、日韓併合は朝鮮韓国人が望んだことだとか、侵略戦争ではなくアジア解放の戦争だったとする妄言、南京大虐殺の否定、従軍慰安婦は存在しない等の妄言が事あるごとになされている。原因は、ナチス的なものを徹底的に排除するドイツに比べ、悲惨な歴史を認めたくない、学ぼうとしない、有史以来日本は正しかった、何故なら天皇が支配する神の国だからという妄想にとりつかれているからではないか。その意味では、天皇制は罪深い制度である。

■最近の憲法を巡る状況

昨年の参院選の結果、改憲に前向きな勢力が衆参両院で3分の2を超え、国会で改憲発議が可能な体制が整った中で、日本国憲法施行70年目の5月3日を迎えた。

しかし、2012年12月の第2次安倍政権発足後、集団的自衛権行使容認の閣議決定、特定秘密保護法・国家安全保障会議設置法の制定、日米共同防衛のための新ガイドライン締結、一昨年9月の安全保障法制の強行可決、武器輸出禁止3原則も防衛装備品移転3原則に変えられてわが国の軍事産業による武器輸出も解禁された。最近では、内閣府からミサイル攻撃があった場合の対応が発表され、北朝鮮のミサイル発射に際しては地下鉄の運転が一時停止されるなど、国民の恐怖を煽るかのような事態に立ち至っている。現国会では、戦前

の治安維持法の再来ともいわれる共謀罪が審議され、与党と一部野党の数の力で強行可決されようとしている。安倍政権によって、戦後70年余り続いてきた平和国家日本の有り様が全く変えられようとしている。例えば、1998年周辺事態法、2001年テロ対策特措法や2003年イラク特措法による自衛隊の海外派兵、2003年武力攻撃事態対処法、2004年国民保護法等々、憲法9条があるにもかかわらず、日本が再び戦争ができる国になるための準備が着々と進められてきた。その集大成が安倍政権下で進められている。

ことは憲法の戦争放棄・平和主義の変容に止まらず、特定秘密保護法は国民の知る権利の侵害、共謀罪は思想・良心・内心の自由を侵すものであり、まさに憲法無視・破壊が進行していると言って過言でない。

しかもこのような政治が、劣化した政治家たちによってなされているのである。東日本大震災が起きたのは東北で良かったと発言する復興大臣、長靴業界が儲かって良かったなどという政務官、共謀罪についての答弁もできず法務官僚に丸投げする法務大臣、不貞発覚で辞任する国会議員、戦後すぐに衆参両院で廃除・失効決議がなされている教育勅語の内容を讃美する防衛大臣、電波を止めるとテレビ局を恫喝する総務大臣等々、こんな人たちによって、国民主権、基本的人権の尊重という普遍的な原理を定め、世界に類を見ない平和主義を規定した日本国憲法が壊されようとしているのである。由々しき事態である。見過ごすわけにはいかない。

■立憲主義・民主主義をとりもどす

わが国はもちろんのこと、近代民主主義国家では国民の多数意思に従って政治的なものが決められていく。選挙で多数を占めた政党が国会の多数派となって立法権を担い、そこで内閣総理大臣も選ばれる。内閣総理大臣は国務大臣を選んで内閣を組織して行政権を行使する。内閣は裁判官

を選び、裁判所が司法権を行使する。つまり、国会、内閣、裁判所という権力の担い手は、国民の多数意思を反映している。では、多数意思は常に正しいのだろうか？ ナポレオン帝政、ナチスドイツ、国民の多数が熱狂的に戦争を支持した戦前の日本など、その時々多数意思が過ちを犯すことは歴史の示すところである。不正確な情報に踊らされ、ムードに流され、目先のことしか見えなくなり、冷静で正しい判断ができなくなる危険性が、我々の社会にはついて回る。それを避けるために、予め多数意思に基づく行動に歯止めをかけることが必要であり、その仕組みが憲法である。多数決で決めるべき事もあるけれども、多数決で決めてはいけないこともある。多数決でも変えてはならない価値を前もって憲法の中に書き込み、多数意思を反映した国家権力を制限する。これが立憲主義という法思想である。全ての人個人として尊重されるために、憲法を最高法規として国家権力を制限し、人権保障を図るのである。

ところが、安倍首相は成蹊大学の法学部を卒業しているにもかかわらず、立憲主義を全く知らないという。だからこそ、集団的自衛権の行使は認められないとした1972年の政府統一見解を、国会での議論を経ることなく一内閣のみの判断で変えて何ら恥じることもないのである。憲法98条が「この憲法は、国の最高法規であって、その条項に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」と規定した意味、第99条が「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。」と規定した意味を再確認させる必要がある。

■憲法の理念、価値をとりもどす

日本国憲法第12条は、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。」と規定している。安倍「壊憲」内閣を倒し、憲法の価値をとり

もどすのは、私たち国民の責務である。

集団的自衛権の行使を容認した閣議決定から、安法制の成立まで、先の戦争を経験し、戦争の悲惨さを身をもって知っている年配者だけでなく、シールズやティーンズソウルという若者たち、子どもを持ったママさん達、男女年齢を問わず多くの市民が、国会前、日本国中の街角で、集団的自衛権行使反対、戦争法反対、憲法を壊すなど声をあげた。その動きは今日でも止んでいない。沖縄では全県をあげて辺野古新基地建設反対の運動が続けられている。市民と野党の共闘を目指す市民連合も全国で立ち上がっている。千葉でも昨年4月、「憲法を守り、活かす千葉県共同センター」、「再び戦争をさせない千葉県1000人委員会」、私が所属する「安法制廃止を求める弁護士の会・千葉」が中心となって、その傘下にある多くの組織・団体が集まって、「安法制廃止！立憲主義・民主主義をとりもどすオール千葉県の会」を立ち上げ、県民集会・パレード、街頭宣伝活動が継続的に取り組まれている。

憲法施行後の70年間で保守反動勢力による戦前回帰の歴史であったならば、憲法の理念、価値をとりもどす我々市民の戦いを一層強化していかなければならない。

植竹 和弘 プロフィール

1953年 東京都両国生まれ
1972年 東京都立大学理学部入学
1980年 同法学部卒業
1990年 千葉県弁護士会に弁護士登録
2005年 千葉県弁護士会副会長
現 在

千葉簡易裁判所調停委員
千葉県弁護士会憲法問題特別委員会委員長
同 共謀罪対策本部委員

ついに憲法改正問題は正念場の局面へ ——本腰で取り組みを

島根県立大学名誉教授 井上 定彦

日本国憲法施行70周年の5月3日、安倍自民党総裁は憲法を改正し2020年までにそれを施行するとの見解表明をおこなった。常識的には、遅くとも2019年には憲法改正案を国民投票にかけたい。これは改憲の関門での重大な手続き上の違反（本来まず憲法審査会の審議のうえ、国会の審議・発議で国民投票にかけられる内容と日程が決まる）であることはいうまでもない。つまり安倍自民党総裁個人としての強い執念を表明したということである。そのためにはこのまま衆参両院で3分の2以上の議席を確保し続け、国会で改正の発議を強行したい。したがって遅くとも衆院任期満了となる2018年中までには解散総選挙はできるかぎり有利な状況のなかで実施、圧倒的多数の議席を確保し続けたいということだ。だから、いまからはいつ衆議院の解散があってもおかしくないということになる。現行の自民の議席というのは、これまでの選挙時には決して憲法改正を焦点にしたものではなかったのだが（「アベノミクス」が自民党の「売り」文句）、今度は党総裁としての安倍氏自身の任期の例外的な延長を行い「東京オリンピック」を自分の内閣のもとで実施したいという野望もあるのだろう。

皆さんのなかで少しでも自民党の改正憲法草案（2012年）に目を通された方がおられれば、相当に驚かれたことだろう。現在の自民党の公式の基

本見解なので、是非ざっとでも一度はお目通し願いたいと思う（自由民主党のホーム・ページ「キーワード」の項に全文掲載）。安倍総裁は5月21日には、なすべき党内手続きと議論を無視して、本年内に自民党としての新たな改憲案を提示せよとの意向を表明し体制づくりを行った。しかしながら、やはり自民党として合意したこの公式の改憲草案が、党内議論の出発点・基本にされる危険性がある。

そこで、以下本稿ではまだ読んでおられない方のために誠におおまかにポイントを紹介したい。知れば「びっくりする」こと必定なのである。

■自民改憲草案の問題点のポイント

まずは現行憲法「前文」では基本精神となる主権在民という原則、また「政府の行為によって再び戦争の惨禍がおこることがないように」国民の名誉にかけ全力をあげる、この崇高な理想と目的を達することを誓う、との大切な表現があることはご存じのとおり。ところが、これがほぼ全面的に削除されている。また、天皇を「象徴」ではなく「元首」とする。および国歌・国旗の条項をあらたに立てている。殊に問題となる第3章では章題は現行では「戦争の放棄」であるが、この章題そのものを「安全保障」として本来の趣旨をまった

く入れ換えている。そのうえで現行憲法第9条第1項は「国権の発動たる戦争」を「永久に放棄する」と明言しているわけだが、それを削除し、国際紛争を解決する手段としては「用いない」と大きく緩めた。さらに、第2項については、現行の戦争の永久放棄という「目的を達するため」、「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない、国の交戦権は、これを認めない」としているわけだが、この重要な条項を全面的に削除。代わって「自衛権の発動を妨げるものではない」として新たに第2項として「国防軍」という項をおこしている。またそこに機密に関しては軍独自の審判所を置くとも記されている。すなわち、これらは、安保関連法制を越え、国土防衛を基本任務とすべき自衛隊を「交戦権」をもつ軍隊に変えるということにほかならない。さらに民主主義の国家の根幹ともいえる、基本的人権の章（第三章、国民の権利及び義務）がこれまた大きく歪められている。第11条、もとの「国民は、全ての基本的人権を享有する。…侵すことのできない永久の権利である」と宣言しているのに対して、自民改正草案は「基本的人権の享有を妨げられない。…現在及び将来の国民に与えられる」という表現に変えられ、国家（あるいは元首）が国民に基本的人権を「与える」かのように読みうるように書き換えられている。加えて「すべての国民は、個人として尊重される」という現行法（第13条）の私達の常識的な項目に対して、わざわざ「個人として」の表現を削り、あまりに一般的な「人として尊重される」という表現に弱めている。また、第28条には、現行法には存在しない「公務員の労働基本権の制限」が新設されていることも見過ごせない。また、「緊急事態」の項目（戦争・内乱、自然災害を理由としての国民の権利の制限を含むことを可能にしよう）が設定されている。また憲法改正の発議につ

いては、現行憲法のかなめとなる「両院の3分の2の議席」は不便だとして「過半数」としたいとしている（現政権はさすがにいまのところこれを広言はしていないが）。

■「自民党は変わった」ことを認識し 本気の対応を

ほぼ同時期に自民党は党としての「新しい綱領」を採択している。「日本らしい日本」をうたう新綱領は「国民統合の象徴である天皇陛下のもと」という表現や、家族の絆、家族、国への帰属意識をやはり強調している。これを憲法改正草案やまた自民の党内勢力争いの様相変化をみると、すでにかなり前から自民党はかつての「リベラル、ナショナリズム伝統主義派、多数の中間派」の連合体というイメージは既に変わっているとみなければならぬ。戦前回帰のような主張を平気で放言する「右派イデオロギー派」が大きくなり主導権をとるようになってきている、かつての「税・社会保障一体改革」などでの野党との連携（大連立をふくむ）はとうに放擲し、「戦後レジームの転換」を本音においた行動主義（街頭などの）へと向かっているとみるべきかもしれない。かつての議員集団ではなくなってきたのではないか。このことを私たちや野党第一党の民進党はどこまで認識しているのか幾分不安な部分もある。

安倍自民党総裁は、政権の高い支持率がある間になんとしても憲法改正を実現しておきたい。そのためには、中軸における右派的求心力を固め維持しながら、なおかつ現在の公明党との連立政権勢力、それに松井・橋本氏の「維新の会」を加え、さらにはもっと両翼をひろげ「改憲勢力」を大きく拡大してゆきたい。そのためには、「世論」の現実と自民党の政策・理念との大きな乖離を埋め

ることを意図しているのかもしれない。この5月3日の安倍総裁談話は、憲法改正項目の具体的事例として、憲法9条に第3項を加え自衛隊の役割を明示することや（公明党に配慮）、高等教育をもっと開かれたものへ（維新の党の政策主張に配慮）をあげている。これらは、すでに議論されはじめている国会の憲法審査会や自分の党内世論に対して、新しい憲法の施行をいまから3年内とするという時限を切ることで、改憲実施へのスピードをあげるよう強く求めたものにほかならない。

つい最近の各種の世論調査でみれば現行憲法は日本の平和と繁栄に役立っているとの認識は80%前後との高い評価を維持している点は共通している。他方、ごく抽象的に憲法改正の必要があるかについて問えば、環境権や地方自治権拡大なども含むせいもあるかもしれないが、NHK調査では「必要」43%が「必要ない」34%を上回っているようだ（それでも「必要」とするものの比率はかつて2002年の調査よりもかなり低下）。しかし、憲法9条の改正のような具体的条項について問われると、「必要ない」57%が「必要」25%と大きく上回り、自民党のめざす意図とは大きく乖離している。「国防軍」設置を仮に問うとするとともに大差になるだろう。

■安倍政権の改憲のための新戦略

そこで、安倍総裁は国内世論を配慮し、党内にむけても憲法改正実現の悲願を達するまでの手段として、このような大きなアドバルーンをあげたわけだ。

しかしながら、ほんの少し前の2013年の国家秘密法の制度化、また安保関連法の強行と実施（米艦警護のための大護衛艦「いずも」の出勤）、もっと審議すべき「共謀罪」（「テロ等準備罪」を組織

的犯罪集団処罰法に盛り込むこと）を採決に持ち込んだことと関連がないのかも気になる。「普通の人は対象にならない」との言葉は果たして額面どおりなのか（安倍政権の後の代の政権を含めて）、それは誰が決めるのか、この対象権限は公表されているように277件とあまりに広範囲。一面ではかつての治安維持法（1941年改正で予防拘禁が肯定され、おおくのりベラリスト、宗教家が拘束された）に通ずる懸念がぬぐえない。現行刑法の罪刑法定主義の考え方も解せないという指摘もある。

現在の段階でこのようなことを心配するのには理由がある。あの籠池氏問題（国の財産が8割方値引きされて引き渡されようとしたこと）や当該幼稚園で「教育勅語」という国会で完全に否定されたはずの戦前の遺物が斉唱させられ、その全面的否定もなされていないなどの、信じ難いことが目の前でおこっている。それに加えて「加計学園」問題である。身内には強権で手をつけさせず、外に対しては手を広げる。

さきの5月3日憲法大集会で蓮舫民進党代表がいったように「アベのアベのためのアベによる改憲」というだけではなく、さらに前途暗澹たる道に踏み込むことのないような体制づくり、社会運動連合づくりが、いまや「待ったなし」の課題となっているのではないか。

（参考）中北浩爾『自民党政治の変容』NHK出版 2014年
横路孝弘『日本国憲法について』

井上 定彦 プロフィール

社会環境学会、社会政策学会、日本平和学会、
日本労働ペンクラブ等の会員
専門 国際政治経済学、社会経済学、島根県
立大学名誉教授、千葉市在住

連載⑰

数字で掴む自治体の姿 財源留保と将来負担



千葉県地方自治研究センター理事長 法政大学法学部教授 宮崎 伸光

●複数年度にまたがる会計上の考慮

「江戸っ子は宵越しの金は持たない」という言葉があります。これは、稼いだ日銭をその日のうちに使い切る、という江戸城下に暮らした職人の気っぶの良さを表す言葉として伝えられています。しかし、同様の暮らしぶりを別の言葉で表現すると「その日暮らし」ということになります。この両者は、見聞きする人に与える印象がかなり違うと言えるでしょう。

江戸職人は、宵越しの金を「持たない」のではなく、「持てなかった」のだという説もあります。それほど手間賃が低廉で、「明日は明日の風が吹く」ということであつた、というのです。さらに、蓄財しようにも庶民を相手とする金融機関はなく、火事と盗みが頻発する住宅事情もありました。そこで、明日の備えよりは、今を生きる助け合いが職人氣質に染みつき、決して豊かとはいえない人々の間にもさまざまな相互扶助の支え合いがあつたのだそうです。また、江戸はしばしば大火に見舞われましたが、記録によればその復興の早さは常に驚異的です。職人にとっては、腕と道具を失わなければなんとかなるということであつたようです。

さて、時を現代に移して月給で営まれる俸給生活者の家計を想起してみましょう。一般に日々の生活費は、毎月の給料の範囲内で収まるように努められます。やりくりの結果としていくらかでも残れば、普通は使い切ったりせずに翌月の生活費に回すでしょう。「その月暮らし」という言葉がないのは、それが現実に馴染まないからだと思

ます。

また、比較的高額な耐久消費財などの購入については、給料から一時に代金を支払うことができたとしても、それはしばしば過大な負担となり家計を圧迫します。そこで、購入計画を立てて貯金をするようになります。とはいえ計画どおりにことが運ぶとは限りません。家計急変の事態はいつ発生するかわかりません。万一のそうした突発的非常時においても、貯金があれば事態に柔軟に対応することに望みをつなげます。家計における貯金は、余裕資金の将来に向けた備えということになります。

もっとも、さらに高価な耐久消費財や不動産などについては、予め購入資金の全額を用意することが困難な場合もあるでしょう。その場合の購入手段としては、借金ないし分割払いという選択肢が考えられます。かつての常識では「借金までしてものを買う」ことは慎むべきと言われていました。しかし、ローンを組んで住宅や自家用車等を購入することは今日では当たり前のことです。借金（ローン）は、将来の稼得とそれによる負担を見込むことにほかなりません。

以上の家計に想定されるような事態は、いずれも自治体財政においても想定されます。そこで、自治体の単位会計期間は単年度ですが、その財政運営については「当該年度のみならず、翌年度以降における財政の状況をも考慮して、その健全な運営をそこなうことがないようにしなければならない」（地方財政法第4条の2）ということになります。

●積立金現在高

自治体財政において家計の貯金に当たるものは積立金です。その決算額は決算カードに積立金現在高として記載されます。

積立金には、会計年度の枠を超えて財源調整を行うために積み立てられる財政調整基金、地方債の繰り上げを含む償還に充てられる減債基金、そしてそれ以外の将来における特定の財政需要に備える特定目的基金の3種類があります。

家計に即して言えば、財政調整基金は家計に余裕があるうちに将来のために留保する貯金に相当し、借金の返済のために一般の財布とは別に管理する「封筒」が減債基金、そして大きな買い物や災害が起きたときのためなど用途を決めて蓄える資金が特定目的基金ということになります。

積立金の設置は、条例によります。ただし、財政調整基金については地方財政法第4条の3に規定されており、自治体がとくに条例を設ける必要はないとされています。

積立金は、事柄の性質上、地方財政法第4条の4に「処分することができる」場合として4つが限定列挙され、安易に取り崩すことはできない構えになっています。

とはいえ、同条の第1号は「経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額をうめるための財源に充てるとき」という規定です。そして実際のところは、財源の不足分を過去に積み立てた財政調整基金によって埋め合わせる運用がなされます。そして、慢性的財政危機ともいうべき状況下においては、特定目的基金の趣旨を諦め、当該設置条例を改廃することで取り崩し、財源不足を補う例も見られます。まさに背に腹は代えられないということでしょうか。

また、減債基金においても、その運用によって年度間の財政調整効果が得られます。実際にそうした機能を果たすべく工夫が行われていることにも留意する必要があります。

ところで、積立金現在高の多寡を知り、分析ないし評価するにはどうしたらよいでしょうか。積

立金は、個々の自治体がおかれたその時々々の財政事情に左右されるところが大きいので、その規模等を比較検討するための物差しを作ることはなかなか困難です。

とはいえ、特定の自治体に着目する場合には、その決算額の推移を追うことで財政調整の実相が垣間見えることもあります。また、自治体間の比較をする指標としては、それぞれの標準財政規模に対する割合を算出して得られる「積立金現在高比率」に一定の妥当性が認められています。その積立金現在高比率は、式で表すと次のようになります。

$$\text{積立金現在高比率} = \text{積立金現在高} / \text{標準財政規模} \times 100 (\%)$$

この指標は、当該自治体が不測の収入減少や支出増加にどれだけ弾力的に対処できるかを示すこととなります。しかしながら、この数値は大きいほど望ましいというわけではありません。標準財政規模に対して積立金に回された金額が非常に大きいということは、財政面でさらに行政サービスの水準を上げるだけの余裕があるのにそれをしていないということにもなるからです。

なお、住民等への説明には、住民1人当たりの積立金現在高を計算し、家計における貯金との類推を促すとわかりやすいかもしれません。

●地方債現在高

自治体財政において家計の借金に当たるものは地方債です。その残高が決算カードに地方債現在高として記載されます。

地方債現在高は、当該自治体が過去に発行した地方債の累積額にほかなりません。すでにこの連載で見てきたように歳入の区分には「地方債」の項があり、歳出の区分には「公債費」の項があります。それらの差し引きにより地方債現在高の増減は推移します。

道路、橋梁、トンネルなど長期間にわたって利用される社会基盤の整備事業等については、いわ

ゆる世代間負担の公平原則から見て資金を地方債（建設事業債）に頼ることは間違いではありません。しかし、家計における住宅ローンが将来の稼得を見込んでいるのと同様に、地方債も将来における歳入を見込んでいます。もちろん、地方債の場合は、元利償還金の一部が地方交付税上の基準財政需要額に参入されるなど、他制度との絡みがあって単純な話ではありませんが、すでに右肩下がり時代の時代に入ってきたことが明らかな現在において、将来の自治体財政事情に明るい展望はなかなか見込めません。すなわち、地方債現在高が高止まりすることは、財政の硬直性を招くことに直結しています。

積立金現在高と同様に地方債現在高も個々の自治体のその時々々の財政事情に大きく左右されますので、比較の物差しを作ることはなかなか困難です。とはいえ、個別の自治体については、やはりその増減について決算カードに記されている金額の推移を追うことが大切です。そして、自治体間の比較等には、それぞれの標準財政規模に対する割合を算出して得られる「地方債現在高比率」がやはり指標として一定の妥当性を有すると考えられています。地方債現在高比率は、式で表すと次のようになります。

$$\text{地方債現在高比率} = \text{地方債現在高} / \text{標準財政規模} \times 100 (\%)$$

経験上、この地方債現在高比率は200%を超えると公債費の負担がかなり厳しい状態にあると判断されます。

この地方債現在高についても、積立金現在高と同様に、住民等への説明には、住民1人当たりの地方債現在高を計算し、家計における借金（ローン）との類推を促すとわかりやすいと思います。実際、ある自治体で市民向けの講演を依頼された際に、そうしたデータをグラフ化して持参したところ、主催者である自治体の担当者から、巨額の地方債を抱えている実態が露骨に明らかになるので、そのグラフだけは使わないでほしいと懇願された経験があります。

なお、自治体の借金には、借り入れた会計年度内において全額を償還する「一時借入金」もありますが、それは決算カードには現れません。

●債務負担行為額

積立金や地方債に比べると大雑把な類推であることは否めませんが、自治体財政において家計の分割払いに相当することは債務負担行為と呼ばれる、と言えば一定のイメージが得られるでしょう。

債務負担行為は、2種類に大別することができます。翌年度以降の経費支出が予定されているものと一定の事由が発生した際に支出することになるものです。前者に類するものには、たとえば多年度にわたる建設工事や土地の購入等に係るものがあり、これについては、確かに家計における分割払いに相当すると見ることができます。また、後者に類するものとは、債務保証した件について債務不履行が発生したり、損失補償をした件について損失が発生した場合に支出する限度額を予め定めておくというものです。

ほかに決算カードの債務負担行為額の欄には「その他」の項目もありますが、これには当該自治体が後年度において行う利子補給などが含まれます。つまり、債務負担行為額とは、後年度に遺す支払い義務の限度枠であり、決算カードには「(支払い予定額)」として記載されます。

自治体財政の将来負担を考察する際には、地方債現在高にこの債務負担行為額を合わせて検討することが必要になります。もっとも、実質的に自治体が将来に抱える財政負担については、さらに考慮に入れるべき要素がまだ残っています。それについては、この連載では番外編（その2）（本誌第12号）で少し触れているのですが、回を改めて説明することにします。

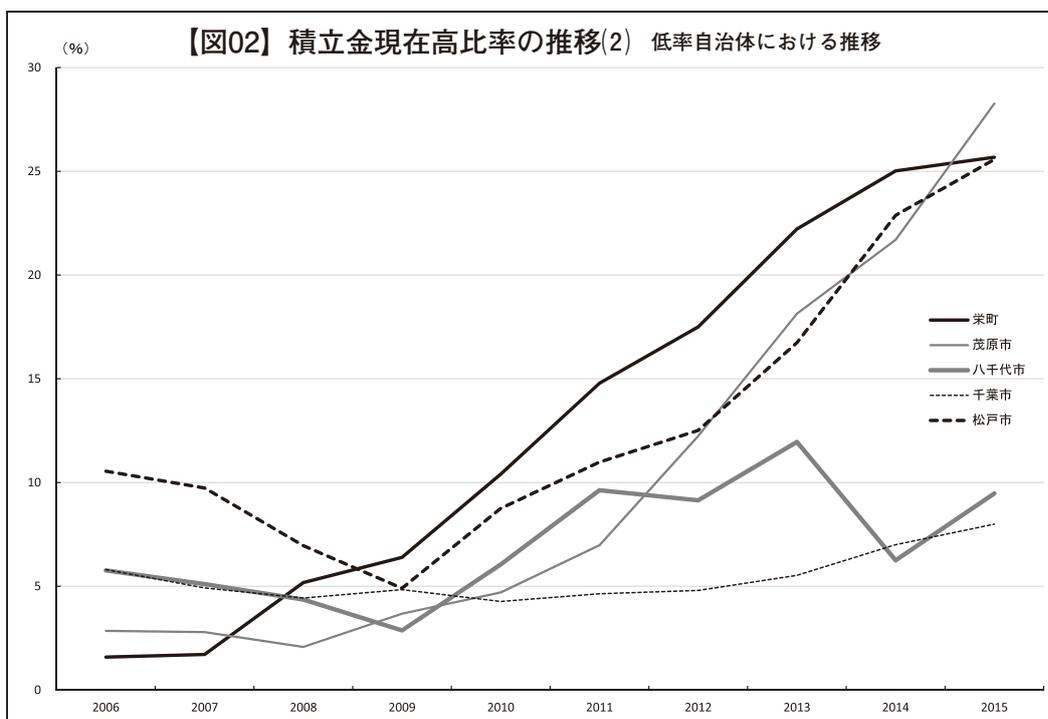
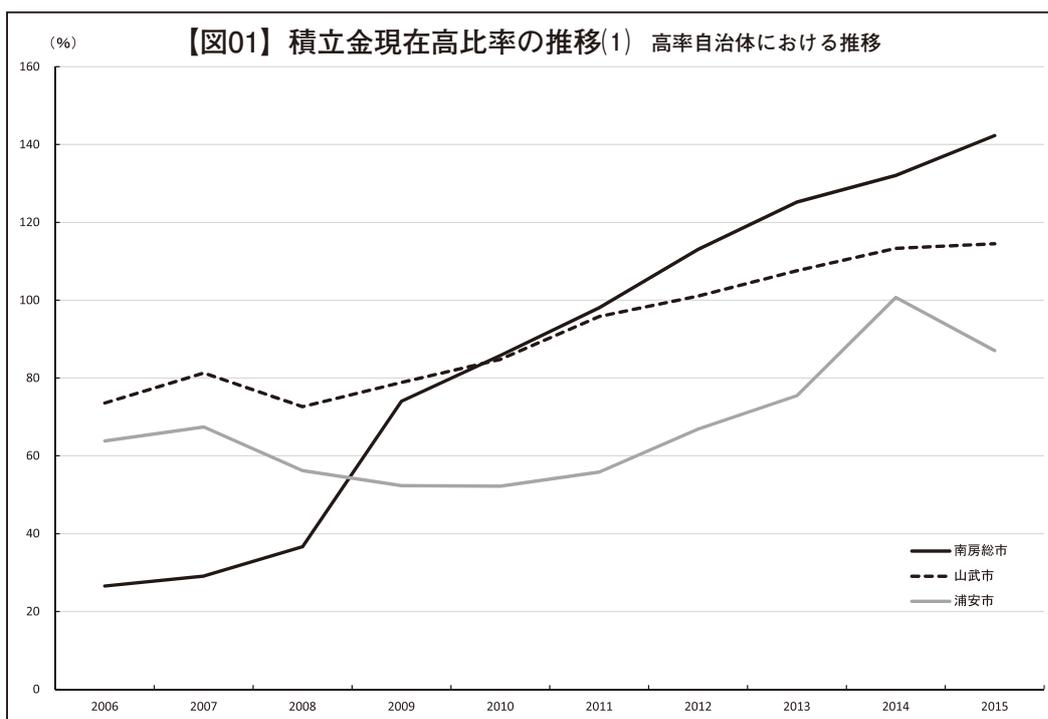
●千葉県内市町村における財源留保と将来負担の状況

さて、千葉県内の市町村について具体的に見ていきましょう。

まず積立金現在高についてですが、積立金現在高比率で見ると近年は概して向上の傾向にあります。その趨勢を見るために【図01】と【図02】を作成しました。

【図01】は、近年において積立金現在高比率が100パーセント以上の高率を示した自治体の10年間における推移です。

【図02】は、過去10年間において5パーセント未満の値を記録した自治体における推移です。千葉市がわずかに上昇傾向を示しているとはいえ、ずっと率が低いことに目が引かれます。これは、千葉県内唯一の政令指定都市ということで、その他の自治体とは事情を異にする面を反映していると思われます。千葉市については、この後も特徴

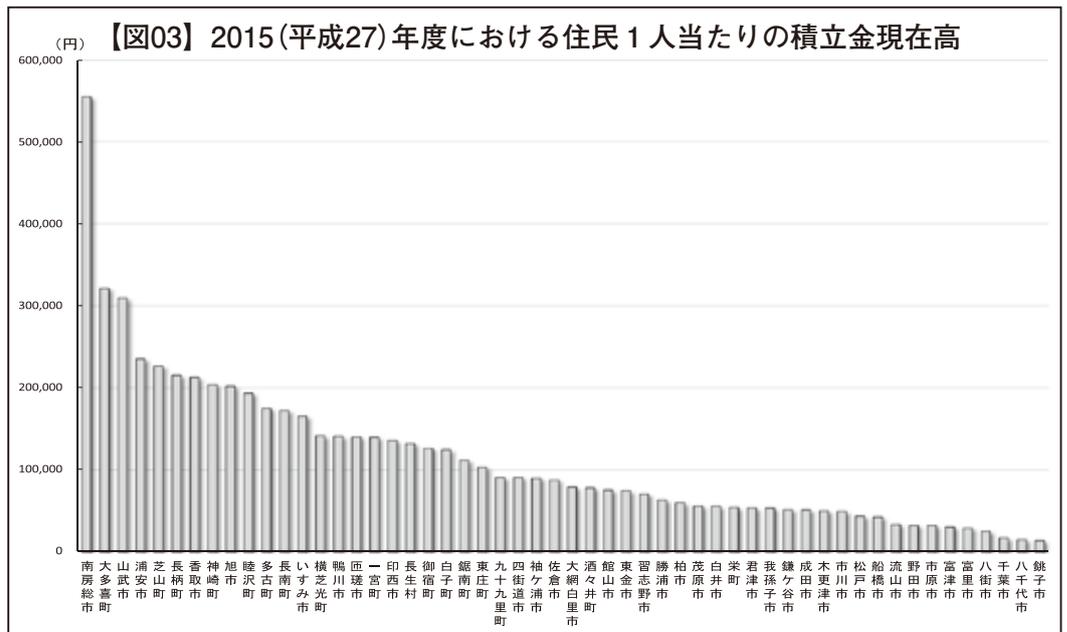


を示す指標がいくつかあります。また、特異な傾向といえば、八千代市のグラフもそのように見えます。概ね右肩上がりの傾向と見ることもできなくはありませんが、低い割合で凸凹しています。詳しく見てみると、2014（平成26）年度には積立金現在高を前年度の37億8千万円から19億7千万円弱へと18億1千万円余り減らしており、そのうち財政調整基金については24億5千万円余りから11億3千万円へと13億2千万円以上も取り崩しています。

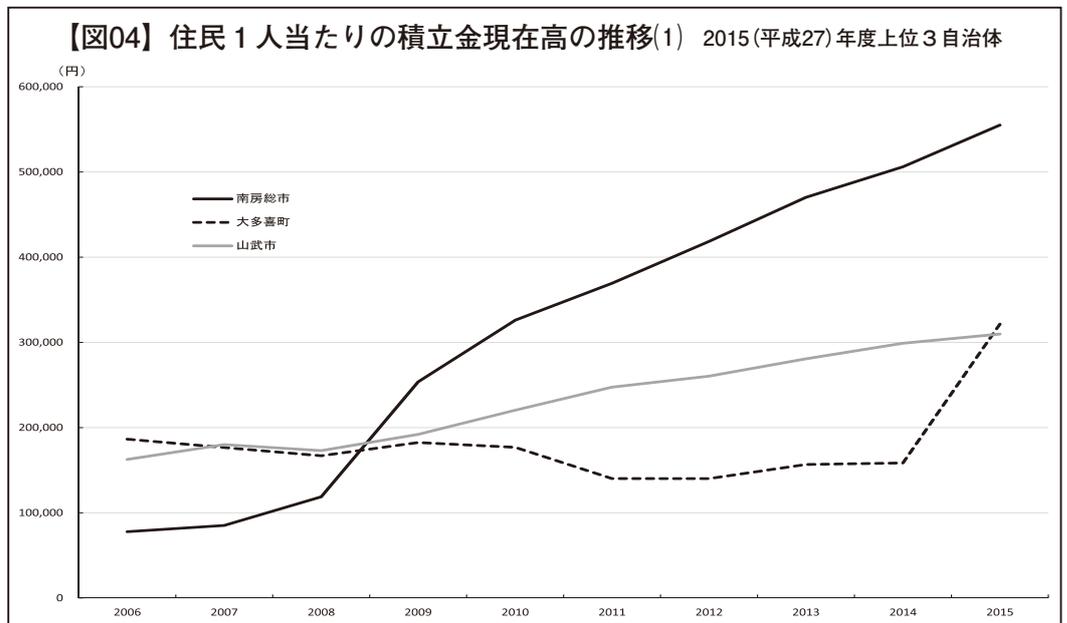
さらに、積立金現在高を住民基本台帳人口で除して算出される住民1人当たりの「貯金額」を見てみましょう。【図03】は、2015（平成27）年度における住民1人当たりの積立金現在高を高額の順に並べた棒グラフです。南房総市が突出していることがわかります。その推移傾向を見るために【図04】と【図05】を作成してみました。【図04】は【図03】の上位3自治体、【図05】は下位3自治体です。

【図04】からは、南房総市が2009（平成21）年

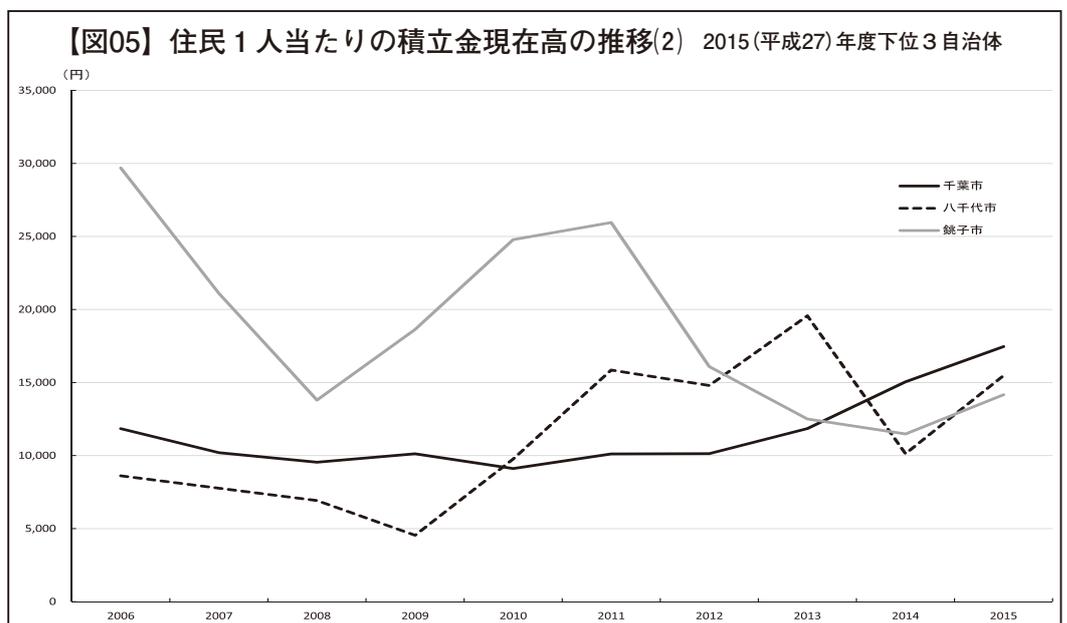
度に急上昇し、その後ずっとほぼ一定の割合で続伸していることがわかります。これは、この10年間の千葉県内では最も大きな変化です。ほかに山武市がほぼ一定の割合で推移していること、大多喜町については2015（平成27）年度に異例とも言うべき急増をしたことがこの【図04】から看取されます。



一方、【図05】で下位3自治体について見ると、銚子市が大きく増減を繰り返しながらも趨勢としては減少の方向をたどっているようです。この3市は、2015（平成27）年度の値はさほど変わりませんが、そこに至る過程は3様のようなようです。



南房総市と銚子市の状況は、いわば余裕資金を後年度に回す財政調整基金が積立金現在高においてどれぐらいの割合を占めているかを見ることによって、また違った側面を知ることができます。【図06】と【図07】は、それぞれ積立金現在高において財政調整

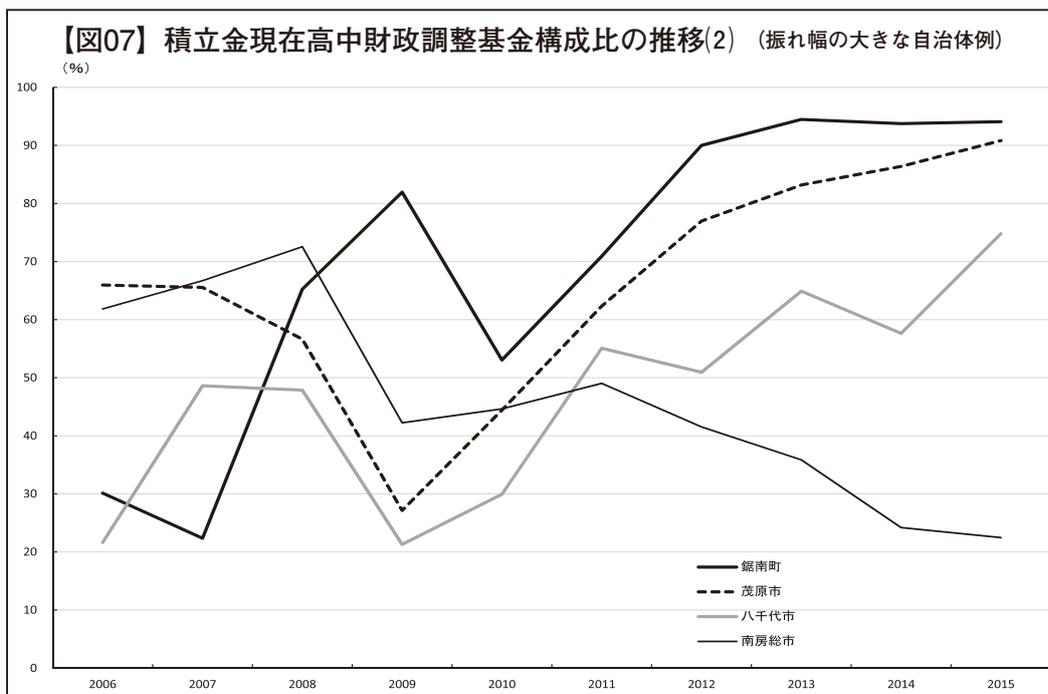
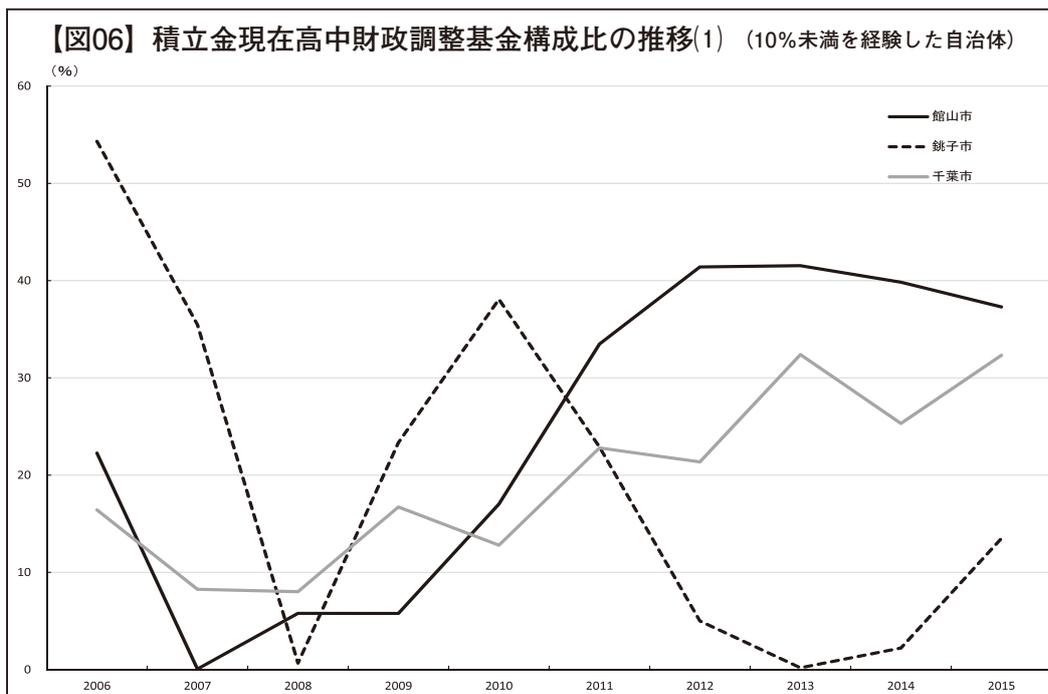


基金の占める割合が極端に小さくなったことがある自治体と割合の変化が著しい自治体を抽出し、それぞれの推移をグラフにまとめたものです。銚子市は前者に、南房総市は後者に、それぞれ含まれます。

【図06】を見ると、銚子市は1パーセントにも満たなかった2年度を含め5パーセント以下を4年度も経験しています。財政調整基金をほぼ空にしなければならぬほど財政が追いつめられていたということです。同じ図からは館山市がほぼゼロを1度経験していることもわかりますが、同市はその後に率を上げています。なお、この10年間において【図06】に示した千葉市、銚子市および館山市以外

の千葉県内自治体は、いずれも20パーセントを1度も下回っていません。この3市がいかに苦しい財政状況に追い込まれていたかが推認できます。

【図07】を見ると、変化が大きかった自治体において南房総市が独自の推移傾向を示していることがわかります。すなわち、多少の凸凹はあるものの、概ね減少の傾向をたどり2015（平成27）年度には22.5パーセントまで割合を減らしています。この水準は【図06】の3自治体を除けば、ほぼ最低水準に近いと言えます。ということは、



順調に住民1人当たりの積立金現在高を伸ばしている南房総市についても潤沢な余裕資金を後年度に送っているわけではないということです。

なお、この10年間において変化の幅が大きかった自治体としては、ほかに八街市を挙げることができますが、その推移は概ね八千代市と茂原市の間に挟まれ、両市とほぼ同様の傾向を示しているため【図07】では省略しました。

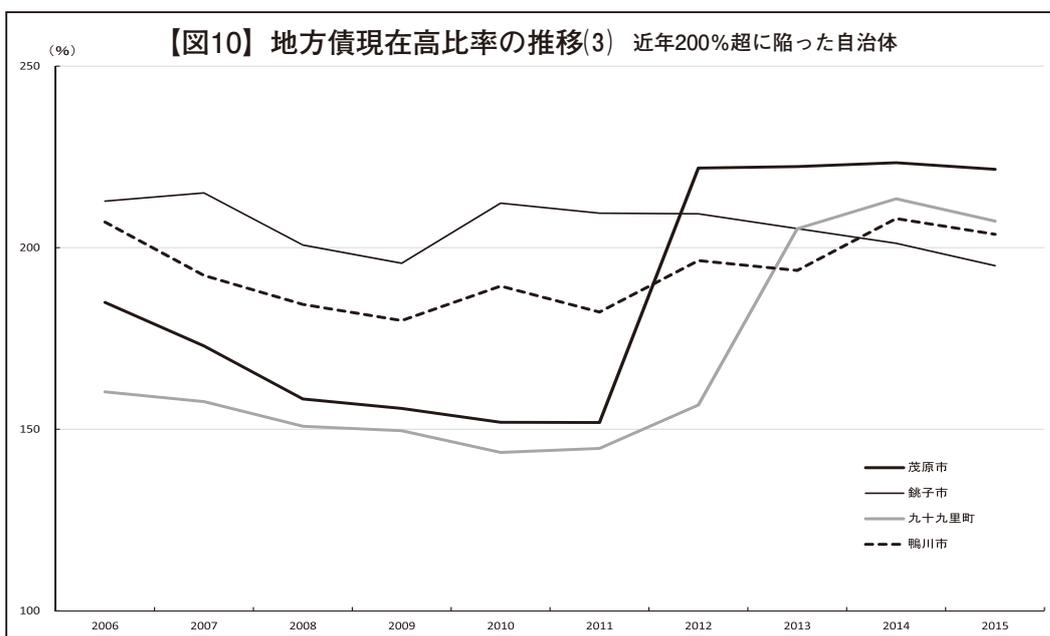
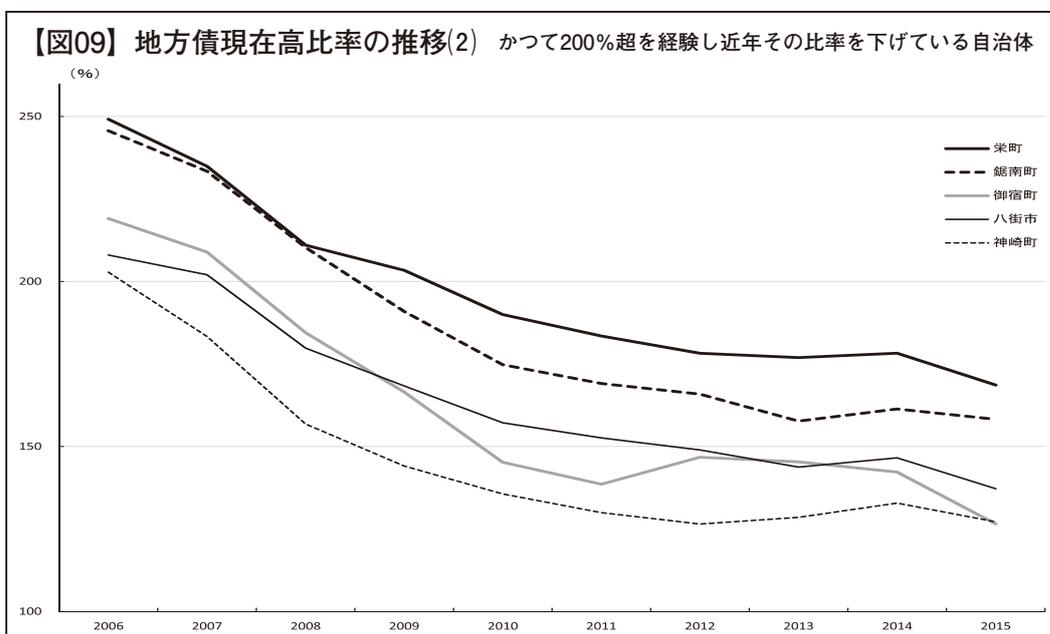
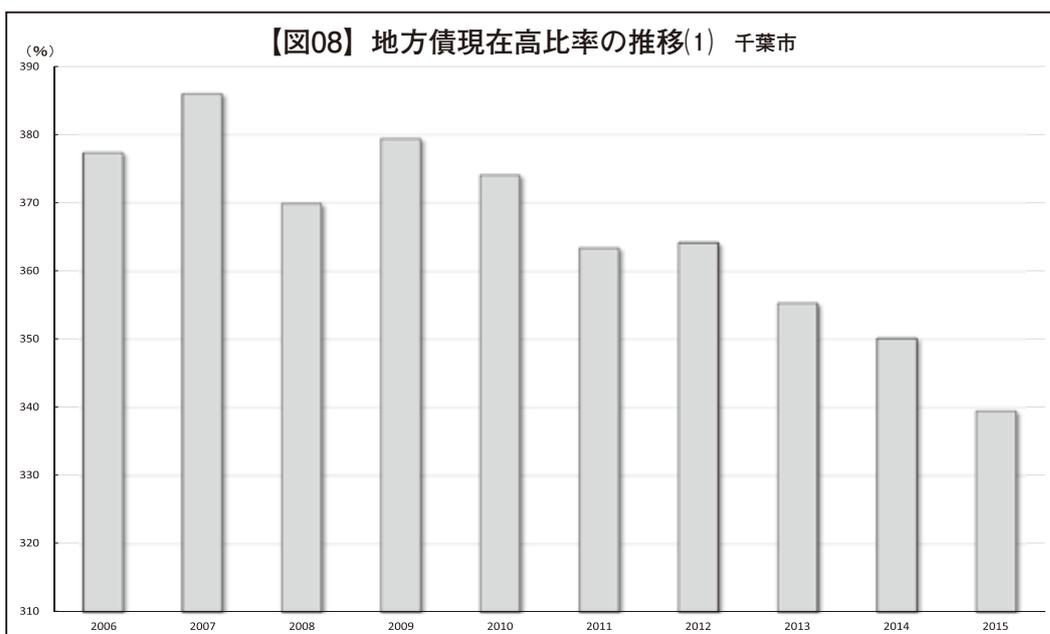
次に地方債現在高に視点を移します。地方債現在高比率の推移については【図08】～【図10】のグラフを3つ作成しました。上に記したよう

にこの値は200パーセントが経験的な基準になります。

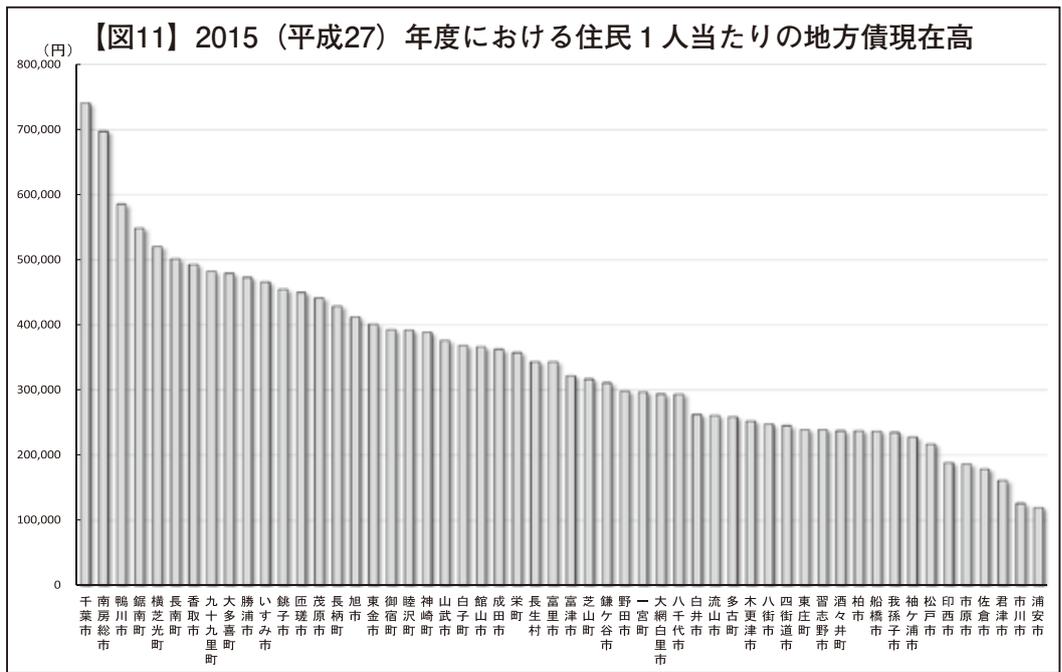
千葉県内各自治体の数値を並べてみると、常に千葉市の値が極端に突出していることに目が奪われます。すでに触れましたが、やはり政令指定都市の特殊性を反映していることもあると言うほかなさそうです。そこで千葉市だけグラフを別に【図08】に作成しました。これを見ると近年その値を下げつつあり、窮屈な財政は改善されつつあるようにも見えます。しかし2015（平成27）年度の値は339.5パーセントです。

【図09】からは、かつて200パーセントを超えていた自治体もなだらかにその率を下げつつあることがわかります。一方【図10】に見るように、近年において200パーセントを超えるようになった自治体もあります。また、このグラフにも銚子市の厳しい財政状況が表れています。

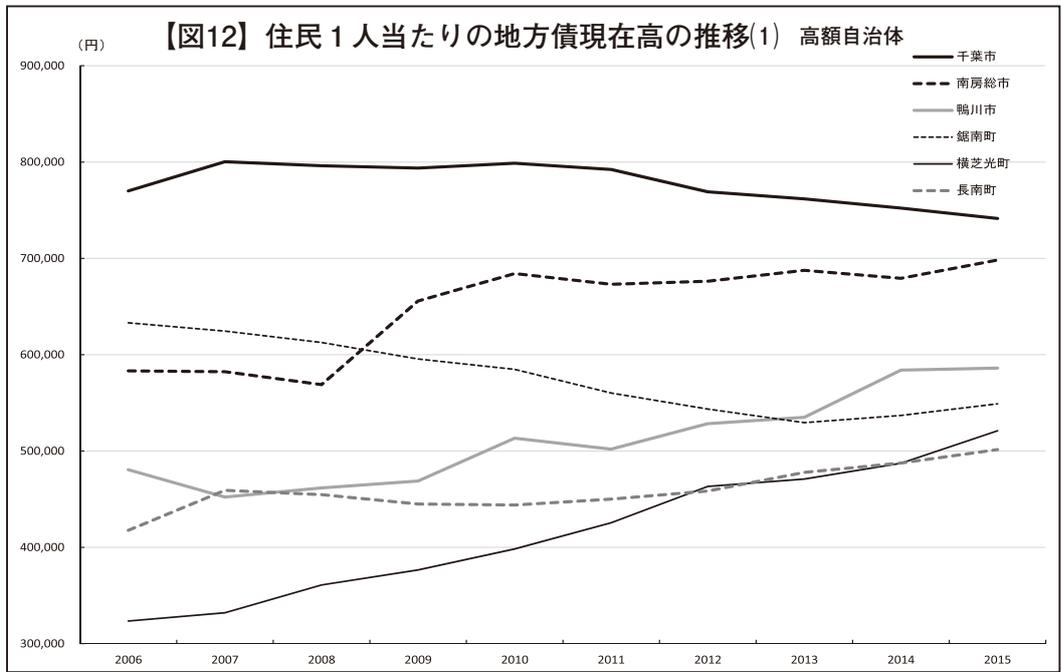
さらに、地方債現在高を住民基本台帳人口で除して算出さ



れる住民1人当たりの「借金額」を見てみましょう。【図11】は、2015（平成27）年度における住民1人当たりの地方債現在高を高額の順に並べた棒グラフです。千葉市と南房総市の額が大きいことがわかります。この推移傾向を見るために【図12】と【図13】を作成しました。



【図12】は、2015（平成27）年度において住民1人当たり50万円を超える「借金」を抱える6自治体です。これを見ると、「千葉市、鋸南町」と「南房総市、鴨川市、横芝光町、長南町」の2つに趨勢は分かれるようです。前者は緩やかに「借金」を減らしています。一方、後者は反対に緩やかながらも増やしているようです。ただし、長南町については横ばい微増にも見えますので、この分類が合っているかどうかは微妙です。



【図13】は、2015（平成27）年度の住民1人当たりの「借金」が20万円未満の自治体です。押しなべて緩やかな下降傾向にあります。印西市は2009（平成21）年度に跳ね上がっています。これは明らかに合併の影響です。それを示すために【図13】にはその前年までの印旛村と本埜村についても書き加えました。

債務負担行為額についても【図14】に2015（平成27）年度における住民1人当たりの金額を高額

の順に並べた棒グラフを作成しました。ここでは浦安市の突出が目立ちます。その金額は約30万円で、第2位の成田市が約13万円ですから、その倍以上になっています。これは、もちろん2011（平成23）年の東日本大震災の影響です。この連載では、さまざまな角度から浦安市の財政状況がほかの自治体に比べて恵まれている点を指摘してきましたが、震災による液状化の打撃は大きく、その財政上の影響をここに見ることができます。

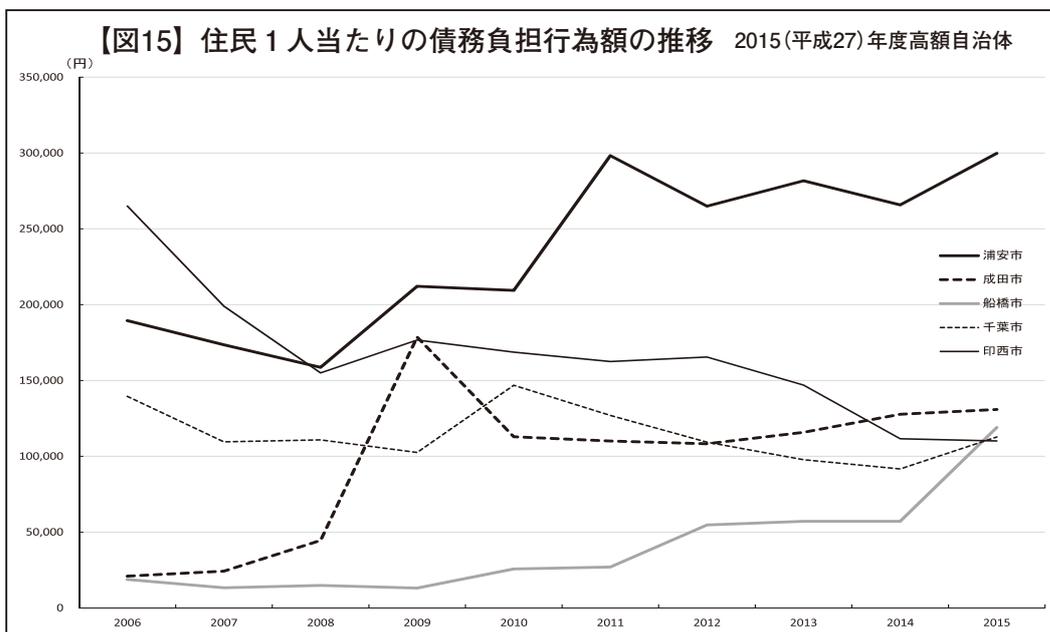
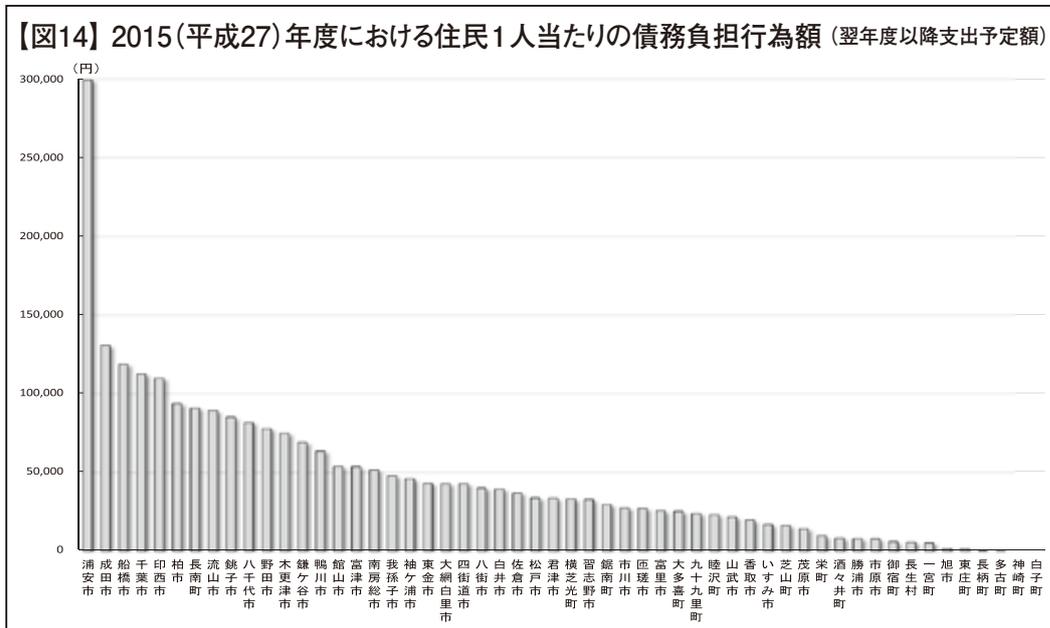
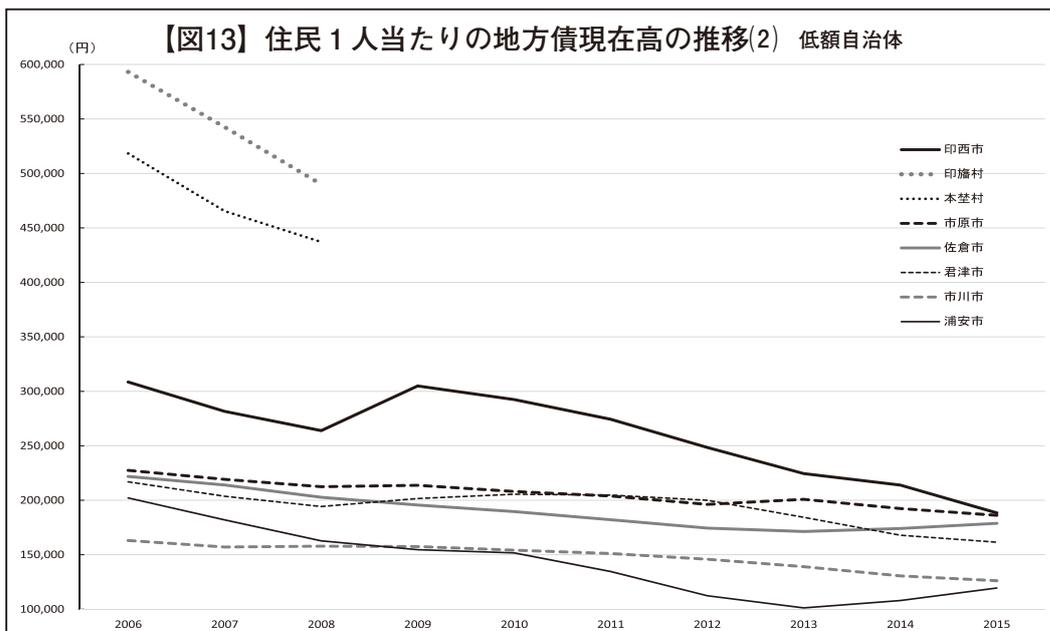
そのことは【図14】の左側に並ぶ上位5位までの高額自治体の推移をグラフにまとめた【図15】を見ても明らかです。震災以降、浦安市における

住民1人当たりの債務負担行為額は急増し、他自治体を大きく離しています。

浦安市は【図11】に示したように2015（平成27）年度における住民1人当たりの地方債現在高は千葉県内の自治体では最も少額です。そこで地方債現在高と債務負担行為額を合わせて住民1人当たりの将来負担を考えるとさほど大きな額にはなりません。それは【図16】にまとめた2015（平成27）年度における住民1人当たりの「地方債現在高+債務負担行為額」に明らかです。54市町村中で浦安市の順位は第19位になります。

ここでも大きな値を示すのは、千葉市と南房総市です。そこでこの2市について10年間の推移を【図17】のグラフにまとめてみました。

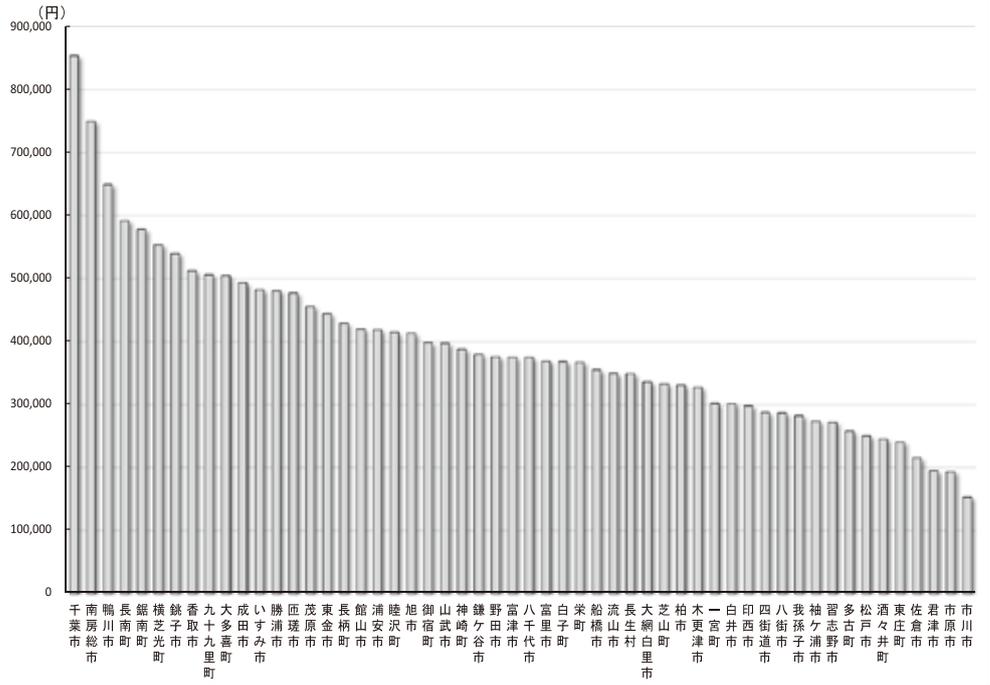
【図17】では、千葉市はほぼ横ばいか微減、一方、南房総市は2009（平成21）年度から上昇傾向にあることが看取されます。グラフに示すことは略します



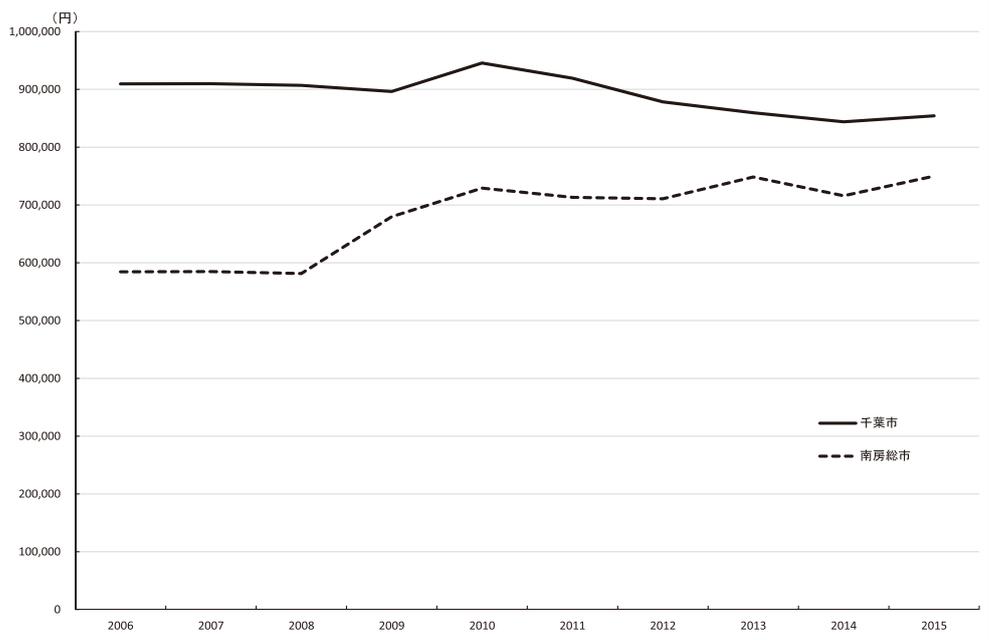
が、実は他の自治体の推移傾向を見ても、概ね横ばい状況を示すところが多くなっています。しかし、その事実は安心材料と見ることはできません。人口の減少に象徴される「右肩下がり」の時代において将来負担を表す指標が横ばいということは、実際の財政運営においては厳しさを増していくことにほかならないからです。

末尾に【表01】～【表08】を載せます。【表01】は【図01】と【図02】、【表02】は【図04】と【図05】、【表03】は【図06】と【図07】、【表04】は【図08】～【図10】、【表05】は【図12】と【図13】、【表06】は【図15】、【表07】は【図17】、【表08】は【図03】、【図11】、【図14】および【図16】のそれぞれを作成するための基となったデータです。

【図16】 2015(平成27)年度における住民1人当たりの「地方債現在高+債務負担行為額」



【図17】 住民1人当たりの「地方債現在高+債務負担行為額」の推移 千葉市・南房総市



【表01】 積立金現在高比率の推移

(%)

		2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)
東葛地区	浦安市	63.8	67.4	56.2	52.3	52.2	55.8	66.9	75.5	100.7	87.0
山武地区	山武市	73.6	81.3	72.6	78.9	84.8	95.8	101.0	107.6	113.3	114.5
安房地区	南房総市	26.5	29.1	36.6	74.0	85.8	98.1	113.1	125.2	132.0	142.3
東葛地区	松戸市	10.5	9.7	7.0	4.9	8.8	11.0	12.5	16.7	22.9	25.6
千葉地区	千葉市	5.8	4.9	4.4	4.8	4.3	4.6	4.8	5.5	7.0	8.0
	八千代市	5.8	5.1	4.4	2.9	6.1	9.6	9.1	12.0	6.3	9.5
印旛地区	栄町	1.6	1.7	5.2	6.4	10.4	14.8	17.5	22.2	25.0	25.7
長生地区	茂原市	2.8	2.8	2.1	3.7	4.7	7.0	12.2	18.1	21.7	28.3

* 網掛けは、積立金現在高が100%以上の高率自治体と5%未満の低率自治体

【表02】 住民1人当たりの積立金現在高の推移

(円)

		2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)
山武地区	山武市	162,675	180,050	173,004	192,039	220,405	247,441	260,388	280,748	299,041	309,819
夷隅地区	大多喜町	186,468	176,600	166,964	182,513	176,921	140,219	140,225	156,692	158,539	321,459
安房地区	南房総市	77,887	85,223	118,790	253,703	325,982	369,316	418,495	470,193	506,113	555,021
千葉地区	千葉市	11,841	10,198	9,544	10,121	9,111	10,114	10,134	11,848	15,050	17,460
	八千代市	8,613	7,764	6,921	4,545	9,759	15,853	14,798	19,567	10,129	15,479
海匝地区	銚子市	29,687	21,104	13,795	18,629	24,781	25,953	16,089	12,507	11,479	14,166

*2015(平成27)年度上位3自治体と下位3自治体

【表03】 積立金現在高中財政調整基金構成比の推移

(%)

		2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)
千葉地区	千葉市	16.4	8.3	8.0	16.7	12.8	22.8	21.4	32.4	25.3	32.3
海匝地区	銚子市	54.3	35.5	0.7	23.3	38.1	22.9	5.0	0.2	2.2	13.5
安房地区	館山市	22.3	0.1	5.8	5.8	17.0	33.5	41.4	41.5	39.8	37.3
千葉地区	八千代市	21.6	48.6	47.9	21.3	29.9	55.1	50.9	64.9	57.6	74.8
長生地区	茂原市	66.0	65.6	56.6	27.1	44.4	62.3	77.0	83.2	86.4	90.8
安房地区	南房総市	61.8	66.7	72.6	42.2	44.6	49.0	41.5	35.9	24.2	22.5
	鋸南町	30.1	22.4	65.2	82.0	53.0	70.9	90.0	94.5	93.8	94.1

*網掛けは、極端に構成比が低率になっているところ
表の下段は、この10年間で変化が著しい自治体

【表04】 地方債現在高比率の推移

(%)

		2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)
千葉地区	千葉市	377.4	386.0	369.9	379.5	374.1	363.4	364.2	355.3	350.2	339.5
印旛地区	八街市	208.0	202.0	179.8	168.3	157.2	152.6	148.9	143.7	146.6	137.2
	栄町	249.2	234.9	211.0	203.4	190.0	183.4	178.2	176.9	178.3	168.6
香取地区	神崎町	202.8	183.3	156.8	144.1	135.6	129.9	126.5	128.5	132.8	127.2
夷隅地区	御宿町	219.1	208.9	184.5	166.5	145.2	138.6	146.7	145.3	142.2	126.5
安房地区	鋸南町	245.7	233.4	210.3	190.9	174.8	169.1	165.9	157.7	161.3	158.2
海匝地区	銚子市	212.8	215.1	200.7	195.7	212.3	209.5	209.3	205.2	201.2	195.0
山武地区	九十九里町	160.3	157.6	150.8	149.6	143.6	144.7	156.7	205.2	213.5	207.3
長生地区	茂原市	184.9	172.9	158.3	155.7	151.9	151.9	221.9	222.3	223.4	221.6
安房地区	鴨川市	207.0	192.3	184.4	179.9	189.4	182.3	196.4	193.7	208.0	203.7

*網掛けは、200%超

【表05】 住民1人当たりの地方債現在高の推移

(円)

		2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)
千葉地区	千葉市	770,024	800,344	796,160	793,725	798,798	792,263	769,098	761,772	752,197	741,468
山武地区	横芝光町	323,545	332,130	361,012	376,588	398,416	425,494	463,255	470,928	487,339	521,017
長生地区	長南町	417,721	459,207	454,740	445,031	443,979	450,136	458,532	477,834	487,606	501,501
安房地区	鴨川市	480,615	452,217	461,714	468,849	513,391	501,954	528,471	535,032	584,054	586,134
	南房総市	583,269	582,334	568,960	655,756	684,234	673,108	676,324	687,569	679,300	698,276
	鋸南町	633,131	624,508	612,697	595,543	584,759	560,214	543,607	529,486	536,992	549,016
東葛地区	市川市	163,076	157,044	157,894	157,528	154,174	151,121	145,845	139,044	130,564	126,155
	浦安市	202,107	181,971	162,725	154,613	151,670	134,627	112,330	101,220	107,970	119,476
千葉地区	市原市	227,440	219,214	212,451	213,749	208,076	203,864	196,199	200,856	192,408	186,181
君津地区	君津市	216,936	203,698	194,305	201,627	205,519	204,777	199,999	184,349	167,941	161,515
印旛地区	佐倉市	221,847	214,040	202,777	195,658	189,569	182,144	174,419	171,336	174,061	178,801
	印西市	308,530	281,631	263,946	304,942	292,459	274,309	248,489	224,508	213,960	188,406
	印旛村	593,195	542,527	490,022							
	本埜村	518,325	465,445	437,088							

*上段は、2015(平成27)年度50万円超の自治体
下段は、同年度20万円未満の自治体

【表06】 住民1人当たりの債務負担行為額(翌年度以降支出予定額)の推移

(円)

		2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)
東葛地区	船橋市	18,792	13,325	14,882	13,113	25,729	26,967	54,752	57,143	57,134	118,998
	浦安市	189,472	173,499	158,676	212,119	209,422	298,293	264,954	281,702	265,764	299,799
千葉地区	千葉市	139,524	109,544	110,816	102,558	146,852	126,978	109,331	97,753	91,675	112,729
印旛地区	成田市	20,979	24,287	44,530	178,619	112,874	110,082	108,285	115,827	127,704	130,882
印旛地区	印西市	265,036	198,985	154,995	176,665	168,699	162,493	165,493	146,995	111,575	110,135
海匝地区	銚子市	29,687	21,104	13,795	18,629	24,781	25,953	16,089	12,507	11,479	14,166

*2015(平成27)年度高額上位5自治体

【表07】 千葉市と南房総市における住民1人当たりの「地方債現在高+債務負担行為額(翌年度以降支出予定額)」の推移

(円)

		2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)
千葉地区	千葉市	909,549	909,888	906,976	896,282	945,650	919,241	878,429	859,525	843,872	854,197
安房地区	南房総市	584,318	584,745	581,413	679,716	729,161	713,158	710,715	748,394	715,889	749,938

【表08】 2015（平成27）年度における住民1人当たりの財源留保と将来負担に係る金額

(円)

		積立金現在高	地方債現在高	債務負担行為額 (翌年度以降支出予定額)	地方債現在高+ 債務負担行為額
東葛地区	市川市	49,805	126,155	27,595	153,750
	船橋市	42,839	236,608	118,998	355,606
	松戸市	43,897	216,820	33,957	250,777
	野田市	32,847	298,343	77,940	376,282
	柏市	60,300	237,212	93,988	331,200
	流山市	33,944	260,808	89,402	350,209
	我孫子市	53,946	234,615	48,049	282,664
	鎌ヶ谷市	52,211	311,196	69,335	380,530
	浦安市	235,597	119,476	299,799	419,275
千葉地区	千葉市	17,460	741,468	112,729	854,197
	習志野市	70,834	239,403	32,971	272,374
	市原市	32,649	186,181	7,869	194,050
	八千代市	15,479	293,362	81,923	375,285
君津地区	木更津市	50,569	252,647	75,076	327,723
	君津市	54,017	161,515	33,774	195,289
	富津市	31,022	321,812	53,815	375,628
	袖ヶ浦市	90,098	227,859	46,058	273,917
印旛地区	成田市	51,719	362,680	130,882	493,562
	佐倉市	88,125	178,801	36,953	215,754
	四街道市	91,202	245,243	42,953	288,196
	八街市	25,336	247,300	40,211	287,511
	印西市	136,032	188,406	110,135	298,541
	白井市	56,082	262,556	39,582	302,138
	富里市	29,671	343,646	25,749	369,395
	酒々井町	78,381	237,482	8,246	245,728
	栄町	54,498	357,867	9,816	367,682
香取地区	香取市	213,082	493,203	19,693	512,896
	神崎町	204,023	388,531	—	388,531
	多古町	175,415	258,572	18	258,590
	東庄町	103,338	239,482	1,677	241,160
海匝地区	銚子市	14,166	454,894	85,409	540,303
	旭市	202,122	412,360	1,729	414,088
	匝瑳市	140,311	450,367	27,345	477,711
山武地区	東金市	74,893	401,452	43,304	444,757
	山武市	309,819	376,188	21,797	397,984
	大網白里市	79,371	293,878	42,992	336,870
	九十九里町	91,296	482,626	23,990	506,616
	芝山町	226,941	316,928	16,410	333,338
	横芝光町	141,712	521,017	33,274	554,292
長生地区	茂原市	56,356	441,841	14,316	456,156
	一宮町	140,082	297,037	5,307	302,344
	睦沢町	193,774	392,121	23,217	415,338
	長生村	132,581	343,705	5,719	349,424
	白子町	124,891	368,797	—	368,797
	長柄町	215,636	429,288	382	429,670
	長南町	172,651	501,501	91,063	592,565
夷隅地区	勝浦市	63,549	473,457	8,043	481,500
	いすみ市	165,592	466,077	17,017	483,095
	大多喜町	321,459	479,650	25,353	505,003
	御宿町	126,710	392,834	6,058	398,892
安房地区	館山市	75,903	366,345	53,937	420,283
	鴨川市	141,238	586,134	63,757	649,892
	南房総市	555,021	698,276	51,662	749,938
	鋸南町	112,259	549,016	29,682	578,698

《付記》

各自治体ごとの関連データは、紙幅の都合上本誌に掲載することは叶いません。とりまとめるにはかなり手数を要しますので今回もウェブサイト上に公開いたします。

一般社団法人千葉県地方自治研究センターの
ホームページ

<http://chiba-jichiken.net/>

の左側の欄にある「活動報告」中の「調査・研究」をクリックして遷移するとご覧いただけます。
どうぞ、ご活用ください。 (続く)

寄稿

再生可能エネルギーと 地方自治体の役割

民進党千葉県第13区総支部長 宮川 伸



「今原発がなくても電気は足りている。だから
即原発ゼロにできるはずだ。」という主張をしば
しば聞くことがあります。それは事実である一方
で、私たちは地球温暖化の問題に直面している
ことも忘れてはなりません。福島第一原発事故
後、火力発電所の稼働が進み、その依存度は88%
となっています。このまま化石燃料を使い続け
ると、2100年には地球の温度が4.8℃上昇する
可能性があるとの報告があります。4.8℃上昇
すると地球はどのような状況になるのでしょうか？
「+6℃地球温暖化最悪のシナリオ」というDVD
を見ましたが、人類は滅亡してしまうのではな
いでしょうか。気温上昇を2℃以内に抑えるた
めのシミュレーションがありますが、2100年ま
でにCO₂排出量をゼロにする必要があります。こ
れらのことから、デンマークなどのヨーロッパ
諸国は再生可能エネルギー100%の社会を目
指して舵を切り始めています。

地球温暖化の問題は気候変動枠組条約会議
(COP)で議論されていますが、日本のCO₂削減
目標は、2030年度までに2005年度比で25.4%
削減するというものです。2012年に再生可能
エネルギーの全量固定価格買取制度(FIT制度)
が導入されましたが、2015年時点での削減
状況は-5.3%です。更に再生可能エネルギー
を増やしていくためにどうしたらよいか、行政
、企業、市民が一体となって考えていく必要
があります。

民進党の田嶋要衆議院議員が講演の中で次
のように話しています。「学校では、日本は資
源の乏しい国で、資源を輸入に頼らなければ
ならない国と教わります。しかし、再生可能
エネルギーに力を入れれば、日本がエネル
ギー輸出国になれる可能性があるのです。
近い将来、教科書が書き換わるかもしれませ
ん。」原油、天然ガス、石炭などの2014年
のエネルギー輸入額は約28兆円でした。日
本から海外に出て行っているお金です。国内
でエネルギーを作れば、この多額なお金は
国内需要に回すことができます。消費税10%
相当の額です。また、再生可能エネルギーの
世界市場は約30兆円あり、日本はこの市
場をしっかりと掴んでいくべきではないでし
ょうか。

再生可能エネルギーに関しては、風力発電
や水力発電など昔から利用されているもの
の他に、水素エネルギーや波動発電、光合
成発電など多様な新技術が生まれてきてい
ます。そのほんの一部を以下で紹介しま
す。

■ソーラーシェアリング

千葉県はソーラーシェアリングの発祥の地
です。ソーラーシェアリングとは農地の上
にソーラーパネルを設置し、農業収入と共
に売電収入を得ることで農業経営を安定
化させるものです。パイオニアであるCHO
技術研究所の長島彬氏が積極的に



千葉県富里市のソーラーシェアリング
ちば耕援隊のイベントに参加

普及に努めていますが、耕作放棄地を農地に復活させる有効な手段となるかもしれません。長島氏はこの技術を社会貢献のために使いたいとの思いから、一企業が独占しないように、技術公開しています（特許公開2005-277038）。今年4月には千葉県匝瑳市に1メガワットのソーラーシェアリングが始動し話題となりました。32,000平方メートルの耕作放棄地が農地に復活するのです。

FIT制度が始まって太陽光発電所が急速に増加しています。わずか4年間で2,700万kW分の施設が新たに誕生し、全部で3,300万kW規模になりました（2016年3月末）。太陽光発電量では中国、ドイツに続き世界第3位です。太陽光発電は太陽が照っている時のみ発電するので、一日の発電時間を年平均3時間と仮定すると、原発4基分に相当します。一方で、2014年に九州電力が新規の電気を買い取らない問題が起こりましたが、電力系統のインフラ整備の問題が顕著になってきています。また、ソーラーパネルが街の景観を損ねたり、反射光による健康被害の訴えが起こっており、環境影響評価条例やガイドラインを制定する自治体が出てきています。FITの価格は当初40円（10kW以上）だったものが、今年から21円になり、ビジネス的な魅力が小さくなってきているようです。

そういった中で、エネルギー問題と農業問題を組み合わせて考え、耕作放棄地が少なくなるように、ソーラーシェアリングの買取価格を有利に設定するのは一案ではないでしょうか。

■風力発電

鳥取県にある北栄町（当時、北条町）は福島第一原発事故の前から積極的に風力発電事業に取り組んでいます。市町村が運営する施設としては日本最大級です。昔から風が強い町として知られていましたが、その特徴を上手く街づくりに利用した成功例です。FIT制度が導入される前の時代であり、「採算が合うのか?」、「儲かるなら企業がやるはずだ!」など多くの反対意見があったことと想像されます。鳥取大学の詳細な事前調査と強いリーダーシップが事業を前進させたのでしょう。平成17年に発電施設が完成、9基の大きな風車が動き出しました。当時は中国電力と15年の売電契約を結びましたが、今はFIT制度を活用しています。既に初期投資分は回収できており、年に約5,000万円を省エネルギー対策費として町民に還元しています。例えば、防犯灯をLEDランプに変えることや、太陽光パネル設置に対して助成しているそうです。

事業費	約28億円
定格出力	13,500kW（1,500kW x 9基）
年間発電量	約20,000,000kWh （約6,000世帯が1年に 使う電力量）
年間売電収入	約4.4億円

※原発1基分の電力を賄うためには約4,000基の風車が必要です。

FIT制度導入後、太陽光発電は急速に伸びていますが、他の発電施設の伸びは緩やかです。ヨーロッパでは風力発電の利用度が高いですが、日本も風力をもつ



銚子沖の洋上風力発電
(NEDOホームページより)

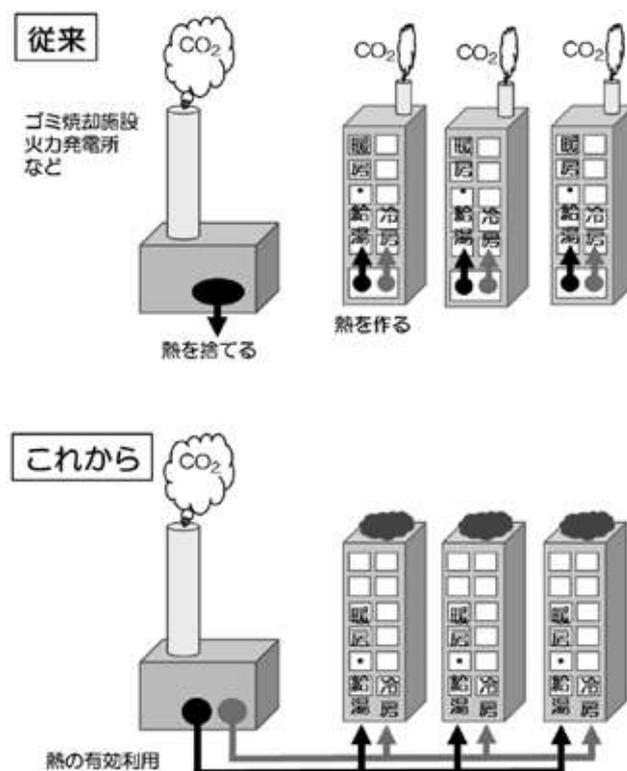
と利用できないのでしょうか。その一つの可能性が海の上に風車を建てる洋上風力発電です。千葉県では銚子沖にNEDOが実証研究中のものが1基あります。多くの風車を設置する場合は、渡り鳥への影響や漁業権の問題など考える必要があります、行政の協力が必須です。

■熱の利用

火力発電所ではたくさんの熱が発生しますが、多くの場合それを捨ててしまっています。この貴重なエネルギーをきちんと利用することでCO₂の排出量を減らすことができます。燃焼により発生するエネルギーのうち電気に代わるのは40%程度、残りは熱となります。ヨーロッパではこの熱を有効利用し、地域の給湯や暖房に役立てています。エネルギー利用率が90%近い国もあります。単純に考えて、熱エネルギーを利用すれば、火力発電所は半分で済むわけです。日本で熱利用が進まない理由は、温水を送る管のインフラ整備ができていないからです。筆者の住んでいる千葉県印西市では市のごみ焼却施設で出た熱を利用して、イオンモールなどの駅前施設に冷暖房を供給しています。市の共同溝に冷水と温水の管が通っています。

この共同溝には電線なども通っており、都市設計の段階で計画されたものです。温水を利用者まで届けるためにはビルやマンションの中にも熱供給管が行き渡っている必要があります。ビル建設の設計段階から考慮する必要があります。また、利用ピークが高くないように、住宅、オフィス、病院などタイプの違う利用者が組み合わせられた方が効率的です。行政が中心となって仕組みづくりをしていくことが必要です。東京都は地域熱供給に積極的に参加するように条例を制定しています。

熱利用という点では木質バイオマスの活用をもっと広げるべきです。日本は国土に占める森林の割合が70%近くで、緑の列島と呼ばれています。しかし、木材価格の長期低迷により林業は危機的状況であり、手入れされていない人工林がたくさんあります。森は手入れをしなければ、密集して木が生い茂り、栄養不足でもやし木となり、山は保水能力を失い荒れ果てます。定期的の間伐をして、適度な密度にすることで良質な森が維持でき



地域熱供給システムの概念図（筆者作成）



利用先が見つからない山武杉

るのです。そこで出てくる間伐材を原料として給湯や冷暖房が可能。長野県や山形県などいくつかの成功例がある一方で、木質バイオマスの熱利用は全体の6%程度であり、化石燃料を使ったボイラーが圧倒的に多く使われています。千葉県は山武杉で有名ですが、そのほとんどが溝腐れ病にかかっており、建築材として利用することが難しいです。そこでそれらをエネルギー原料として有効利用する動きがあります。しかし、主に価格の問題から受入れ先が見つからない状況です。木質チップの価格が下がらないと簡単に導入先が決まらない一方で、利用者が増えなければ木質チップの価格は下がりにくいです。「鶏が先か卵が先か」の議論です。公共施設を中心に木質ボイラーの導入を進めるなど、行政のバックアップがパラダイムシフトを起こす上で重要です。

木質バイオマスの利用においては持続可能性が維持されている必要があります。再生する分だけ利用する、それ以上の環境破壊は起こさない。そうでなければ再生可能エネルギーとは呼べません。大型の木質バイオマス発電所では大量の木材が必要となりますが、輸入材も含めて、持続可能性がきちんとチェックされる必要があります。

■水素の利用

水素エネルギーが安価に利用できるようになると社会は一変します。水素は蓄えて運ぶことができるので利便性が高く、CO₂をほとんど出さないので環境にやさしいです。日本はその高い技術を有しており、その代表がトヨタのMIRAIやエネファームです。水素自動車の場合、水素を充てんするための水素ステーションが必要になります。水素ステーションがなければ車を買っても走らせることができませんが、車がなければ水素ステーションは赤字となります。ここでも「鶏が先か、卵が先か」の議論となります。しかし、路線バスの場合と同じ場所をくるくる回っているため、水素ステーションを探す必要がありません。ドイツのハンブルクでは2003年から水素バスを走らせており、公共バスの温室効果ガス排出ゼロを目指しています。また、今年3月に東京都の都営バスが、東京駅と東京ビックサイト間で水素バスの運行を開始しました。



水素バス（東京都ホームページより）

■分散型エネルギー社会

福島第一原発事故では首都圏も含め広い範囲で計画停電が実施され、日本のエネルギー供給の脆弱性が明らかとなりました。その教訓を活かして、一カ所で大規模に発電してそれを遠方まで運ぶのではなく、その土地で得られるエネルギーをそ

の土地で使う、分散型エネルギー社会を目指すべきではないでしょうか。水力や風力など、中央から電気が来るので見過ごされていたエネルギーがあるはず。そういったエネルギーを町づくりに活用するのは。藻谷浩介氏の『里山資本主義』がベストセラーとなりましたが、エネルギー代として町から出て行っていたお金を、町の資源を有効利用することで町に留めることができるのです。そのためにも、できるだけ町の業者を使い、町民にお金が戻るようにします。大規模な事業の場合、資金的な問題から地元の中小企業が落札することは難しいですが、事業を切り分けるなど工夫することはできないのでしょうか。町を活性化するために皆で知恵を出すべきです。

市民が共同出資して作る市民発電所が各地に作られています。FIT制度は20年間決まった金額で電気を買い取る制度なので、発電業者はビジネスモデルが立てやすく、赤字になりにくい。その恩恵を一部の企業が独占するのか、それともそこに住んでいる市民に戻るようにするのか。発電所を作る上での最大の問題は建設費用をどうやって集めるかです。出資法の問題もあり、数千万円～数億円を集めることは簡単ではありません。長野県では一部を県が負担することで、その事業の信頼性を高め、民間からの出資を得やすくする工夫をしています。

■おわりに

今、日本はエネルギー政策を大きく転換する時です。放射性廃棄物の問題や温暖化の問題など、私たちの子孫に付けを残さない、責任ある行動を取るべきです。再生可能エネルギーは技術的にまだ未熟なところがあり、経済に対する影響を十分に考慮しなければなりません。しかし、何事もイノベ

ティブな新しいことを始める時には困難が付きものです。やれない理由はいくらでも出てきますが、それに打ち勝ってリーダーシップを取っていくことが重要です。その苦しい時期を支え、目指すべき方向に社会を導いていくのが行政の役割ではないでしょうか。日本が世界の再生可能エネルギー立国となるように。

謝 辞

本執筆にあたりNPO法人自然エネルギー千葉の会の森田一成代表理事にご助言を頂きました。感謝いたします。

【参考文献】

- エネルギー白書2016 資源エネルギー庁
- 自然エネルギー白書2016 認定NPO法人環境エネルギー政策研究所
- 日本のエネルギー = エネルギーの今を知る20の質問 = 資源エネルギー庁
- STOP THE 温暖化2015 = 緩和と適応へのアプローチ = 環境省
- +6℃地球温暖化最悪のシナリオ DVD 日経ナショナルジオグラフィック社
- 日本のエネルギー外交2016 外務省
- 森林・林業白書 平成26年度版 林野庁
- 里山資本主義 藻谷浩介 角川書店

宮川 伸 プロフィール

1970年6月生まれ

1989年 県立千葉東高校卒業

1999年 東京工業大学卒業 (理学博士)

1999年 Univ. of California, San Diego (博士研究員)

2001年 Rensselaer Polytechnic Institute (博士研究員)

2003年 東京大学医科学研究所 (博士研究員)

2005年 バイオベンチャー設立

2016年 民進党千葉県第13区総支部長



- 人口：7,204人
(平成29年4月1日現在)
- 面積：35.59km²
- 町の木：ウメ
- 町の花：サツキ

豊かな自然、住んで良かった・ 住んでみたい町を目指して

睦沢町総務課&うめ丸

皆さん、こんにちは！ 睦沢町のマスコットキャラクターのうめ丸です。睦沢町に住民登録をしましたので町民として、今回は僕が睦沢町を紹介します。



睦沢町は房総半島の中央部よりわずか東南に位置し、圏央道長南茂原ICより10分、JR茂原駅や上総一ノ宮駅からも10分程のアクセスで睦沢町に来ることができます。

町域は東西に細長く、面積は約35平方km、房総丘陵の東端から九十九里平野までの標高差は約150mで、町のほぼ中央を瑞沢川などの小河川が

ゆるやかに流れ、一宮川に合流し、太平洋へ注いでいます。

この河川に開析された肥沃な耕地と清流、そして温暖な気候が、睦沢の豊富な農産物を生み、永い歴史と伝統・文化を築いて来ました。

■自然きらきら農業のまち

「睦沢町の誇りは？」と聞くと、皆が緑豊かな自然と農業を営む環境にあると答えます。この景観を守るためには、継続的な農業従事者の支援と新たな農産物の加工品開発にあると言えます。まず、睦沢を代表するブランド米の「むつざわ米」の生産に努めています。このむつざわ米は、町内のかずさ有機センターで生産する^{もみ}籾殻と^{ふん}牛糞による堆肥を使用し、化学肥料を低減することで環境



妙楽寺大日如来坐像



道の駅「つどいの郷むつざわ」

に優しい循環型農業によって、もっちりとした甘みのあるお米ができました。ふるさと納税の返礼品として多くの皆さんにリクエストいただいていますし、道の駅「つどいの郷むつざわ」の看板商品として定着してきました。この道の駅「つどいの郷むつざわ」には、町内で生産される農産物や花卉、加工食品等が販売されています。もちろん、うめ丸グッズも販売していますが、僕の顔は、町の特産の青梅からイメージされています。知ってたかな？

■子どもがのびのび子育てのまち

少子高齢化が進む中で、若者定住促進住宅を建設し、定住支援策を進める中で、郡内でもいち早く開設した認定こども園と小中学校とが連携した教育を「保育」と「働き」を共有できる子育て環境として整備してきました。

また、小学校の再編を進め、平成30年4月に新たな「睦沢小学校」が開校します。

そして、地域とともにあるコミュニティスクールを目指し、ふるさとを愛し、社会に貢献できる人を皆で育てる試みが始まります。



田植え体験

■人がいきいき健康のまち

町は、平成25年に「健康のまちづくり条例」を制定し、すべての世代で「健康」を意識した取り組みを進めるため、1日9,000歩を歩く「健康ウォーク」の実施や、元気な高齢者が公民館をはじめとする生涯学習施設で生きがいをもって活動できる様々な講座等を開催しています。また、毎



健康むつざわロードレース大会

年、11月の最終日曜日に、健康づくりのイベントとして、マラソンランナーの高橋尚子さんを招聘した、「健康むつざわロードレース大会」を開催し、町の子どもたちを始め、全国からのランナーと一緒に走り、楽しい時間を睦沢町で過ごしています。僕、うめ丸と有機センターのマスコットキャラクターの長生きもみ太郎も走るぜ！よろしく!!

■小さな町から発する 「新しいまちのかたち」

睦沢町は、地域資源を活用した新しい試みに向けて舵をきりました。国の重点道の駅に指定された、道の駅「つどいの郷むつざわ」を一新し、子育て世代や高齢者向けの住宅と健康関連の温浴施設、防災関連施設を兼ね備えた「スマートウェルネスタウン」として、平成31年秋に生まれ変わる予定です。

この施設とスポーツツーリズムの拠点としての総合運動公園等の既存施設や上市場地区、瑞沢地域を結ぶ連携網を築きながらコンパクトなまちを創ります。また、睦沢町と地元の民間企業・団体などと地域電力会社「CHIBAむつざわエナジー」を設立し、地域エネルギーの開発、省エネの推進や災害時の電力供給など防災にも役立てています。僕、うめ丸の住む町役場もこの会社の電気を使い始めました。

こんな睦沢町は、新しい人の流れを生み、住んでみたい町を目指して、地域資源を生かした個性ある町づくりをしています。

新聞の切り抜き記事から



研究員 井原 慶一

当センターの新聞切り抜きファイルから主な記事を抜粋して紹介します。

□第32分冊 (2016年12月7日～2017年4月25日)

復興事業談合で課徴金

東日本大震災後、被災した宮城県の自治体などが国の復興交付金を基に発注した農業用大型ハウスの建設工事を巡って談合したとして、公正取引委員会が独占禁止法違反で5社に総額6億円の課徴金命令を出すことが分かった。(読売12/21)

定数見直し自民案提案へ

県議選の定数と区割りの見直しをめぐり、県議会最大会派の自民党は20日の議員総会で1票の格差を2.44倍とする同党案を来年の2月議会に提案することを決めた。(朝日12/21)

職員の不正会計・情報漏えい防止 首長に対策義務づけ

総務省は地方自治体の職員による不正会計や情報漏えいなどを防ぐ体制づくりを自治体の首長に義務付ける。早ければ今月召集される通常国会で地方自治法を改正し、2019年度以降の施行を目指す。(日経1/4)

こどもの声 うるさい

保育施設の子供らが出す音や声を巡り「うるさい」との苦情を受けたことがある自治体が、全国主要自治体149のうち109自治体(約75%)に上ることが読売新聞の調査で分かった。(読売1/8)

県議政活費で監査請求

千葉県市民オンブズマン連絡会議(代表幹事・広瀬理夫弁護士)は12日、県議延べ16人の海外視察に充てられた2015年度の政務活動費計約689万円が、政活費の目的を定めた県条例に違反した不当な支出にあたるとして、返還を求める住民監査請求を行った。(毎日1/13)

県予算1兆6,297億円一般会計

県は19日、2017年度当初予算案を発表した。3月に知事選があるため、新規事業を抑えた「骨格予算」だが、一般会計の総額は1兆6,297億円2,800万円で、過去最大となった前年度当初の95.1%に上った。(読売1/20)

千葉市最大の4,400億円規模

千葉市の2017年度当初予算案の概要が25日、明らかになった。一般会計予算は16年度比約1割増の4,400億円程度で、過去最大を更新する見込みだ。(日経1/6)

県市長会長に鎌ヶ谷市長

県市長会の次期会長に清水聖士鎌ヶ谷市長が就任することに決まった。(読売1/31)

鴨川市長に亀田氏初当選 庁内改革に意欲

5日投開票された鴨川市長選挙は、無所属の新

人で前県議の亀田郁夫氏(65)が、無所属で再選を目指した現職の長谷川孝夫氏(68)に891票差をつけて初当選した。(毎日3/7)

夕張「緊縮」一辺倒を転換

高市早苗総務相は7日、財政再建中の北海道夕張市の再生計画見直しに同意した。2017年度からの10年間で、住宅整備や認定こども園新設など113億円の新規事業を実施する。歳出を抑え続けた結果、人口流出が加速、地域の存続が危ぶまれる状況に陥っているためだ。(日経3/8)

県内12大学に改善意見 国際医福大は7項目

文部科学省は、2016年度の国公立の大学や短大、大学院、高等専門学校の運営状況調査の結果を公表した。本県関係では、昨年4月に開校した国際医療福祉大・成田キャンパスに対し「退職年齢を超過する教員が多い」など7項目の改善意見が付されるなど計12校が改善を求められた。(千葉日報3/16)

千葉県知事選 森田氏が3選

任期満了に伴う千葉県知事選は26日投開票され、現職の森田健作氏(67)が、前浦安市長の松崎秀樹氏(67)や元高校教諭の角谷信一氏(62)らを破り、3選を果たした。(毎日3/27)

浦安市長選挙

元県議の内田悦嗣氏(52)が初当選。元市議の折本ひとみ氏(59)、元市議の岡野純子氏(38)を破る。投票率は45.20%。(毎日3/27)

県内 特養待機1.2万人

16年調査、軽度者大幅減

厚生労働省は特別養護老人ホーム(特養)への入所を申し込んでも入れない待機者が昨年4月時点で全国で約36万人だったとの調査結果を発表した。2013年の前回調査の52万4千人より30%減った。本県は1万2,387人(うち要介護2以下は2,222人)。県は今年1月1日現在の市町村別、医療県別の待機者も独自に集計しており、県内合計は1万1,067人(同556人)。15年4月から新規入所は要介護3以上の中重度者が原則と厳格化され、軽度者の待機者が大幅に減った格好。

(千葉日報4/5)

ミサイル対策 急ぐ政府 自治体向け説明会／ サイトに避難方法

政府は21日、弾道ミサイル攻撃を受けた際の避難方法を国民に周知するため、内閣官房のホームページに掲載した。同日には都道府県の危機管理担当者を集めて説明会も開催。北朝鮮情勢を巡る不安の高まりを背景に、政府・自民党が力を入れる弾道ミサイル防衛(BMD)の強化も加速しそうだ。(朝日4/22)

越川氏大差で再選 銚子市長選

任期満了に伴う銚子市長選は23日、投開票され、現職の越川信一氏(55)＝1期が、前職で弁護士の野平匡邦氏(69)、新人で前市議の椎名亮太氏(32)を破り再選を果たした。(千葉日報4/24)

<以下次号へ>

今期の入手資料

センターでは、会員の皆様に資料の貸し出しを実施しています。
下記資料等をご入用の会員の方は事務局までご連絡下さい。

また、センターでは、2010年3月末以降分について、千葉県の地方自治に関する記事を中心に新聞の切り抜きを実施しています。ご入用の会員の方は事務局までご連絡下さい。

入手資料	著者	日付	種類	発行元
月刊自治研1月号 女性リーダーの時代へ向けて		2017.1.11	情報誌	自治研中央推進委員会
自治研なら118号 商店街の進行を通じた地域活性化を考える		2017.1.11	情報誌	奈良県地方自治研究センター
自治研とやま99号 市民による再生可能エネルギーが切り拓く新しい社会		2017.1.25	情報誌	富山県地方自治研究センター
フォーラムおおさかNo.147 平田オリザ記念講演		2017.1.25	情報誌	大阪地方自治研究センター
信州自治研299号 住民協働による「スタインベルグピアノ」の再生		2017.1.25	情報誌	長野県地方自治研究センター
みやぎき研究所だよりNo.85 トランプ次期大統領とTPPの行方		2017.1.25	情報誌	宮城県地方自治問題研究所
北海道自治研究576 憲法と地方自治-これまでとこれから		2017.2. 1	情報誌	北海道地方自治研究所
とちぎ地方自治と住民526 深刻化する空家問題(上)		2017.2. 1	情報誌	栃木県地方自治研究センター
自治総研1月号 2016年度普通交付税算定結果の検証		2017.2. 1	情報誌	地方自治総合研究所
新潟自治70 「議会と住民」-民主主義は後退していないか?-		2017.2. 8	情報誌	新潟県地方自治研究センター
熊本県自治研センター30年の歩み		2017.2. 8	情報誌	熊本県地方自治研究センター
徳島自治107号 「ふるさと創生」と本誌の役割		2017.2. 8	情報誌	徳島県地方自治研究センター
とうきょうの自治No.103 東京の交通政策		2017.2. 8	情報誌	東京自治研センター
ぐんま自治研ニュースNo.130 メンタルヘルス対策		2017.2. 8	情報誌	群馬県地方自治研究センター
月刊自治研2月号 2017年度国・自治体財政のゆくえ		2017.2. 8	情報誌	自治研中央推進委員会
自治研ぎふ117号 ハラスメント -パワハラ、セクハラなど		2017.2. 8	情報誌	岐阜県地方自治研究センター
信州自治研300号 日本版「首長公約」高山村長		2017.2.15	情報誌	長野県地方自治研究センター
地方自治京都フォーラムNo.128 こんにちは亀山市長		2017.2.15	情報誌	京都地方自治総合研究所
自治総研2月号 憲法9条の成立(Ⅰ)		2017.3. 1	情報誌	地方自治総合研究所
とちぎ地方自治と住民527 深刻化する空家問題(中)		2017.3. 1	情報誌	栃木県地方自治研究センター
北海道自治研究577 栗山町議会基本条例制定10周年記念		2017.3. 8	情報誌	北海道地方自治研究所
自治研おかやまNo.10 地域を起点に分断社会を乗り越える		2017.3. 8	情報誌	自治研究センターおかやま
かながわ自治研月報2 2016年熊本地震の被害と教訓に学ぶ		2017.3. 8	情報誌	神奈川県地方自治研究センター
るびゅ・さあんとのNo.16 首都圏の人口減少対策から見えてくる課題		2017.3. 8	情報誌	東京自治研センター
信州自治研301号 豊かな自然と豊かな絆で子どもが育つ		2017.3. 8	情報誌	長野県地方自治研究センター
月刊自治研3月号 古希を迎えた地方自治法		2017.3. 8	情報誌	自治研中央推進委員会
市政研究17冬194 最低賃金を考える		2017.3. 8	情報誌	大阪市政調査会
自治研かごしまNo.115 地域資源と地域の振興		2017.3. 8	情報誌	鹿児島県地方自治研究所
ながさき自治研No.68 行政の関与が持続可能な公共交通を創る		2017.3.22	情報誌	長崎県地方自治研究センター
とちぎ地方自治と住民528 深刻化する空家問題(下)		2017.3.22	情報誌	栃木県地方自治研究センター
埼玉自治研No.48 2017年度地方財政計画と自治体予算		2017.3.29	情報誌	埼玉県地方自治研究センター
自治研ひろしま 第31回地方自治研究集会報告書		2017.3.29	情報誌	広島県地方自治研究センター
地方自治ふくおか61号 福岡県地方自治研究集会in八女		2017.3.29	情報誌	福岡県地方自治研究所
自治権いばらき123 原子力災害(東海第二原発)における広域避難計画の課題を考える		2017.3.29	情報誌	茨城県地方自治研究センター
北海道自治研究578 自治労「非正規労働者10万人組織化」の取り組みに学ぶ		2017.3.29	情報誌	北海道地方自治研究所
自治総研3月号 地方政治における町内会・自治会の機能(下)		2017.3.29	情報誌	地方自治総合研究所
自治研なら119号 「土地開発公社負の遺産をどう伝えるか」		2017.4. 5	情報誌	奈良県地方自治研究センター
全国首長名簿2016年版		2017.4. 5	報告書	地方自治総合研究所
とうきょうの自治No.104 2017年度予算		2017.4.12	情報誌	東京自治研センター
都内基礎自治体データブック(2015年版)		2017.4.12	報告書	東京自治研センター
月刊自治研4月号 生涯〈現役〉のすすめ		2017.4.12	情報誌	自治研中央推進委員会
信州自治研302号 信州大学における地域医療教育		2017.4.12	情報誌	長野県地方自治研究センター
フォーラムおおさかNo.148 障害者差別解消法、改正障害者雇用促進法施行に伴う自治体の政策課題について		2017.4.19	情報誌	大阪地方自治研究センター
とちぎ地方自治と住民529 深刻化する空家問題(総括)		2017.4.19	情報誌	栃木県地方自治研究センター
自治研とやまNo.100 2017年度政府予算と地方財政計画を読む		2017.4.19	情報誌	富山県地方自治研究センター
新潟自治71 県内自治体の2017年度予算をみる		2017.4.26	情報誌	新潟県地方自治研究センター
あしたへー学びのセーフティ・ネット		2017.4.26	報告書	新潟県地方自治研究センター
いじめ防止対策推進法の解説と具体策	小西洋之	2017.4.26	単行本	WAVE出版
みやぎき研究所だよりNo.86 平成29年度宮城県予算と県政の課題		2017.4.26	情報誌	宮城県地方自治問題研究所
自治総研4月号 原発避難者の実態調査(6次)		2017.4.26	情報誌	地方自治総合研究所
北海道自治研究579 二つのレファンダム(直接投票)とイギリス・スコットランド政治の課題		2017.4.28	情報誌	北海道地方自治研究所
かながわ自治研月報4 「女性活躍社会」を人権・権利保障の視点で斬る		2017.4.28	情報誌	神奈川県地方自治研究センター
自治権いばらき124 東日本大震災から6年目を迎えて		2017.4.28	情報誌	茨城県地方自治研究センター
高橋市政が川崎に遺したもの		2017.4.28	単行本	川崎地方自治研究センター
介護保険制度の強さと脆さ 2018年改正と問題点		2017.4.28	単行本	東京自治研センター

一般社団法人 千葉県地方自治研究センターの概要

一般社団法人 千葉県地方自治研究センターは2009年12月10日に一般社団法人の認可をうけて自治研究をスタートすることとなりました。

当センターでは千葉県における地方自治及び都市問題に関する総合的な調査研究を行うとともに、自治体関係者、学識経験者及び県民の交流によって、地域に根ざした自治体の政策づくりを促進し、地方自治の振興に寄与することを目的とし、諸活動を行います。

基本目標

- I. 公共サービス基本法の制定や地域衰退という新たな状況のもと、公共サービスの再生を目指す。
- II. 地方分権を進めるため、基礎自治体の重要性を高め自治体政策づくりを行う。
- III. 活動の理論的基礎を学び、調査研究、情報発信など研究者や市民、議員、労働組合など幅広い交流研究活動を行う。

会員を募集しています!

1. だれでも会員になれます。
2. 会員は、以下のとおりです。

個人会員・正会員 1口(年額 5,000円) 賛助会員 1口(年額 3,000円)
 団体会員・正会員 1口(年額 10,000円) 賛助会員 1口(年額 5,000円)

【※一括支払いをお願いします。】

特典

正会員になると・・・

- ・「自治研センター」機関誌が送付されます。(年3回)
- ・自治研センターの資料が活用でき、調査研究会などに参加できます。
- ・自治研センター主催の学習会・講演会に無料で参加できます。

賛助会員は・・・

- ・「自治研センター」機関誌が送付されます。(年3回)
- ・自治研センター主催の学習会・講演会の案内が送付されます。

●加入申込み書

年 月 日

FAX又はメールにて当センターまでお申込み下さい。

会費の種別	個人会員・・・正会員・賛助会員 団体会員・・・正会員・賛助会員	加入口数	()口
個人 または 団体名	ふりがな	ご住所	〒
職場 (勤務先)			

■お問い合わせは

一般社団法人 千葉県地方自治研究センター

〒260-0013 千葉市中央区中央4丁目13番10号 千葉県教育会館新館6階 自治労千葉県本部内
 TEL.043-225-0020 FAX.043-225-0021 E-mail:chiba-jk@chiba-jichiken.net

編集後記

- ◆山の緑が鮮やかな季節になりました。春から夏にかけては、登山を楽しむ人が多くなり、遭難事故が増える時期でもあります。この季節は1年でも最高にうきうきした気分となります。しかし、国会での与党の振る舞いを見るにつけ、「驕る平家は久しからず」と独り言を念仏のようにつぶやく自分に気がつく昨今でもあります。

世界に目を転じると、情勢は不透明で、かつ大変なスピードで変化しています。しかも、その変化の方向は世界平和とは逆の方向へ向かっているようにも思えます。今号では、世界の動向を踏まえ、日本の進むべき正しい方向を見つめ直す企画として、世界の火薬庫といわれる中東地域の政治・経済・宗教等の理解を深める講演録を掲載しました。

山での事故の発生状況を態様別にみると、悪天候等による道迷いが一番多いそうです。もし、道に迷ったら、焦ってむやみにあたりを歩きまわったりせずに、現在地を確認することが可能な所まで引き返し、正しいルートに戻ることを優先させることが原則とのことでした。

日本が中東とどう関わるべきか、講師による「軍事的に関わるというのは日本の場合には無理があり、地域の安定化やテロ等の危機の封じ込め、地域社会における収入源の創出というような、日本が得意とする分野でいかに貢献できるかが重要」との提言は示唆に富んでいました。

- ◆本年5月3日で、日本国憲法は施行70年を迎えました。国会では憲法論議が進められていますが、今回、憲法施行70年特集を組み、現行憲法の存在意義を改めて考えてみることにしました。

現行憲法は、70年もの長期間にわたって、一字一句も変わっていません。しかも、戦後ほぼ一貫して政権の座にあった自民党が1955年以来ずっと憲法改正を掲げてきたにも関わらず、改正されていません。

改憲できなかったのは、戦前・戦中に自由にもものも言えず、つらい戦争体験をした父母・祖父母の世代が改憲の必要性を認めなかったことが大きな理由だと思えます。私たちは、現行憲法ができた背景、憲法に託した先達たちの思いを理解しつつ、改憲が本当に必要なかどうかを判断することが問われています。

雰囲気は踊らされることなく、歴史を振り返り、沈着冷静に物事を決断したいものです。

事務局長 佐藤 晴邦

自治研ちば VOL.23

2017年6月14日発行

発行 一般社団法人

千葉県地方自治研究センター

〒260-0013 千葉市中央区中央4-13-10

千葉県教育会館新館6階

自治労千葉県本部内

TEL 043-225-0020

FAX 043-225-0021

編集 佐藤 晴邦

印刷 (株)メロウリンク企画

頒価 800円(送料別途)

自治研ちば 既刊案内



2016年10月
(vol.21)

- 巻頭言 理事 千葉県議会議員（千葉市稲毛区選出） 天野 行雄
- 自治研センター講演会【講演概要】
「地方創生」の正体～
『ニッポン一億総滑落プラン』と「新・三本の矢」を読む～
東京大学大学院 政治学研究科教授 金井 利之
- 北海道庁の不適切な会計操作報道から夕張市の財政再生計画の見直しを考える
—財政再生計画と自治体職員の尊厳に係る3つの提言
理事長 法政大学法学部教授 宮崎 伸光
- 県議会報告 災害時の住宅セーフティネット構築にむけて
千葉県議会議員（習志野市選出） 鈴木 均
- 寄稿 「自治」の本質と「自己決定権」—沖縄の現実から問い直す
島根県立大学名誉教授 井上 定彦
- 公共の担い手 NPO法人光と風と復興観光まちづくり活動
NPO法人光と風 副理事長 千葉科学大学教授 船倉 武夫
- シリーズ千葉の地域紹介
長柄町 水と緑と笑顔が輝くまち 長柄町役場企画財政課
- 新聞の切り抜き記事から 研究者 鶴岡 美宏
- 今期の入手資料 編集部
- 一般社団法人 千葉県地方自治研究センターの概要（会員募集）
- 編集後記 事務局長 佐藤 晴邦



2017年2月
(vol.22)

- 巻頭言 千葉県議会議員（流山市選出） 小宮 清子
- 第10回千葉県地方自治研究会【基調講演】
21世紀千葉地震に備える～せまり来る首都直下地震の危機～
都市プランナー 前衆議院議員 若井 康彦
- 第10回千葉県自治研究会 パネルディスカッション
司 会 理事長 法政大学法学部教授 宮崎 伸光
コメンテーター 都市プランナー 前衆議院議員 若井 康彦
パネラー 千葉県防災政策課政策班主幹 浅尾 一巳
香取市企画政策課政策班長 吉田 博之
浦安市議会議員 岡野 純子
総合司会 自治労千葉県本部副委員長 金木 正典
- 連載⑩：数字で掴む自治体の姿 理事長 法政大学法学部教授 宮崎 伸光
- 県議会報告 地域の声を女性の視点を県政へ！
千葉県議会議員（市川市選出） 守屋 貴子
- 市議会報告 市原市における林地開発の諸問題
市原市議会議員 宮国 克明
- 公共の担い手 NPO法人ちば里山センター
NPO法人 ちば里山センター 理事長 金親 博榮
- シリーズ「千葉から日本社会を考える」
世界構図激変のなかでの2017年の課題 トランプ新政権登場の現代史的意味
島根県立大学名誉教授 井上 定彦
- シリーズ千葉の地域紹介
長南町 緑の大地と歴史・文化を感じる ちょうなん
長南町役場 企画政策課 広報統計係 若菜 亮佑
- 本の紹介 自治体の「困った空き家」対策→解決への道しるべ 事務局
- 新聞の切り抜き記事から 研究者 井原 慶一
- 今期の入手資料 編集部
- 一般社団法人 千葉県地方自治研究センターの概要（会員募集）
- 編集後記 事務局長 佐藤 晴邦

バックナンバーの申し込みは当研究センターまで 1部800円

中央ろうきんは ピンクリボン運動を 応援しています。

乳がんの早期発見・早期受診・早期治療の大切さを伝える「ピンクリボン運動」。中央ろうきんはその趣旨に賛同し、「お客さまに参加いただく社会貢献活動」として、2011年よりピンクリボン運動を応援しています。

ピンクリボン運動 寄付の対象となるお取引

下記の①・②のお取引1件につき「1円」を、③のお取引1件につき「50円」を、中央ろうきんが公益財団法人日本対がん協会「乳がんをなくすほほえみ基金」に寄付いたします。



寄付の対象となるお取引は、当金庫のシステムで判定可能なものに限らせていただきます。 ※1 同じ月に10万円以上の給与・賞与振込が複数回あった場合、1件としてカウントいたします。 ※2 同じ月における複数回の給与振込を合算すると10万円以上となる場合、1件としてカウントいたします。

皆様のご誠意が

84,208,930円に!

(2016年8月末時点の寄付総額)



① 月10万円以上の給与・賞与振込
1件につき1円を寄付 (※1・2)

② インターネット/
モバイルバンキング(個人版)に
よるお振替・お振込・ご返済
1件につき1円を寄付

③ 女性向け積立預金
「Rukiio わたしの積立」の
新規ご契約
1件につき50円を寄付

〈中央ろうきん〉千葉県本部
TEL : 043-251-5162

詳しくは中央ろうきんホームページで
<https://chuo.rokin.com>

中央ろうきん

検索

R りょうきん あんしん貯蓄バンク 2017年
5月1日現在

この安心を、 家族の成長とともに。

医療タイプ 医療安心タイプ 終身医療5000
総合タイプ 総合2倍タイプ 大型タイプ
がん保障プラス 生きる安心タイプ 傷害安心タイプ
シニア総合タイプ シニア医療タイプ シニア傷害安心タイプ
キッズタイプ キッズワイドタイプ 長生きあんしんプラン

こくみん共済

個人定期生命共済・こども定期生命共済・終身定期生命共済・傷害共済・個人賠償責任共済・終身生命共済・個人医療生命共済

全労済は、営利を目的としない保障の生協として
共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある
暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいて
組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

保障のことなら

全労済

全国労働者共済生活協同組合連合会



ZENROSAINNEWS

じちろう マイカー共済

自動車総合補償共済

ZENROSAI NEWS

5115A398

注目

団体
割引

15%

まずは
見積もりを

見積もり依頼は
組合まで

割安な**職域掛金**に加えて
自治労共済生協組合員には
15%の団体割引を
適用



ご不明な点があれば、まずは組合にご連絡ください。

全労済 全国労働者共済生活協同組合連合会
自治労共済本部 千葉県支部
全日本自治体労働者共済生活協同組合 千葉県支部
TEL: **043-221-2800**

※ご契約にあたってはパンフレットをご覧ください。

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいで組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。



心地よく流れる時間を、すべてのお客様のために・・・優雅で充実したひとときを、心ゆくまでご堪能ください。



ゲストルーム



レストラン「セブンスイーズ」

ウィークエンド&ホリデー ランチバイキング

土・日・祝日限定（年末年始・GW等イベント日を除く）

和洋中の豊富なメニューが自慢のバイキングです。
人気のチョコレートファウンテンもお楽しみください。
チョコレートファウンテンは、都合により実施できない場合もあります。
詳しくは、お問い合わせください。

ご予約・お問い合わせ

Tel.043-248-1128 (レストランセブンスイーズ)

ランチタイム
11:30～14:00

ディナータイム
17:00～21:00 (L.O 20:30)



〈イメージ〉



オークラ千葉ホテル

Okura Frontier Selection

〈ホテルオークラ運営〉

〒260-0024 千葉市中央区中央港1-13-3

TEL:043-248-1111(代)

交通のご案内

お車にて——
◇東関東自動車道「湾岸習志野I.C.」より25分、国道357号を蘇我方面へ、左手より「千葉みなと駅」方面へ右折
電車・モノレールにて——
◇JR京葉線・千葉都市モノレール「千葉みなと駅」より徒歩5分

